

第3部

復旧から生活再建へ

都市基盤施設の被害と復旧

本市の道路に係る被害は144件に達し、橋りょうは24橋に被害があった。公園は、123か所に被害があった。市の管理する河川では、一部で擁壁傾・護岸崩壊などの被害が、水路は約3kmにわたって擁壁・護岸の傾斜、崩壊、亀裂損傷などの被害があった。また、中島川の護岸に被害が発生し、大量の河川水が堤の内側へ流入した。1月20日、宮田市長が県災害対策本部に出向き、貝原知事に漏水防止工事を緊急要請。県は、応急復旧対策として、鋼矢板の打設、土砂投入を施工した。水道施設の中でも、配水管および給水管は大きな被害を受け、市内の配水管すべてに水が行き渡るまで2週間を要した。この時期平常時では市内全域で日量20万m³前後の配水実績があるにもかかわらず、17日当日は14万m³を配水するのがやっとであった。水道局の電話は鳴り放して情報を整理する間もない状況であった。地震発生直後、被災地では瞬時に260万軒の停電が起こったが、午前7時30分には停電軒数は100万軒まで減少。翌18日午前8時には、まだ40万軒が停電していた。地震発生6日後の1月23日に応急送電体制が整い、電力供給がほぼ完了した。市営バスでは、塚口・武庫営業所を合わせた運行本数1,962本中477本、24%に欠行が生じた。

●第1節 土木施設

1 道路・橋りょう

本市の道路に係る被害は144件に達し、とくに被害が大きかったのは、築地地区と戸ノ内地区であった。築地地区の地形はほぼ平坦で、海拔ゼロメートルの低地であり、沖積層のため地盤は軟弱である。

このため築地地区全域にわたり地盤が液状化し、家屋の倒壊や傾斜、地盤沈下が起こり、道路にも大きな被害が発生した。また、戸ノ内地区でも旧猪名

川、神崎川沿いで地盤が液状化し、道路にも大きな被害が発生した。

橋りょうについては24橋に被害があり、そのほとんどが支承の損傷である。被害の状況からみて、東西方向か南西方向に振動したと考えられる。また、橋長15m未満のものについては被害がなかった。

用語の説明

支承：

橋げたの荷重を均等に支えるため、橋台や橋脚と橋げたの間に設置されているもの。車両の通過や温度変化による橋げたのたわみや伸縮を円滑にする機能をもつ。

尼崎市内道路の被災状況（地震災のみ）

被災内容：舗装の陥没、うねり、亀裂、側溝破損、縁石倒壊、法面崩壊その他（平成9年3月末現在・金額：千円）

道路規格	橋りょう災			道路災			合計		
	箇所数	被災延長m	復旧金額	箇所数	被災延長m	復旧金額	箇所数	被災延長m	復旧金額
一般国道	7	1,458	3,112,145	全線	12,500	2,600,168		13,958	5,712,313
県道	6	602	140,000	16	7,451	860,000	22	8,053	1,000,000
市道	24	2,049	225,873	144	45,342	2,277,750	168	47,391	2,503,623

注) 数値は、公共土木施設災害復旧事業における査定箇所にかかるもののみを表示

2 公園・河川

公園については、縁石、石積み、ブロック塀の破損、噴水などの池底の亀裂による漏水や園路等舗装の亀裂・陥没など123か所に被害があった。とくに北雁替市民プールは、支持杭の約80%が切断・損傷を受け、建物が傾斜するなど多大な被害を受け、全面建て替えとなった。

本市の管理する河川については、一部で擁壁傾斜・護岸崩壊などの被害が、また、水路については約3kmにわたって擁壁・護岸の傾斜、崩壊、亀裂損傷などの被害があった。治水上の問題から、土のうによる補強、切梁による補強を行った。



公園内の舗装も破損

3 港湾施設

港湾・海岸では27件、31億504万6,000円の被害があった。

公園の被害状況

(単位：千円)

公園名	主な被害状況	被害金額
武庫豊町緑地	東屋破損 石積み崩壊	6,993
橋公園	園路陥没	6,880
北雁替公園および 同市民プール	園路亀裂 プール建物損傷	244,198
魚つり公園	連絡橋破損 管理棟周辺陥没	17,270
記念公園 総合体育館	アリーナ天井材落 下	8,096
蓬川緑地	園路陥没	10,273
元浜緑地	園路陥没 池破損	11,165
芦原公園 市民プール	プール槽および プールサイド損傷	27,872
城址公園	土塀亀裂 池破損	25,477
武庫川公園	石積み破損	2,887
東町公園	園路陥没	1,648
十間公園	ブロック塀破損	621
浜田公園	東屋破損	1,854
上食満公園	ブロック塀破損	1,803
猪名川風致公園	石積み破損	9,450

河川の被害状況

(単位：千円)

河川名	主な被害状況	被害金額
西富松川	護岸損傷	22,416
大島川	護岸損傷	192,717
又兵衛川	護岸損傷	4,062
大高洲ポンプ場	ポンプ損傷	1,669
西高洲ポンプ場	ポンプ損傷	578
蓬川	護岸傾斜	84,779
常松川	護岸損傷	33,032
生島川	護岸損傷	7,004
野間川	護岸損傷	24,073

兵庫県尼崎港管理事務所発行
「阪神・淡路大震災復旧記録 海・港・
川—よみがえるウォーターフロント」か
ら抜粋

◎東海岸町地区胸壁災害復旧工事

東海岸町の海岸保全施設である胸壁（延長1,113.6 m）は完全な崩壊には至っていないが天端高さが不足し、海岸保全施設としての機能を喪失している状態だった。

なお、この間にある7基の陸閘（4.5m^W×1.85m^H～14.5m^W×2.0m^H、延長180.7m）についても不同沈下により機能を喪失していた。

被災原因は、当初設計で想定した（設計水平震度Kh=0.15）以上の地震力が作用し、埋め立て地盤が不同沈下し、躯体の沈下、法線の不陸を引き起こしたものと考えられた。

復旧断面は延長が長いことから、土圧、水圧の変化に応じて打ち増し区間、取り壊し・新設区間に分けて全6断面を採用した。新設断面は打ち増し工法では躯体の安定が保てないため、自立式鋼矢板工法として地盤高、土質により3断面を採用している。

◎尼崎閘門災害復旧工事

昭和25年に阪神地方を襲った「ジェーン台風」を契機として工業生産と市民生活を恒久的に守るため、西は阪神・武庫川駅から海岸線を周り、東は神崎川上流の新幹線高架までの総延長28kmにも及ぶ第一線防潮堤と、防潮堤内の工場への出入口として閘門式防潮堤（尼崎閘門）の建設が決定され昭和29年に完成をみた。

尼崎閘門は建設後30年以上を経過し、主要構造である閘室内の鋼矢板護岸の腐食が進み、大地震の際には倒壊する危険性が高まった。一方、尼崎市を守る第一線防潮堤は大地震に対応した耐震設計による補強工事が進んでおり、最重要施設である尼崎閘門も同様の補強が必要不可欠なことから、新閘門の建設が閘門（改良）工事として事業採択された。

新閘門の施工は昭和61年度から始まり、平成5年度に「新第二閘門」が概成し、平成6年5月から供用を開始した。これと並行して「新第一閘門」の建設は平成5年度から始まったが、施工中に阪神・淡路大震災が発生し、第一閘門を中心に被災した。

第一閘門は、西側に建設中の新第一閘門が完成して今の役割を終えるまでは新第二閘門と合わせた2基での運用を続ける方針で、簡易な補修方法を選択した。

具体的には、第一閘門西側護岸は、航路側にはらんだ全面に新たな護岸を造り、東側護岸は切断されたタイロッド等を考慮して自立構造とした。

復旧工事は平成7年5月から11月末までの半年間で行い、12月から供用を再開した。

被災状況

(1) 閘門本体：船舶の入出港のための機能

① 新第二閘門

耐震設計により施工されたので、閘門本体には損傷はなかった。しかし、周辺地盤は最大70cmの沈下があった。

② 第一閘門

前後扉室に被害はなかったが鋼矢板構造の閘室護岸法線が最大30cm東側に变化したことに伴い、護岸の土留壁を兼ねた控版が壊れ、タイロッドも破断した。また、周辺地盤が最大1m沈下した。

(2) 受変電設備：閘門門扉開閉の電源設備

受変電設備そのものに被害はなかったが、これを収納している建屋の周辺地盤が沈下し、床スラブの下に空洞が生じたことで受変電設備が傾いた。

また、第一、新第二閘門に通電するための動力線は、その大部分が地下埋設していたため、地盤沈下により緊張力が働いた状態となった。破断はしていないが、不安定な状態にあった。

(3) 防潮堤

目地が開いたり、前後のずれが生じた。

(4) 排水機場：防潮堤内の管理水位維持機能

被害はなかった。しかし、周辺の護岸が壊れて裏埋土砂が流出し、それを排水ポンプが吸い上げると

ポンプを損傷する危険性があった。

◎一級河川中島川災害復旧助成事業

(1) 被害の概要

兵庫県と大阪府の境界を流れ、大阪湾に注ぐ中島川、左門殿川の右岸堤防は市域の3分の1が海拔ゼロメートル地帯である尼崎市周辺市街地への浸水を防ぐ目的で昭和28年に建設されたが、その後第2室戸台風等により高潮災害を被り、2度のかさ上げ補強を施して現在に至っている。今回の地震によって堤体の沈下、表裏護岸にひび割れが発生した。とくに下流寄りの約1.0km間の損傷が大きく、通常の満潮時でもひび割れ部から漏水が見られ、堤内地の工場、家屋床下に浸水した。堤防下の地盤は、地表から4～5mが表土・盛土層、その下にN値2～15のシルトおよび砂層（沖積砂質土層）が5～8m、さらにその下にはN値2～5の沖積シルト、粘土層（沖積粘性土層）が約15m分布している。

(2) 被害の特徴

① 堤防天端の沈下

昭和43年にかさ上げされたL型のコンクリート床版は直径406mm、長さ8～10mの鋼管杭に支持されているが、床版は杭とともに0.1～1.8mほど沈下した。沈下は、下流から2.0km区間が著しく、漏水はこの区間で発生した。3.6kmより上流は川表側に控え杭式鋼矢板を打ち、O.P.+3.0mまで盛土を施しており、押さえ盛土的な効果があったのか沈下変状は10cm程度と少なかった。

② 川表、裏護岸のひび割れ

堤防のり面は、全区間にわたって川表、裏とも無筋コンクリートで施工されており、沈下の大きかった2.0kmより下流は表、裏とも1～2列の連続した幅1～15cmのひび割れが生じていた。このうち、0.5～0.6kmの川表での変化が著しく、1～1.5割のり面が水平に近い状態となっていた。

③ 裏護岸の沈下

天端のL型擁壁下は盛土が施され、裏のり面はコンクリートで保護されている。堤体および護岸がL

型擁壁より10～50cm沈下して擁壁床版下は空洞化し、裏護岸との間に段差が生じていた。

④ 漏水

堤内地盤高がO.P.±0.0～0.6mと低い1.0～2.0km区間では、潮位が高くなると川裏の下部ひび割れ部および施工目地から漏水し、応急仮工事により平成7年2月4日に漏水を止めることができた。

漏水は延長100m当たり47ℓ/s（6回の簡易観測値平均）が確認され、ほとんど濁りもなく塩水そのものであった。

⑤ その他

L型擁壁上は一般道路として開放されていたが、次のような変化が生じ、車輛は通行不能となった。

(a) 縦断方向に10m間隔で設けられている目地に10cmの段差が生じた。

(b) ほぼ水平だった路面が極端に川側に低く傾いた。

(c) 一部の床版が破壊した。

(3) 応急仮工事

地震直後から潮位が高くなる（O.P.+1.50m程度）と漏水が発生し、民家の床下にも浸水した。放置すると破堤するおそれがあるため、短期間で確実に漏水を止める目的で現堤防より川側に約15m離れた場所に鋼矢板（Ⅲ型、ℓ=9.0m、O.P.+3.0m）を打ち、その間をO.P.+3.0mまで盛土する工事に着手。平成7年1月29日に鋼矢板打設が完了し2月18日に盛土を完了した。

◎東海岸町の2基のクレーンの被害

1号クレーンは、1号岸壁のデタッチドピアが海側へ移動し、ポータル（門構）部分が座屈した。また、デタッチ側の車輪が脱輪した結果、海岸側へ倒壊するおそれがあったため解体した。

2号クレーンは、岸壁の変位の結果、走行用レールが曲がった。本体ではセンターポストが破断し、内部の配線が切断された。旋回用の車輪も脱輪し、上部フレームの変形や配線ダクトの破損などの被害があった。

●第2節 水道施設

❖(1) 水道施設の被害

水道施設の中でも、配水管および給水管に大きな被害を受け、市内の配水管すべてに水が行き渡るまで2週間を要するなど市民生活に大きな影響を及ぼした。

本市水道施設の被害状況としては、自己施設の柴島取水場から神崎浄水場にかけての取水、導水、浄水、配水施設については、構造物の壁に小さな亀裂が生じた程度で施設の機能を損なうような大きな被害はなかった。しかし、本市の給水量の約80%を供給する阪神水道企業団では、猪名川事業所系の導水管の一部が損壊した。また、尼崎事業所で、消毒設備が損壊したことなどにより、配水池の溜まり水を細々と配水せざるを得ない状況となった。この時期、平常時では市内全域で日量20万 m^3 前後の配水実績があるにもかかわらず、17日当日は14万 m^3 を配水するのがやっとの状態であった。

配水管については、市南部を中心として130件の被害が発生した。地域別では、南部に被害が多く、とくに国道43号以南で56%にあたる73件の被害が発生した。また、地区を限定した場合、地盤の液状化現象のみられた築地、戸ノ内、東海岸町では、45%



配水管工事現場

にあたる58か所の被害が発生した。

被害の特徴としては、口径の小さい250mm以下の配水管が全体の88%を占め、また被害の形態としては、44%が管体部の破損であり、そしてそのほとんどが鋳鉄管（C I P）であった。次に多かったのは継手部の離脱35%で、そのほとんどがダクタイト鋳鉄管であった。

給水管に至っては、市全域で約1万3,000件もの被害があった。このうち水道局で修繕し被害状況を分析できたものが、6,108件であり、内訳は道路上1,330件、宅地内が4,778件であった。被害の特徴としては、ほとんどが20mm以下の小口径管（82%）で、管種は、硬質塩化ビニル管（V P、81%）、被害形態は、割れ、亀裂（78%）が多く、被害箇所は、継手（45%）および管体（30%）が大部分を占めていた。

地区別で見ると、本庁地区が1,230件、小田地区が525件、大庄地区が692件、立花地区が1,323件、武庫地区1,337件、園田地区1,001件であった。

❖(2) 復 旧

「床下から水が漏れ、家が傾きそうだ」

「水漏れで壁が落ちてきた。早く修繕にきて」

「道路で水が漏れている」

「水が出ない。いつ回復するのか？」

「2、3日前に修繕を申し込んだのにまだ来ない。

早く修繕に来てほしい」

と悲壮な電話が昼夜を問わず相次いだ。修繕伝票を書き終える前に次の電話。局庁舎の電話は鳴り放しで情報を整理する間もない状況であった。

こうした状況から、復旧工事は通報のあった漏水箇所に対しては、水道局の直営および修繕工事委託業者4社を総動員のうえ、手当たり次第に修繕に向かわせた。当然、この体制で対応できる状況にないことから、道路漏水の修繕には心得のある市内の土木業者1社1社に電話で、また、宅地内漏水の修繕は公認業者組合を窓口として、公認業者に取り急ぎ

応援を要請した。さっそく当日には土木業者2社の応援を得ることができた。

翌18日からは、各社が体制を整えて続々と応援に駆けつけ、最終的には市内土木業者29社、公認業者64社となった。しかし、こうした応援を得ながらも復旧体制としてはなお不十分な状況で、さらなる体制の増強に苦慮していたところ、22日に兵庫県から応援の必要性の有無についての照会があり、ぜひにもと要請した。兵庫県が大阪府と調整のうえ、25日から本市公認業者組合を通じて大阪府下12市町の公認業者組合の応援が得られることになった。さらに、翌26日から大手建設会社1社の自発的な応援を得られ、宅地内給水管の復旧工事にあたる作業班を大幅に増強することができた。

このころ、「ちょっと修繕してもらっただけなのに3万円かかった。どうしてこんなに高いのか」「通りががりの業者に修繕を頼んだら、高額の修繕料を請求された」などの苦情が相次いだことから、27日からの車両広報に悪徳商法の注意を加えるとともに、1月30日の市報に掲載を行った。

地震災害による水道管破損は、寒波による破損と違い、構造物の揺さぶりにより壁、タイル、コンクリートなどの亀裂に合わせて水道管の切断や抜けが発生する。このことから、修繕箇所も1か所に止まらず、台所、風呂場、洗面所と破損箇所が数か所に及んだり、家の基礎の下の部分での破損など複雑多岐にわたったことで修繕に時間を要した。修復不可能といったものについては、当面の最低限の給水を確保するため、メーター付近への立水栓の仮設置やキャップ止めなどの応急的な処置工事を無償で行った。

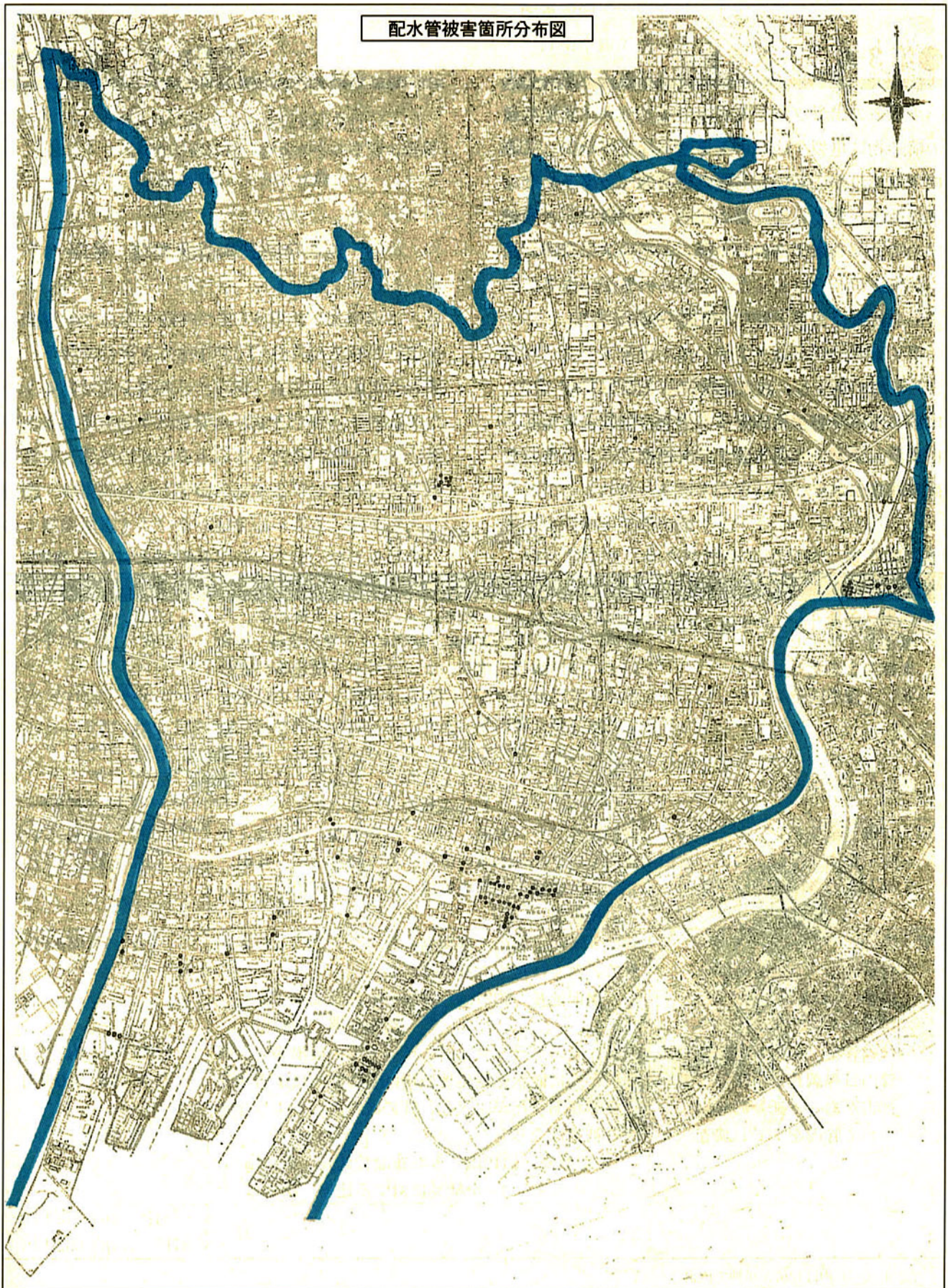
また、市外からの応援業者は本市の地理に不案内であったため、水道局の職員のほか下水道局の職員や公認業者組合にも応援を求め、道路案内者として各応援業者の作業班に配置した。

地震発生後1か月を経過したころから日々の修繕受け付けも大幅に減少してきたことから、復旧体制を縮小しながら、最終的に受け付け件数が平年並み

になった3月25日をもって一応の復旧を完了した。

水道局では、この間延べ2,206班、5,585人が作業にあたり、配水管130件、給水管6,765件合計6,895件の復旧工事を完了した。

なお、公認業者が直接市民から依頼を受け、独自で修繕したと報告を受けたものを合わせると、給水管の復旧工事件数は、1万3,324件に及んだ。



●第3節 下水道施設

下水道のポンプ場・処理場では、土木・建築施設の構造物に亀裂・陥没・不等沈下などが発生し、機械・電気設備においても機器の一部に損傷・変形などの被害が発生した。このため、処理場で下水処理に一時支障を来したが、直接、市民生活に支障となる被害には至らなかった。これらの機能回復のための応急処置は2月上旬にすべて終了した。

管きょについては、管の一部に損傷・クラックなどの被害が発生し、漏水箇所が多くみられた。また、地盤の液状化発生地域では、管の浮上による勾配不良があったが、人孔・管きょの破壊といった重大な被害はなかった。

下水道施設の被害状況

(平成9年3月26日現在)

施設名	被害の内容	被害額
処理場(全体3) 東部第1浄化センター 東部第2浄化センター 北部浄化センター	汚泥掻寄機チェーン脱輪およびフライト板破損、汚泥濃縮槽汚泥掻寄機損傷、配管ダクト類の損傷、建物および場内舗装の亀裂、コンクリート構造物の亀裂および継手部の損傷、門扉およびフェンスの損傷等 〔水処理施設機械等の支障により、一時簡易処理をしたが、北部浄化センターは1月18日、東部第2浄化センターは1月25日、東部第1浄化センターは2月2日に高級処理に復した。〕	(7件 33,896千円) 27件 112,657千円
ポンプ場(全体8) 大庄・栗山・尾浜・高田・富松 ・中在家の各中継ポンプ場	除塵機チェーン脱輪、ポンプ基礎損傷、沈砂池、放流渠および冷却水槽の亀裂、屋上防水シート破損、建物および場内舗装の亀裂、照明器具破損、フェンスの損傷等	(3件 13,332千円) 12件 36,896千円
管渠 ○幹線管渠(全延長約82km) 〔内径1,650mm以上の幹線54路線のうち36路線に被害〕 ○枝線管渠(全延長約951km) 〔管内目視調査で、何らかの被害があった延長約34kmについて管内をテレビ調査〕	管ジョイント部の一部損傷、管クラックによる漏水等で、とくに重大な被害はなし 〔復旧延長 約27km 補修必要箇所324か所 路線比率 約67%〕 人孔、管のクラック、ジョイント部の破損等で、漏水、とくに液状化発生地域では管の浮上による勾配不良等があったが、人孔、管の破壊というような重大な被害はなし 〔復旧延長 約19km うち布設替延長 約7km 全延長に対する比率 約2%〕	4件 74,959千円 (24件 217,047千円) 44件 958,580千円
	計	(34件 264,275千円) 87件 1,183,092千円

注：1 ()内は起債、単独で内書
2 事務費は除いている

●第4節 電力施設

関西電力株式会社神戸支店発行
「兵庫県南部地震被害からの復旧の概要
(応急復旧編)」から抜粋

1 応急・仮復旧基本方針の確立

地震発生直後、瞬時に260万軒の停電が起こったが、7時30分現在の約100万軒の供給支障に対処すべく被害状況を把握した結果、健全な設備または仮留め等、手直しすれば使える設備がかなりあることが判り、需要の減退もあって、台風時などに行う仮復旧・本復旧という手順とは変えて、その前の段階の「応急送電」という体制をとることとした。

即ち、送電・変電設備については、使える設備により系統を構成し、損壊の恐れのある鉄塔は支線により仮留めすることとした。

配電設備については、地中線部分は後にし、出来るだけ架空線で送り込むこととし、また一部損傷の少ない電柱を使うとか、切れた電線を繋いで使用るとか、あるいはルートを変更して健全な設備から延長していくという形で進めた。

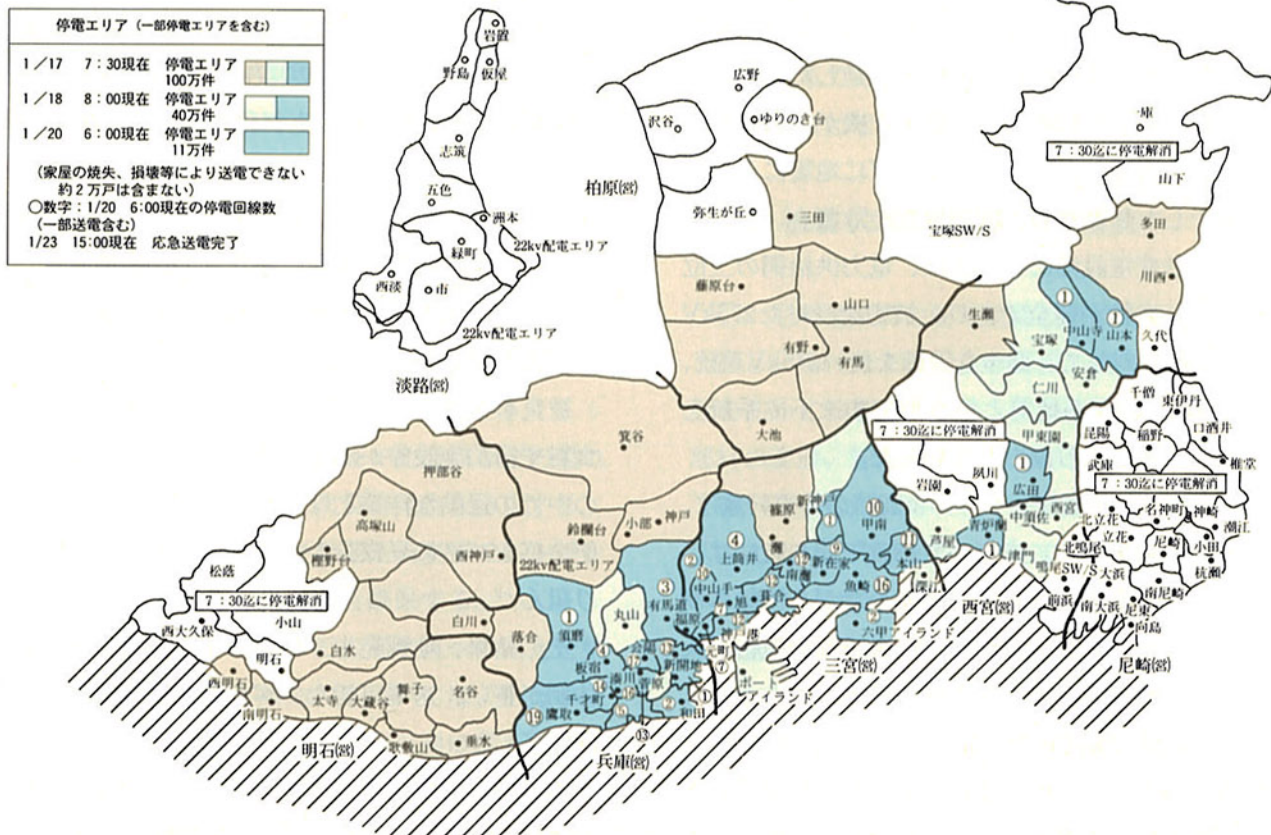
停止した火力発電所については、破損した防振金物等を応急修理し、使用不能となった水タンクは別系統を使用する等により、再起動することとした。

2 復旧対策の基本

(1) 地震発生直後の対応

当社の給電所・変電所・発電所等においては、交替勤務により24時間体制で電力系統の監視・運転等に当たっており、また営業所においては、宿直者を置き夜間の事故等に備えている。

地震発生時、中央給電指令所では、電力需要が1,270万kWから940万kWに急降下するとともに、周波数が定格の60Hzから瞬間的に60.45Hzまで上昇



した。電源側は、火力機が次々に停止し、運転中・起動中の35機のうち、大阪湾から播磨灘にかけての沿岸にある12機が自動停止した。

幸い水力発電所や若狭の原子力発電所には影響はなかった。結局、176万kWの発電支障が生じた。そして送発電設備、配電設備の被害により、兵庫県南東部、大阪府北部、淡路島を中心に、当社の4分の1にあたる260万軒が停電した。

地震発生とそれに伴う大規模の停電発生を把握した給電所は、直ちに機器の操作指令を出し、これを受け、発電所は出力変更を行う一方、変電所では電力機器を操作して健全な系統への切替えや別ルートからの送電を試みた。その結果、午前7時30分には停電軒数は100万軒まで減少できた。

一方、営業所では宿直者がお客さま等からの電話対応や各所への連絡を行い、電力所では無人変電所等へ出勤し、被害状況の確認等に当たった。

(2) 応急復旧

① 電力供給系統の応急復旧

電力の需給については、幸い原子力発電所が健全であったこと、待機中の発電機を起動したこと、および自動停止した12機の火力機中4機がその日のうちに運転を再開したこと等、ならびに地震により需要が減少したことから、問題はなかった。

一方、送変電設備については、電力供給網の上位系の50万V系統が健全であり、被害を受けた275kV以下の系統に対して、健全な設備を使い275kV系統、77kV系統、6kV系統等という形で順次下位系統を構成することにより復旧していった。

これにより、地震発生当日の夜20時の停電軒数は、約50万軒に減少した。また、翌18日午前8時には、一応すべての変電所において不完全ながら供給体制をとることができた。しかし、配電設備の被害が大きく、この時点ではまだ40万軒が停電していた。

② 配電設備の応急復旧

配電設備では、家屋や建物の倒壊などにより3千本以上の電柱が損壊・切損し、焼失したもの1千本

以上、液状化現象に伴う傾斜等を含めると1万本以上の電柱が被害を受けた。

加えて電線の断混線もあり、神戸支店管内では、6kV高圧配電回線の31%にのぼる回線が被害を受けた。とりわけ三宮営業所では、被害が全回線に及んだ。

今回の震災では各地でライフラインが寸断されたが、特に電気は人命の救助・患者の治療、防災・復旧・被災者支援の実施、被災者の精神的不安の解消等には不可欠であり、一刻も早い電気の復旧が望まれた。

復旧にあたっては、全社から応援要員をはじめ高所作業車、穴掘建柱車等の機動車を被災営業所に集めた。工事部門の協力会社からも、当社の要請に応じて、近畿全域から大量の人員・機材の手配・派遣がなされた。

また、全国の電力会社から応援の申し出を受け、各社から多数の応援要員や高圧発電機車等の支援を受けた。

応急復旧にあたっては、早期送電を目指して折れた電柱に副木を当てて使うとか、切れた電線を繋いで使うとか、また多人数の復旧人員に対する指揮命令を徹底させるためブロック化するなど、混乱の中、知恵を絞り工夫を凝らしながら、着実に停電範囲を狭めていった。

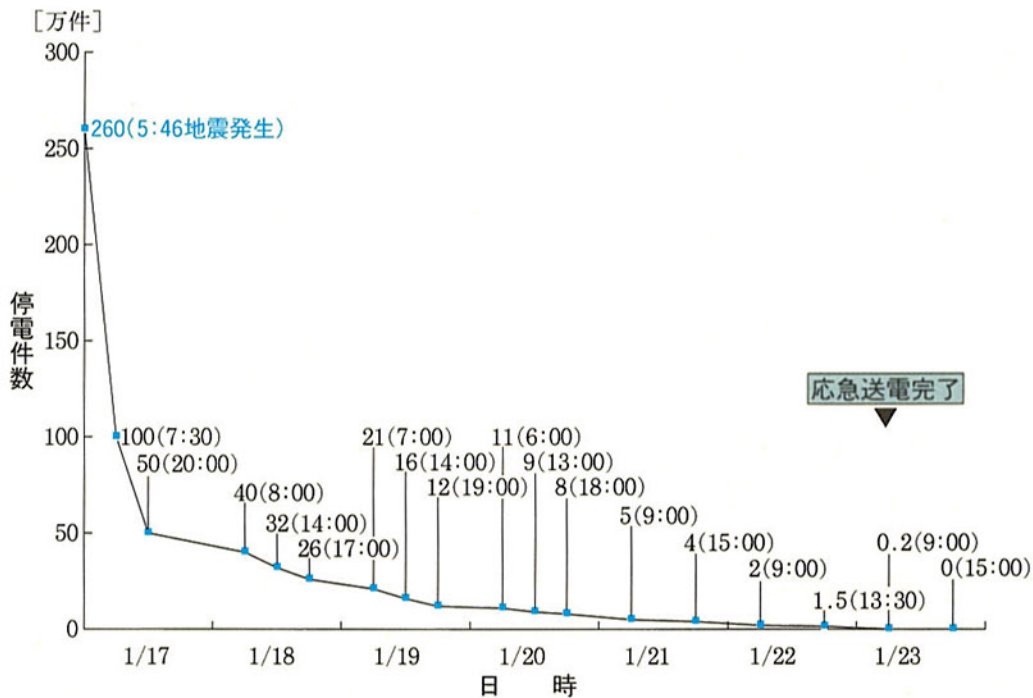
また、復旧作業の実施にあたっては設備安全、作業安全、公衆安全を当社社員が確認した後、送電することを徹底し、二次災害の防止に万全を期した。

被災事業所では、道路の損壊と車の大渋滞のため食料や宿泊施設等が満足に用意できない劣悪な環境の中での過酷な作業となったが、電力マンとしての使命感をバネに昼夜分かたず全力をあげて復旧に取り組んだ。

その結果、地震発生6日後の1月23日に応急送電体制が整い、送電可能なお客さまへの電力供給がほぼ完了した。

因みに、応急送電完了までの7日間の神戸支店における復旧動員数は、最大約5,700人、合計では

停電件数の時間的推移



3万1,750人にのぼった。

(3) 復旧に向けての取り組み

① 仮復旧

バイパスケーブルや仮設線によって仮の系統を構成したもの、応急復旧時点よりも信頼度、送電容量をより強化しておく必要のあるものについては、3月9日に改修工事を終えた。

② 本復旧

本復旧は、基本的には電力設備を震災前の状態に復旧していくことであり、3段階に分けて実施していくこととしている。

まず、梅雨入りまでに地割れや地滑りなどの恐れがある地域の電力施設の二次災害発生を防止する。

次に、電力需要がピークを迎える夏までにトランスの交換などを行い、供給力を確保する。

最後は、台風シーズンまでに風水害への備えを整え、復旧に時間を要するものについては、十分手立てをし、少なくとも年度内完了を目標に進めることとする。

なお、地中線等長期にわたるものについても精力

的に対策を進めていく。このため、神戸支店の人員も約200余名を増強した。

③ 本格復興

今後、新都市構想にマッチした電力設備の形成が求められるであろうが、これについては、地域の復興計画に合わせて設計していく方針である。

3 被害状況の復旧対策の概要

○ 尼崎営業所の配電設備被害の特徴

激しい揺れによる電柱の折損・傾斜が被害の大部分を占めており、この他、鉄塔付近の地割れによる部材の変形、管内南部の川に面した箇所での電柱沈下等が発生した。

このため、管内の全配線306回線の内、28回線(9.2%)が被害を受けた。

設備被害率は、電柱2.2%、電線1.8%、変圧器3.2%であった。

地中線関係については、配電線事故原因となる損傷は見られなかったが、液状化地域での管路折損、人孔破損、ケーブルが引っ張られる現象があった。

尼崎営業所

1 被害の特徴

(1) 外線関係

- ① 鉄塔付近の地割れにより部材の変形が発生した。
- ② 激しい揺れによる電柱折損および傾斜等が900本
- ③ 管内南部および川に面した箇所での電柱沈下が約100本
- ④ ボルト外れによる落下防止金具の未取付箇所に変圧器の傾斜が約1,100件
- ⑤ 変圧器リード抜けによる事故・不点の多発が約110件
- ⑥ 変圧器内部のコイル断線が発生した。
- ⑦ 同軸ケーブルや増幅器の焼損が発生した。

(2) 内線関係

- ① 家屋支持点外れが約1,780件
- ② 計器・BOXの破損が約280件
- ③ 家屋の揺れによる屋内配線の断線
- ④ キュービクル内計器用変成器リード線の混触が多発した。
- ⑤ 計器用変成器のずれ、ボルコンカバー破損による短絡が発生した。
- ⑥ 平型DV線の断線が多かった。
- ⑦ 架空ケーブル引込線で支持点付近の柱・壁の被害が多かった。

(3) 地中線関係

- ① D/L事故原因となる損傷は見られなかった。
- ② 目に見えないためモニター等が入らない。
- ③ 液状化地域での管路折損、人孔破損ケーブルが引っ張られる現象があった。
- ④ 橋の両端、変電所引出口等堅固な構造物との取出口の管路折損が多かった。
- ⑤ 現場打人孔がプレハブ人孔に比べて破損率が高い。

2 復旧作業で苦勞した点、工夫した点

(1) 外線関係

- ① 初期調査段階から優先順位づけを行い早期

復旧に役立った。

- ② 無線の混信で苦勞したが、携帯電話が早く用意され非常に良かった。
- ③ 事故復旧においては、事故箇所が複数以上あり送電には十分注意を払った。
- ④ ガス漏れ発生箇所の付近は送電を見送った。
- ⑤ 液状化した後の傾斜手直しは、工事方法が難しい（ジェット噴射方式でうまくいったものもある）。

(2) 内線関係

- ① 仮送電については、慣れない作業も行った。
- ② 支持点の仮支持にいろいろ工夫した。
- ③ 大災害であり全般的に高所作業車・材料・工具等が不足した。

3 復旧体制関係

(1) 外線関係

- ① 近郊の寮に若年社員が多数おり、比較的早く出社でき、体制もH6・7伊丹激雷事故時に確立されておりスムーズにできた。
- ② 南支店の応援により被害調査・仮復旧工事の体制が整えられた。
- ③ 自宅近くの他事業所へ出社しても、復旧作業の役に立てなかった。

(2) 内線関係

- ① でんき工事ホームセンターの協力が非常に助かった。
- ② お客さまセンターサービス係の7名が内線復旧に加わった。

4 工事関係、資材調達関係

(1) 外線関係

- ① 電柱傾斜が大部分を占めているが、建柱班が1班しかなく応援に頼らざるをえなかった。
- ② 電柱傾斜に伴う側溝の破損の修理が多く、手間取った。

(2) 内線関係

- ① 支持点外れの多発による内線工事が不足し、雨水浸水によるクレームが発生した。
- ② 地震発生1週間後から全撤申込みが多く

なり、対応に追われた。

5 その他（お客さま対応等）

(1) 外線関係

- ① 余震に対して神経質になられており設備の説明に苦勞した（「絶対に倒れないか？」としつこく聞かれた）。
- ② 「大丈夫です」の言葉で安心されるケースもかなりあった。
- ③ 高所作業車で工事中、落下しそうな瓦の取り外しを依頼された。

(2) 内線関係

- ① 電気と火災をダブらせた印象を与える明確な根拠のない報道に士気の低下を心配した。
- ② 天災ということで仮復旧送電できたときは喜ばれた。
- ③ 支持点外れによる家屋損傷で賠償関係の質問に困った。
- ④ 電気温水器の転倒に関する申し出が多発した。
- ⑤ 各避難所から照明の依頼があり投光器の取付をした。

●第5節 ガス施設

大阪ガス株式会社発行「阪神・淡路大震災 被害・復旧記録」から抜粋

地震当日の活動・措置

1 供給停止

地震発生直後から設置された本社および各事業所の対策本部では、状況把握に努めた。当初は正確な状況把握は困難であったが、行政機関、テレビ・ラジオからの情報、顧客からの通報、さらにヘリコプターを飛ばしての目視により、多数の家屋の倒壊や火災、高速道路の損壊など、想像を絶する被害が認められた。

当社では地震対策として、供給区域を地域別に8つのスーパーブロックに分割し、これらをさらに55のミドルブロックに分割して、地震発生時に被害の大きいブロックを分離、独立させ、そのブロックへの供給を停止できるようにしている。

今回の震災では、被害の状況と大規模な供給停止による顧客への影響度合いや復旧の困難などを比較勘案し、二次災害防止の観点を優先して17日午前11時30分に「神戸2」「神戸3」の供給停止を決定した。続いて、17日のうちに「大阪北7」「神戸1」「神戸4」ブロックの供給を停止した。

また18日以降には、神戸5ブロック内で二次災害防止のため3つの団地への供給を停止するとともに、ガス管内に水が流入して供給に支障が出たため、14か所で局部的に供給を停止した。最終的には供給を停止した戸数は85万7,400戸となった。

これは過去最高である昭和53年6月の宮城県沖地震における約15万戸の供給停止を大きく上回り、当社はもとより日本のガス事業者として初めて経験する大規模な供給停止となった。

追加供給停止の日時と戸数

(地震によりガス管内に水が流入し供給支障が発生したため供給を停止)

事故発生日時	出不良発生の場所	停止戸数	復旧対象戸数
1月18日 5:00	大阪市 大正区鶴町	4,003	4,003
1月18日 8:00	豊中市 千里園	519	519
1月18日 15:00	大阪市 西淀川区佃	1,619	1,619
1月18日 17:00	大阪市 此花区西島	454	454
1月18日 17:00	伊丹市 中野西	804	804
1月18日 22:00	伊丹市 池尻3丁目	97	97
1月19日 10:00	尼崎市 立花町	3,022	3,022
1月19日 11:00	神戸市 北区花山台	403	403
1月19日 16:00	大阪市 此花区伝法	103	103
1月19日 17:00	尼崎市 常松1丁目	166	166
1月20日 16:00	尼崎市 東本町	396	396
1月21日 13:00	神戸市 北区南5条	497	497
1月21日 18:00	尼崎市 南塚口	81	81
1月23日 23:00	神戸市北区 大池見山台	299	299
	合計	12,463	12,463

復旧活動

1 活動開始

復旧活動は二次災害防止のために供給停止した顧客約86万戸を対象として行った。またこれと並行して、被害の比較的軽微な尼崎地区（兵庫供給部エリア）、淀川地区（大阪供給部エリア）、北摂地区（北部供給部エリア）では供給を継続しながら被害箇所の修繕を行った。

地震発生当日、まず地震の影響の少なかった南部・

東部・京都・奈良・和歌山の各地区から、応援隊を兵庫および大阪、北部の供給継続地域に派遣し、漏れ箇所および差水箇所の修繕を進めた。供給継続地域の漏れ修繕は、1月31日まで312班、2,235名の体制で実施した。

また、供給停止操作後、中圧設備の点検を進めていた中圧供給隊も1月19日には新たに発足した中圧修繕隊と協力して本格的な中圧復旧作業に着手した。

当社では日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救済措置要綱」に基づき、1月18日にガス協会近畿部会を通じて救援を要請した（日本ガス協会では1月17日に先遣隊10名の派遣を行い、当社対策本部と協議を開始）。1月19日には第1次応援隊が到着、翌1月20日には第2次応援隊も到着し、供給停止地区の低圧導管網の復旧作業を開始した。当社の部隊も、供給継続地区の漏れ修繕作業が完了し次第、順次、供給停止地区の復旧作業に合流し、2月上旬には本格的な復旧体制が整った。

2 復旧作業の進捗

復旧にあたっては、まず病院、火葬場、ゴミ焼却場などの社会的に重要な施設へ早期にガスを供給再開するため、ならびに低圧供給顧客の復旧を進める際に必要となるガス供給源を早期に確保するため、中圧導管の復旧を24時間体制で実施した。中圧の復旧作業では、ガスの圧力を段階的に上げながら漏れ箇所を発見し、修繕を行う。このため、復旧作業はガス圧力の昇降の繰り返しとなり、作業を安全かつ効率的に行うため、工事会社と緊密に連携をとりながら作業を進めた。この結果、2月11日には一部の路線を除き中圧供給顧客の復旧と低圧復旧のための供給源を確保することができた。

低圧で供給している顧客の復旧にあたっては、供給を停止した5つのミドルブロックに合計220余りの復旧セクターを設けた。そして、地区別に各修繕隊が20前後の復旧セクターの復旧を担当した。作業は「1日でも早く1戸でも多くの顧客を復旧する」という観点から、被害の軽微な供給継続地域の周辺部分から開始した。復旧作業は現地対策本部から離

れた地域で行われるため、川西、宝塚、三田、明石などに前進基地を設け移動時間の短縮をはかった。

復旧作業地域が激震地区に進むにつれて様々な困難に遭遇した。このため、対策本部では、現場の状況にあわせてどのようにすれば復旧作業が効率的に進むかを検討し、ハード・ソフト両面から様々な工夫を行った。

復旧作業を最も困難にしたのが、水の流入である。当初は鉏路沖地震の実績などから1セクターを4～5日間で復旧できると想定していたが、ガス管内に大量に流入した水や土砂の排出に手間取り、1セクターの復旧に1週間以上かかることもあった。阪神間では六甲山と海にはさまれた坂の多い街並みが続き、高台で入った水がガス管内を流れ低い所にたまる。このため、顧客のガスメーターを外すと水が勢いよく出てくる現場や1トン以上の水を抜いてもまだ水が出続ける現場もあった。水の流入があまりに

行政区別の供給停止戸数

行政区	供給停止戸数
神戸市	493,050
東灘区	86,700
灘区	63,550
中央区	70,500
兵庫区	63,200
長田区	64,600
須磨区	32,400
垂水区	87,300
北区	12,200
西区	12,600
尼崎市	3,650
明石市	24,200
西宮市	170,400
芦屋市	37,600
伊丹市	2,100
宝塚市	69,100
川西市	39,500
猪名川町	5,200
大阪市	6,150
豊中市	500
池田市	50
豊能町	5,900
合計	857,400

も多いため、急きょ、吸引式の水抜き機を導入し、現場で利用した。また、液状化現象の発生している現場では、管内に土砂が流入しガス管をふさいでいる場合もあった。このような現場では、下水管の洗浄に利用する高圧洗浄車とバキュームカーが威力を發揮した。

この他、道路渋滞による現場到着の遅れを避けるため、組合の協力を得て早朝出勤を行い、少しでも作業に早く着手できるよう努めた。

また、この頃になると倒壊した家屋が道路を塞ぎ、復旧作業に着手できない現場が増えてきた。このような路線では、修繕隊は次のセクターの復旧に進まなければならないため、道路に埋設されているガスの本支管や顧客への引き込み管を切断し、調査継続路線として修繕隊から復旧フォロー隊に復旧業務を引き継いだ。

週末や雨の日、夜間も作業を続け、3月10日には復旧対象となる顧客の80%を復旧することができ、震度7の激震地区を残すのみとなった。前進基地もこの带状の未復旧地区の周辺に集中させた。この激震地区では、ガス管内の水、土砂に加え、倒壊家屋が大幅に増え、各戸への引き込み管を本支管から切り離す作業などで復旧効率は大幅に低下した。このため、作業効率を向上させるため、復旧先行隊とよばれる引き込み管切り離しの専門部隊を編成した。また、倒壊家屋の解体・整地を行っている場合には、ダンプカーなどの出入りが多く復旧作業に着手できないため、工期の調整や臨時供給の手配などを行った。

●第6節 電気通信施設

日本電信電話(株)尼崎支店作成資料「尼崎支店における『阪神・淡路大震災』に伴う被害及び復旧活動について」から抜粋

I 尼崎支店における取組み経緯

- 1/17(火) ★大地震発生
 - ・CUSTOM運用開始
 - ・支店災害対策本部設置
 - ・災害復旧活動開始
- 1/18(水) ・臨時公衆電話及び特設公衆電話設置開始
- 1/19(木) ・市役所災害対策用臨時回線の設置開始
- 1/20(金) ・本社法人営業部等と連携した重要ユーザー対応開始
- 1/21(土) ・市役所にTV会議システムを設置
- 1/22(日) ・難聴者対策用FAXの設置開始
- 1/23(月) ・営業窓口に来客者殺到し、CUSTOMによる事務輻輳のため「仮時受付」処理に変更
 - ・⑤B回線増設(528回線)
 - ・武庫B、尼崎C、SLICPKG増設(48回線)
- 1/24(火) ・窓口に来客者殺到したため10時50分で閉鎖
 - ・直営工事グループを編成する。(大口ユーザー対応)
- 1/25(水) ・殺到する来客者へ「仮受付」で対応し、営業時間を維持
- 1/26(木) ・104回線の設定先変更(神戸⇄大阪)
- 1/27(金) ・尼崎C、尼東C、尼北D、SLICPKG増設(552回線)
 - ・支援者用のCUSTOM端末(3台)の増設工事

- 1/28(土)～1/29(日)
 - ・営業窓口及び116の臨時開店
- 1/30(月) ・キャプテンによる震災情報提供(阪神尼崎駅)
 - ・「避難場所FAXおことづけサービス」の開始
- 1/31(火) ・仮設住宅への電話取り付け作業の開始
- 2/4(土) ・営業窓口及び116の臨時開店
- 2/5(日) ・ライフライン電話帳を避難場所に配付
- 2/6(月)～
 - ・通勤困難社員へ宿泊施設の措置
- 2/7(火) ・CULTASのサービス開始
- 2/9(水) ・尼東B、SLICPKG増設(224回線)
 - ・尼崎SO工事レスキュー隊編成
- 2/11(土) ・営業窓口及び116の臨時開店
- 2/17(金) ・SO工事等稼働支援の第一陣到着(北海道、四国、北陸から100名)
- 2/20(月) ・支店災害対策本部から復旧本部へ変更
- 3/5(日) ・尼崎市合同慰霊祭
- 3/9(木) ・尼崎市震災復興基本計画策定委員会の開催

II 通信サービスの確保状況

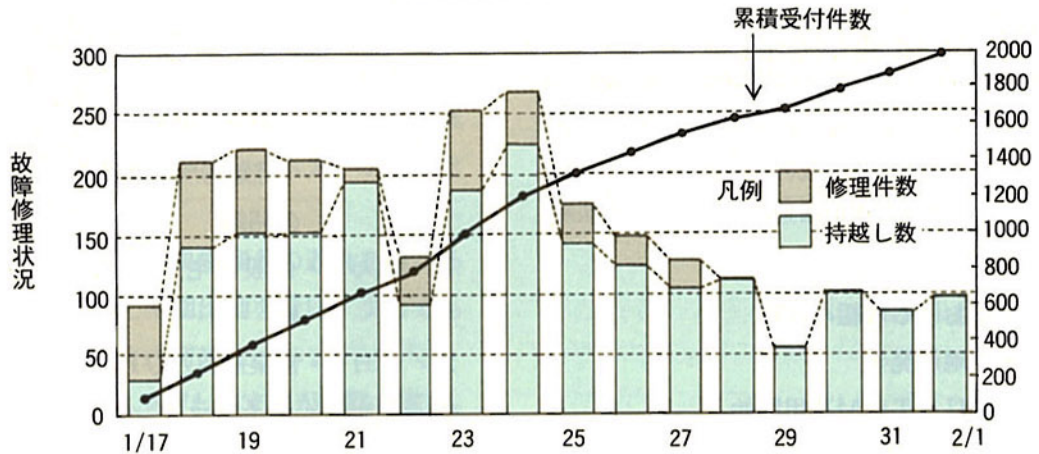
1 故障処理件数

(1) 一般加入電話サービス

- ① 1月28日以降持越し修理を解消し、即日修理のサービス水準まで回復
- ② 1月31日の応急復旧完了宣言までに1,875件の故障修理、通常の約2.5倍
- ③ 故障箇所は、引込線が34%、屋内線や電話機等宅内設備が60%を占める。
- ④ 修理業務に当たっては、支店の総合メンテナンス担当(4人配置)によるTEに当たる支援

- (2) 公衆電話サービス〔全公衆電話の点検(3,372台)〕

【故障修理状況】



① 点検の実施

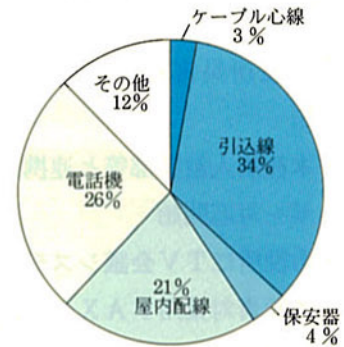
- 1) 委託公衆は社員による電話と訪問調査、キャビネットは公共電話サービス、直営公衆は共済会
- 2) 公衆電話故障：故障率 357件（10.6%）、金庫充満 87件（2.6%）
- 3) 施設罹災：BOX 17件（3.0%）、キャビネット 73件（6.6%）

② 支店の公衆電話担当による故障修理のTE支援（2人配置）及び金庫充満対策の実施

(3) 専用線サービス

- ① 故障発生は2月1日以降、平常時（約2件/日）まで回復（累計修理回数：82回線）

【故障箇所の構成】



2 設備の被害状況

*数値は平成7年3月15日現在

項目	電柱傾斜等	ケーブル故障	ケーブル垂下	引込垂下	引込切断	と う 道	管路/MM
被災件数	230本	21件	38件	1,450件	215件	12カ所	7件/21件
措置件数	128	21	38	1,450	215	3	0 / 21
未措置数	102	0	0	0	0	9	7 / 0

注)：「未措置」については、今後計画的に措置していくこととしている。
 ※サービス回復が困難と判断される回線数（約1,100回線）

- 3 サービス回復が困難と判断される回数線
(約1,100回線)

Ⅲ 復旧額及び減収見込み額

1 復旧額

通信設備	4億円	土木設備 2.1億円 線路設備 1.9億円
局舎		0.2億円

2 基本料金の減収見込み額

平成6年度	7億4,700万円
7年度	2億800万円
合計	9億5,500万円

3 仮設住宅等への対応

平成7年3月14日現在

	箇所数	戸数	工事実施率
仮設住宅	23	1,600	28%
市営住宅等	23	182	100%
合計	46	1,782	35%

*工事実施率：先行工事数を示し、開通数とは一致しない

Ⅳ 災害救助措置及び大口ユーザ対応

1 特殊公衆電話等の設置

- (1) 設置箇所 92か所
(2) 総回線数 220回線
(3) 電話機数 110台
(4) 難聴者FAX 91台
(5) おしらせFAX 10か所、19台

2 災害対策用臨時電話の設置

- (1) 市役所関係 102L
(2) 教育委員会 12L
(3) 県警 1L
(4) 新聞社 3L
(5) 復旧工事(水道、新幹線等) 14L

○阪神・淡路大震災に伴う尼崎支店の災害復旧の実施について

1 実施状況

- (1) 通信サービスの確保実施状況(被災した通信サービスの復旧・確保への取り組み)

- ① 尼崎支店災害対策本部の設置(1/17AM

8:00技サセンター⇨PM2:00支店長室)

- ② 日々尼崎市災害対策本部室に出向き、被災状況及び尼崎市災害対策本部の動向に関する情報の早期把握とそれに基づく設備対応の実施

- ③ 尼崎市役所への災害対策用等臨時電話の設置(102回線)、特設公衆電話の設置(220回線・電話110台、FAX110台)及びTV会議回線の設置

- ④ 急増する転出入オーダーに対応するためのSO工事実施体制の確立

- 1) SO工事レスキュー隊(自支店10名)によるSO工事の実施(約250件)

- 2) 他支社からSO工事支援部隊の派遣(4支社⇨約100名)

- 3) CUSTOMオーダー投入体制の強化(本社等)

- ⑤ 他支社から所外復旧工事支援部隊の派遣(2支社⇨約50名)

- ⑥ 仮設住宅に伴う一般加入者端子(1,248端子)及びISM端子(26端子)増設

- ⑦ 交換機の異常措置及び網措置

- ⑧ トラヒック増加に伴うZCへの回線増設(5B560回線)

- ⑨ 104回線(尼崎Bu)を神戸NPSから大阪NPSに振替(30回線)

- ⑩ 法人営業部と連携した被災地からの転入大口91ユーザーの回線復旧措置(電話222、回線・専用7回線・INS4回線)

- (2) 被災者への支援実施状況

- ① 避難者へのライフライン確保に向けた「特設公衆電話」の設置

【92か所、220回線】

～1月19日	27か所	55回線
～1月22日	60か所	150回線
～1月30日	5か所	15回線

- ② 「おことづけFAX」の設置

1月25日 10か所 29回線

③ 震災情報のビデオテックス設置（阪神尼崎
駅構内：1月30日サービス開始）

○お客様サービス

今回の阪神・淡路大震災における料金措置として、
①基本料の減免、②支払期限の延長、③料金改定時期の延伸、④ライフライン確保のための利用停止解除等の措置を行った。

なお、支払期限の延長については一般請求書を対象とし、口座振替のお客様は通常どおりの振替としたことから、「料金お問合せセンター」を設置し口座振替のお客様の支払期限延長のお申し出を受けることとした。

基本料等の減免について

(1) 減免内容および対象地域

被災地における電話の基本料等を、地震当日（1月17日）から2月末日まで無料とした。

なお、3月以降も利用できない電話の基本料等は引き続き無料とするとともに、回線復旧に伴う工事も無料とした。

また、2月1日から実施した料金改定に関して被災地におけるすべての電話の基本料は7月末日まで現行料金のままとした。

① 被災地（11市7町）

兵庫県——神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、明石、三木、洲本市、津名郡の津名・淡路・北淡・一宮町、東浦・五色町、三原郡の西淡町
大阪府——豊中市

② 対象加入者 約200万加入

③ 加入電話の収容区域と、市町村の境界が必ずしも一致していないことから、周辺地域も含めて対象地域とした。

(2) 減免対象料金

回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等の月額料金

(3) 料金減免のお客様周知

料金減免対象のお客様に、請求書等に減免内容を

記載したお見舞い文を同封した。

お見舞い文送付期間

：平成7年1料金月D群～2料金月C群

(4) 支払期限の延長

① 一般請求書でお支払のお客様

- 1) 1月中に支払期限の到来するもの
3か月の延長
- 2) 2月中に支払期限の到来するもの
2か月の延長
- 3) 3月中に支払期限の到来するもの
1か月の延長

●第7節 交通機関

1 市営バス

地震発生後、塚口営業所では、午前6時ごろ、運行管理代務者が路線パトロールに出発していった。

一方、武庫営業所では、出庫させるかどうか塚口営業所に相談しようとするが、連絡不能となっていた。

塚口営業所では、路線パトロール車から、道路状況は信号機が点いていない程度で大きな被害はないとの報告を受けるとともに、営業所周辺にも大した被害がなかったことから、各乗務員に対し異常を発見した場合、ただちに運行を中止し、報告するよう指示して出庫させた。

ただし、92勤務中16勤務について、欠行となった。

武庫営業所では、副所長が出勤してきたので、運行管理代務者が路線パトロールに出た。

営業所から宮ノ北団地に向かう途中、国道171号線から宮ノ北団地までは、屋根瓦などが道路に散乱していたが、バスの運行は注意すれば可能であった。次に、宮ノ北団地から常松まで行き、常松の新幹線高架下では、橋脚が落下していたが、1m程度であり、この時点ではバスは十分通過可能な高さであった。西昆陽1丁目で電話連絡しようとしたが、多くの人が電話待ちしていたため、無線でその旨連絡した。西昆陽1丁目から時友を通り武庫之荘駅までパトロールを実施し、武庫之荘駅から西武庫を通り、武庫元町1丁目から武庫商店街をへて営業所に帰所したが、西武庫から武庫元町1丁目の間は、ブロック塀が倒れており、道路の幅3分の1ほどまで散乱していたが、バスの片側通行は可能であった。

道路は普段に比べすいており、阪急電車が不通となっていたこともあり、途中のバス停には、乗客はほとんどいなかった。バスの運行が遅れたり、欠行したりしていたが、乗客の苦情や問い合わせはほとんどなく、むしろ他のバスが運行していないのに、

市バスが運行していると聞いて、びっくりしたり感心したりしている様子であった。

塚口営業所では、運行計画担当課職員が南部へ路線パトロールに出発していった。

パトロールを始めたころは、信号が作動していなかった程度で、路線上は大きな支障は認められなかったが、南部地域へ行くほど被害が大きくなっていった。中浜交差点付近では道路冠水により通行不能となっており、中洲橋道路の陥没、東海岸町交差点道路の陥没などが確認された。

武庫営業所では、ようやく無線により塚口営業所が出庫させていることが確認できたことから、できる限り安全運行に努め道路状況などに注意して運行するよう指示し、全車を出庫させた。

体験

出庫すぐに常松から武庫之荘までの間を運行した。常松までの回送途中、新幹線高架下では、橋げたが上から約2m程度まで落下し、線路が空中に浮いていた。道路には橋げたの大きなコンクリート片が散乱しており、一部道路をふさいでいたが、バスの高さすれすれで、道を選んで通過することができた。常松での乗客は2～3人で、途中の停留所でも各1人程度の乗車しかなく、通常武庫之荘までの乗客が30～35人はあるのに、6～7人程度であった。

バスのタイヤは、地震の影響でかなり遅れ等があり乱れていたが、乗客からは一言の苦情もなく、むしろ「バスは運行していないのではないかと心配しながら待っていた」といった声をかけられ、かえってこのような状況でバスを運行していることに感謝された。

運行中、マンションが傾いていたり、道路がひび割れていたりして、走行環境は良くなかったが、車の通行量が普段より少なく、道路の安全な部分を選んで走行することができた。

また、阪急電車が不通になっており、そのことを乗客に話すと、びっくりしてどこかに連絡するために公衆電話のところへ行く人が多かった。

なお、武庫之荘から発車するバスには、ほとんど乗客はいなかった。

塚口営業所では、明倫中学校前の電柱が倒壊し、通行不可能との報告が入り、50番波洲稲葉荘線および18・19番南部循環線の出屋敷から大庄西までの区間については、最初は、国道2号線、その後43号線に切り替えて運行した。

午後1時に電柱が撤去されるとともに、正常運行に戻した。

引き続き路線パトロール車から異状報告が入り、う回などの対応に追われた。

東高洲橋付近の道路陥没で運行不能となり、あわせて南初島町付近の道路状態不良、東海岸町交差点の道路陥没、大高洲町付近の中島川護岸沿いの道路崩壊等により、53・54番東海岸町線の運行を中止し



高洲バス停留所の被害

た。

八幡橋付近中浜バス停付近と中洲橋付近の道路陥没により、80・81番中浜線の出屋敷から第三発電所間と83番の出屋敷―神戸製鋼間の運行を休止、63番浜田線は中浜から八幡橋經由大浜1丁目までの間を道意から道意町6丁目經由元浜間にう回し、運行させた。守部公園付近でガス漏れが発生し、同公園前道路が通行できなくなったため、16番西部循環線^特については、水堂町4丁目から西武庫までを尼宝線と園田西武庫線を通してう回運行を行うとともに、49番南武庫・七松線についても水堂町4丁目から南武庫之荘5丁目までを尼宝線を通してう回運行させた。

引き続き路線パトロール車から異状報告が入り、う回などの対応に追われた。

また、各地で道路渋滞が発生、とくに市西部地域の渋滞が著しく、早出勤務により出庫したバスが渋滞のため入庫が大幅に遅れたことから、午後に出庫する車両の手配が非常に困難となり、その対応に追われた。

塚口営業所では、当日の175勤務のうち33勤務が確保できず、また、入庫遅れが続き30分未満の遅れが23勤務、30分以上60分未満の遅れが10勤務、60分以上の遅れが17勤務の計50勤務で、全体の29%の影響となる。最大は6時間27分の遅れ。また、塚口・武庫営業所を合わせた運行本数1,962本中477本、24%に欠行が生じる。武庫営業所では、とくに阪神尼崎方面に運行しているバスの遅れや、尼宝線の渋滞による欠行、遅れがしだいにひどくなり始めたため、午後過ぎごろに宮ノ北団地方面へ行く路線の主なバス停（宮ノ北団地、髭茶屋、常松など）に、「地震の影響に伴う道路渋滞、通行止めのため、運行ダイヤが乱れていますのでご了承ください」といった内容のお知らせ文を掲示した。

事務職員についても順次出勤してくるが、この時点で出勤できた局および塚口営業所の事務職員は30人中22人であった。

交通局災害対策会議を設置し、その際、各課の主な事務分担を、下表のとおりと定めるが、所属職員については弾力的に対応し、随時手の空いている職員が応援することとした。

交通局各課の主な事務分担

課名	主な事務
総務課	災害対策本部ほか外部との連絡調整、職員の食事等の対応等
経営課	局内の情報収集、乗客周知等
計画推進担当課	路線確保、乗客周知
営業課	運行確保

交通局災害対策会議後、市内各地の被害状況およびう回運行状況等に基づき、必要なバス停等への案

内看板等の設置を行うため、案内看板の作成を行うとともに、設置作業のため分担して各バス停を回った。

また、乗務員から被害報告が入るたびに現場へ急行し、その状況把握に努めた。

武庫営業所では、ガスはすみやかに復旧したが、水道が断水していたため、食堂が機能しなくなったことから、職員の昼食と夜食の対応として水の補給およびにぎり飯を、27日までの間午前1回午後1回、塚口営業所から搬送した。水洗便所については、近くの水路から、ポリバケツで必要に応じて水を汲み上げ対応した。

災害対策本部情報班には、正午現在の「稼働率、欠行路線数及び影響人員数」について報告を行った。

以後、午後1時現在、4時現在で報告した。

計画推進担当課職員が再度路線パトロールに出発し、武庫営業所南側道路から武庫川堤防への道路に

体験

道路のあちらこちらにガレキの破片が散乱しており、非常に走行しにくかった。

とくに常松の新幹線高架下は、運行していても、時々余震の影響でパラパラとコンクリートの破片が上から落ちてきており、その散乱した破片を踏みつけて運行しなければならない状況であった。常松の高架下の信号機は、傾斜していていつ倒れても不思議ではない状況で、結局午後9時ごろ警察のパトカーが来て、非常に危険なのでそこは通らないようにと指示があり、通行止めとなった。

乗客は、非常に少なく、午後8時43分宮ノ北団地発武庫之荘行きは、常松で1人乗車ただけであり、その他の運行でも1運行せいぜい5人までの乗客であった。

夕方、営業所から宮ノ北団地へ回送する際、武庫支所の前に給水車が来て、そのまわりに人垣ができてなかなか通れなかったことや、武庫之荘駅前の喫茶店横の電線が垂れ下がった状態になった時に運行が遅れた程度で、40番武庫之荘線45番武庫元町線等の北部の運行は、他の幹線のような、とくにひどい渋滞には会わなかった。

亀裂を確認した後、尼崎港の道路陥没の補修について、尼崎港管理事務所業務課に依頼に行く。その後、阪神尼崎ロータリーで乗客案内を行った。

1月18日

始発から西昆陽線等の運行を休止するための準備に追われた。

市内の道路渋滞の状況を調査するため、各課分担して、主に事務職員が中心となり市内の路線パトロールを実施した。引き続き、この日以降3月31日まで毎日午前6時から午後11時にかけて路線パトロールを実施した。パトロール車は24日までは2台、25日以降は交通規制が強化されたため3台に増やした。

山陽新幹線の常松付近の高架橋げたが崩れ、宙吊りの状態であったが、17日はその下の常松から西昆陽へ向かう道路について通行できるものと判断して、宮の北方面のバスを運行していた。しかし、落下の危険性が非常に高くなったため、18日始発から通行不可能となり、41番西昆陽線の運行を休止するとともに、40・40-2番武庫之荘線については、武庫之荘から武庫工業高校バス停までで折り返し運行を行い、40-3番常吉武庫之荘線については、武庫工業高校から武庫之荘間のみの運行、16番西部循環線^特については阪神尼崎から武庫元町1丁目間のみの運行とし、17番西部循環線^特については、武庫元町から武庫工業高校までの間は、尼宝線を通ってう回運行を行った。

1月19日

道路状況や異常事態に対して運行指示が的確に行えるよう、全課長と労働組合代表で、地震対策特別協議会を設置した。

尼崎港方向転回のため、住金物流(株)の正門敷地に乗り入れられるよう依頼した。

環境事業部の臨時停留所設置のため日東化成(株)に依頼した。

八幡橋付近の道路陥没が復旧したことから、80・81・84番中浜線および63番浜田線を正常運行に戻した。

東高洲橋付近の道路陥没が復旧したことから、54

番東海岸町線の阪神尼崎－尼崎港間を正常運行に戻した。ただし、尼崎港での方向転回場所については、従来東海岸町護岸道路を使って方向転回していたが、当該部分について亀裂等が入り走行できなくなったことから、住金物流(株)の正門部分を使って方向転回を行った。

宮ノ北団地方面臨時運行のため、尼宝線イズミヤ～時友間の運行について、阪神バスに電話で了解を得た。

1月20日

地震対策特別協議会を開催し、宮ノ北団地方面については、他に公共交通機関がないこと、およびこのまま放置すると乗客逸走が激しくなるおそれがあることから、至急に対応する必要があったため、始発から武庫ノ荘を出て尼宝線を北上し、昆陽里交差点から国道171号線を経由して髭茶屋へ行き、宮ノ北団地へ向かう臨時路線を設定して運行を開始した。

猪名寺2丁目付近の山陽新幹線高架橋げたが崩れており、今後、落下の危険性があるとのことで、同橋げた下の道路が、午後2時30分から通行不可となったことから、20番猪名寺線は、山陽新幹線高架下を通過せず、その手前の側道を左折し、JR猪名寺駅に入らず、そのまま回して阪急園田へ向かう運行とした。また、JR猪名寺駅バス停は、新幹線側道に臨時停留所を設置した。

1月21日

中浜町から大浜1丁目の道路で、水道工事を行うため通行不可能となったことから、80・81・83番中浜線および63番浜田線の、道意から八幡橋、大浜1丁目間については、道意から道意6丁目、元浜間を通りう回運行を行った。

中島川堤防が決壊するおそれが生じたため、緊急時に付近住民の避難輸送が行えるよう要請があり、緊急時の輸送計画を策定した。

1月22日

85番中浜線（ファミリーパーク行）については、1月22日の日曜日は震災の影響により、それ以降はファミリーパークが震災後のガレキ処分場となり1



阪急武庫之荘バス停留所

月29日以降休園となったことから、運行を休止し、83番中浜線として運行を行う。なお、ファミリーパークは、そのまま閉園となったことから、3月31日をもって、同路線は廃止とした。

1月23日

宮ノ北団地方面路線の朝夕ラッシュ時における乗客調査を実施した。

地震対策特別協議会を開催し、53番東海岸町線については、乗客の要望により阪神尼崎－JR尼崎間のうち阪神尼崎－尼崎港（54番の路線で運行するため尼崎港についてもバス停扱いした）の間についてのみ、運行を始発から開始した。

1月24日

宮ノ北団地方面の朝ラッシュ時における乗客調査を実施した。

同日および翌25日に地震対策特別協議会を開催した。1月27日、中洲橋が落下の危険性があるとのことで通行不能となったため、始発から81・83番中浜線は、出屋敷から道意の間を国道43号線を使ってう回運行を行った。

また、中浜町から大浜1丁目の道路での水道工事の完了に伴い、道意から大浜1丁目までう回運行80・81・83番の中浜線および63番浜田線は、同区間につ

いて、始発から正常運行に戻した。

宮ノ北団地行き臨時路線のうち、北行については、尼宝線が大渋滞となり身動きのとれない状態であった。このため、常松1丁目の国道171号線側道付近の住民に対し、特別にバスが側道を通行することの了解を得た後、武庫之荘を出て45番武庫元町線の経路によって武庫営業所前を通り、国道171号線側道を経て171号線を北上し、髭茶屋から宮ノ北団地へ向かう経路による運行を開始した。

1月29日

戸ノ内橋および藻川橋間が陥没のため通行不可能となったため、10・11番東部循環線および23番神崎線については、戸ノ内から一度阪急園田方面へ戻り、東園田橋から弥生ヶ丘を通過して遊女塚へ向かう経路により、う回運行を行う。また、額田バス停は休止とした。

1月30日

戸ノ内橋および藻川橋間が復旧したため、10・11番東部循環線および23番神崎線のう回については、始発から正常運行に戻した。

53番東海岸町線については、阪神尼崎－尼崎港間の54番の路線で運行を行っていたが、南初島町付近の道路および東海岸町交差点の道路陥没が復旧したことから、南初島町から環境事業部北側道路へう回し、大高洲町、東海岸町は通らず、そのまま北上して阪神尼崎への運行を開始する。なお、環境事業部のバス停については、北側道路に臨時停留所を設置した。

2月5日

全停留所に、渋滞により運行が大きく乱れている旨の掲示を行った。

2月26日

西宮市合同慰霊祭への輸送のため、バス10台を配車し貸切運行を行った。

53番東海岸町線については、大高洲町、東海岸町は通らずに運行していたが、道路状況改善により、一部運行形態を変更し、環境事業部北側道路から左折して南下、大高洲町、東海岸町を通過して尼崎港先

の住金物流(株)の正門前で方向転回して戻る経路により、始発から全面復旧とした。

渋滞等への対応のため、乗合車両155両に無線機を設置した。

3月5日

尼崎市合同慰霊祭への輸送のため、バス3台を配車し貸切運行を行った。

3月15日

猪名寺2丁目付近の新幹線高架下が通行可能となり、20番猪名寺線は始発から全面復旧とした。

4月1日

常松付近の新幹線高架下が通行可能となったことから、宮ノ北団地行きの路線については始発から全面復旧するとともに、臨時運行については終了した。

4月3日

常松付近の新幹線高架下が開通となった影響を把握するため、武庫北部地域の乗客実態調査を実施した。

4月12日

JR神戸線の復旧（4月1日）に伴う、武庫之荘からJR立花までの乗客の増加への対応として、5番武庫立花幹線の臨時増発を1日に3本運行した。

4月17日

5番武庫立花幹線の臨時増発を1日に6本の運行とした。

5月22日

交通渋滞に伴う遅れ対策として、50番波洲・稲葉荘線および18番南部循環線について、市役所止めの臨時便の運行（特別勤務で対応）を開始する。また、定時性確保のため、6番武庫大庄幹線および80番中浜線関係について特別勤務を設定するとともに、63番浜田線および71番元浜線の平日分の運行を2時間に1本とした。

6月12日

阪急電車が全面開通し、阪急電車がダイヤ改正を行ったことに伴い、45番武庫元町線および46番西武庫線の平日分について運行ダイヤの変更を行った。

6月19日

阪急電車がダイヤ改正を行ったことに伴い、40番武庫之荘線および41番西昆陽線の平日分について運行ダイヤの変更を行った。

6月24日

阪急電車がダイヤ改正を行ったことに伴い、40番武庫之荘線、41番西昆陽線、45番武庫元町線および46番西武庫線の土曜日分について運行ダイヤの変更を行った。

6月25日

阪急電車がダイヤ改正を行ったことに伴い、40番武庫之荘線、41番西昆陽線、45番武庫元町線および46番西武庫線の日曜・祝日分について運行ダイヤの変更を行った。

6月26日

阪神電車全面開通の影響を把握するため、阪神尼崎・出屋敷で乗客実態調査を行った。

7月29日

交通渋滞に伴う遅れ対策として、6番武庫大庄幹線の土曜日分について3本を運休措置するとともに、63番浜田線および71番元浜線の土曜日分運行の一部を2時間に1本とした。

9月4日

震災関連の交通規制の時間帯が8月7日に一部変更になったのに伴い、50番波洲・稲葉荘線、18番南部循環線および6番武庫大庄幹線について、特別勤務を廃止するとともに、それまでう回運行していた6-2番武庫大庄通勤急行および14番西部循環線について、12時以降の分を正常運行とした。

12月7日・9日・10日

震災後の乗客流動を把握するため、武庫北部地区で、乗客実態調査を行う。

12月12日・16日・17日

阪急沿線3ターミナルにおいて、乗客実態調査を行った。

平成8年1月18日・20日・21日

1月8日に震災関連の交通規制の区間の変更（市内西大島から西宮市札場筋へ）があったことに伴い、

乗客流動を把握するため、阪神出屋敷・武庫川、JR立花の各ターミナルで、乗客実態調査を行った。

1月23日・27日・28日

阪神尼崎・杭瀬、JR尼崎の各ターミナルにおいて、乗客実態調査を行った。

1月25日

遅れ対策として実施していた6番武庫大庄幹線の土曜日分についての3本の運休措置を解除し、正常運行とした。

3月9日

2月19日に震災関連の交通規制が全面解除となったため、14番西部循環線について、う回を全面解除し、正常運行とした。

2 山陽新幹線

西日本旅客鉄道株式会社発行「阪神・淡路大震災 鉄道復旧記録誌」から抜粋

山陽新幹線については、新大阪～姫路間を中心として広域的に被害があり、合計8か所で橋りょうの落下、高架橋の柱の損壊による床版の低下等のいわゆる落橋が発生したほか、阪神地区や神戸市西区から明石市内にかけての広範囲で高架橋の柱の損壊・損傷や桁ずれ等の被害が発生した。

尼崎市内の被害

種別	場 所 (区 間)
橋の落下	尼崎市中食満 下食満高架橋 (新大阪～新神戸 523.53km) 西昆陽 時友高架橋 (新大阪～新神戸 528.90km)

とくに尼崎地区、西宮地区の被害は甚大であった。今回被害を受けた新大阪 (518 k 202m) から姫路 (601 k 280m) までの83 k 078m (JR東海部分を除く) において6割を占める高架橋構造の被害は、水平地震力による影響で、鉛直部材である柱がせん断破壊したものが主である (鉄道施設耐震構造委員会中間報告)。その結果、新大阪～西明石間で8か所落橋し、武庫川橋りょうの橋脚を始め多数の橋脚

や柱が損傷を受けた。

落下箇所等の柱被害は、被害程度によりⅠ、Ⅱ、Ⅲに分類した。Ⅰタイプは、柱部分にひび割れが生じたもの、Ⅱタイプは、被りコンクリートが剥落し、主鉄筋が露出した状態のもの、Ⅲタイプは、主鉄筋が柱断面外に湾曲、突出し、柱部コンクリート圧壊したものであり、新大阪～姫路間で708本の柱に被害を受けた。

落橋した橋りょう (単版、PC桁等) の被害は、落橋したものの、端部のコンクリートが欠落する程度の軽微な損傷であった。落橋箇所以外の橋りょうでは72連の桁ずれが発生し、杓が損傷を受けた。杓の損傷状況は、下杓の一部 (ツメ等) が損傷したものの、下杓の本体部分が損傷したもので、約500個の杓に被害を受けた。

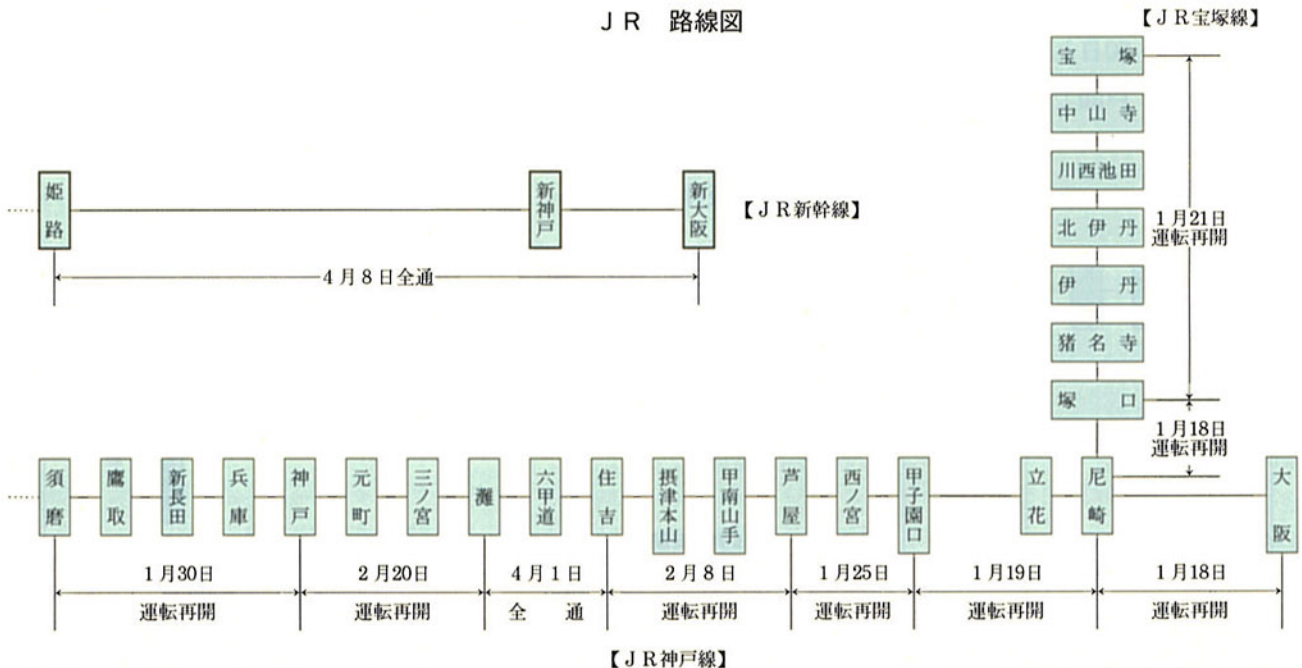
柱被災状況表

地 区	被災タイプ別柱数			
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	計
尼崎地区 518k202m ～529k800m L=11k598m	91	130	60	281

※柱等の被災タイプの分類

- Ⅰ：柱部分にひび割れが生じたもの
- Ⅱ：主として被りコンクリートが剥落し、主鉄筋が露出した状態のもの
- Ⅲ：主鉄筋が柱断面に湾曲、突出し、柱部コンクリートが圧壊しているもの

J R 路線図



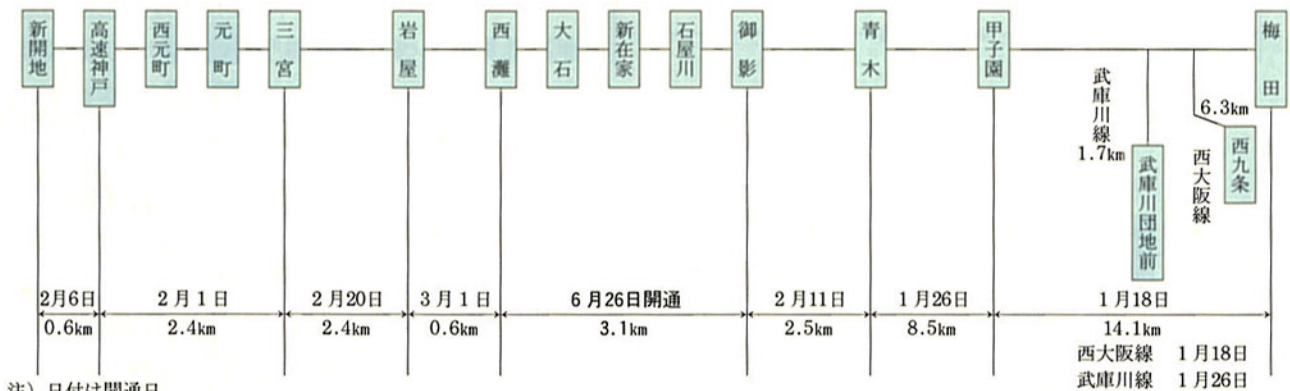
3 阪神電車

阪神電気鉄道株式会社作成資料から抜粋

- 1月17日(火) ・ 阪神大震災発生(5時46分)
全線で運転を中止
- ・ 鉄道非常事態対策本部(本部長・飯塚卓専務取締役鉄道事業本部長)を設置
- 18日(水) ・ 本線梅田～甲子園間と西大阪線で運転を再開(西大阪線は17時30分から)
- ・ J R、大阪～尼崎間で運転再開
- ・ 阪急、梅田～西宮北口間で運転再開
- 19日(木) ・ J R、尼崎～甲子園口間で運転再開
- 23日(月) ・ 甲子園～三宮間で代替バスの運行を開始
- 25日(水) ・ J R、甲子園口～芦屋間で運転再開
- 26日(木) ・ 甲子園～青木間及び武庫川線で運転を再開
- ・ 鉄道事業本部に「阪神大震災復旧部」を新設
- 28日(土) ・ 国道43号にバス専用レーンが設定されたことに伴い、青木～三宮間にノンストップの代替バスを追加運行
- 30日(月) ・ 30日と31日の二日間、三宮～高速神戸間で代替バスを阪急と共同で運行

- ・ J R、神戸～須磨間で運転再開
- 2月1日(水) ・ 三宮～高速神戸間で運転再開
- 6日(月) ・ 高速神戸～新開地間で運転再開
- ・ 阪急、花隈～新開地間で運転再開
- 7日(火) ・ 震災で被災した車両を御影留置線から尼崎車庫に回送中、尼崎駅西方で脱線。始発から11時ごろまでダイヤが乱れる
- 8日(水) ・ J R、芦屋～住吉間で運転再開
- 11日(祝) ・ 青木～御影間で運転再開
- 13日(月) ・ 阪急、御影～王子公園間で運転再開
- 20日(月) ・ 岩屋～三宮間で運転再開
- ・ 不通区間を含む定期乗車券、回数乗車券による阪急御影～王子公園間への振替輸送を開始
- ・ J R、灘～神戸間で運転再開
- 26日(日) ・ 皇太子御夫妻が西灘の工事現場訪問
- 3月1日(水) ・ 西灘～岩屋間で運転再開
- 13日(月) ・ 阪急への振替輸送区間を御影～三宮間に延長
- ・ 阪神御影と阪急御影を結ぶ連絡バスの運転を開始。代替バスの運転区間を御影～西灘間に変更。ノンストップ便は中止
- ・ 阪急、王子公園～三宮間で運転再開
- 25日(土) ・ 甲子園で第67回選抜高校野球大会開幕。震災の影響で球場への自動車の

阪神 路線図



乗入れが禁止されていたため、11日間の開催期間中229本の臨時列車を増発

- 31日(金) ・ 神戸市営地下鉄、全線、全駅営業再開
- 4月1日(土) ・ JR、住吉～灘間が開通し全通
- 8日(土) ・ JR新幹線、新大阪～姫路間が開通し全通
- 9日(日) ・ 梅田～御影間の所要時間が32分から23分にスピードアップ
- 6月1日(木) ・ 阪急への振替輸送区間を夙川～三宮間に延長
 - ・ 阪急、岡本～御影間と三宮～花隈間で運転再開
- 12日(月) ・ 阪急への振替輸送区間を今津～三宮間に延長
 - ・ 阪急、西宮北口～夙川が開通し全通
- 18日(日) ・ 山陽、西代～板宿間が開通し全通
- 22日(木) ・ 西灘新高架駅(下りホーム)供用開始
 - ・ 神鉄、湊川～長田間が開通し全通
- 25日(日) ・ 代替バスの運転終了
- 26日(月) ・ 御影～西灘間が開通し、本線全通

4 阪急電車

阪急電鉄株式会社作成資料から抜粋

(1) 本社対策本部の設置について

阪急電鉄株式会社では、当日の午前9時30分に山口益生常務（現専務）取締役鉄道本部長を総括責任者とする対策本部を設置し、①被害状況の把握②輸送復旧計画の策定③代替輸送計画の策定④鉄道施設・電気施設・車両等の復旧計画の策定⑤報道機関への発表等広報活動⑥被災社員の救援活動などを行った。

(2) 尼崎市域の被害状況と復旧・復興について

阪急神戸線では、1月18日に梅田～西宮北口駅間

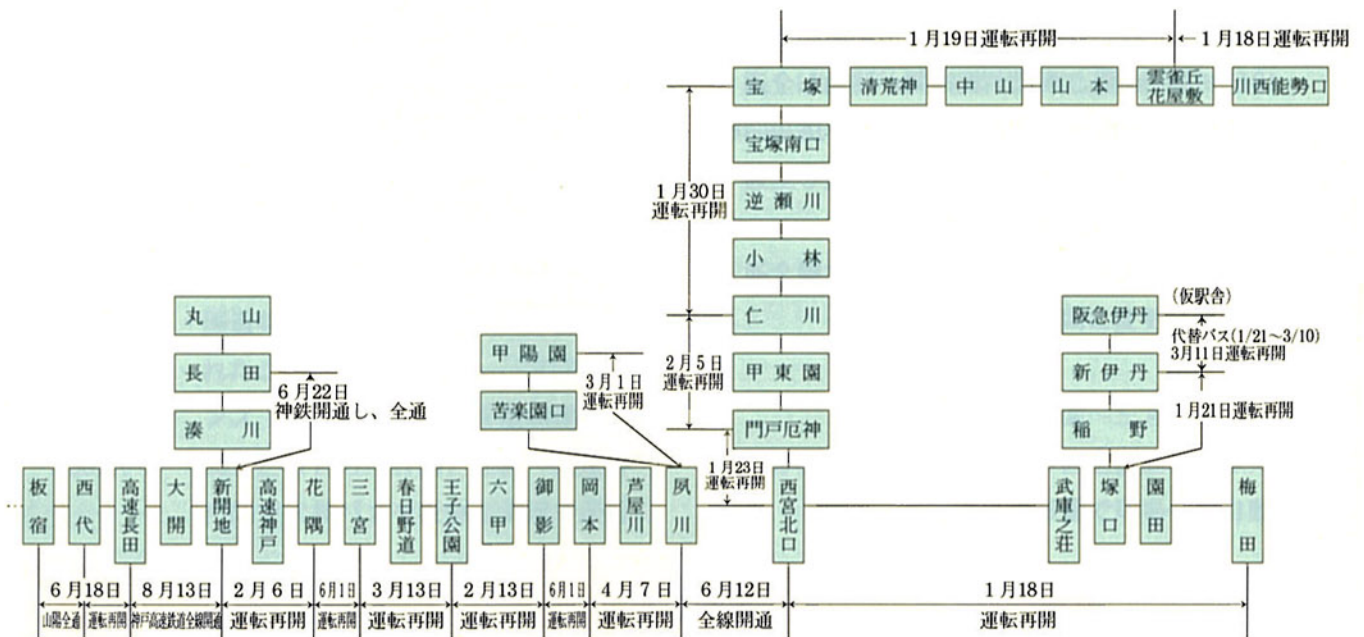
で運転を再開した（西宮北口駅発5時17分、梅田駅発5時58分）。

また、阪急伊丹線では、1月21日初発より塚口～新伊丹駅間で運転を再開した（塚口駅発5時00分、新伊丹駅発5時10分）。

(3) 応急対策について（代替バス輸送）

阪急伊丹線の被害にともなって1月18日から塚口～伊丹駅間で代替バスの運行を開始。1月21日に塚口～新伊丹駅間で運転を再開したことにもなって、運行区間を新伊丹～伊丹駅間に縮小し、3月10日まで代替バス輸送を行った。

阪急 路線図



被害集中地区(築地・戸ノ内・東園田)

築地地区は、地形がほぼ平坦で海拔ゼロメートルの低地にあり、沖積層に覆われ地下水の位置が高いため、地盤の液状化現象が生じた。地震発生後、街の復興に向けていち早く立ち上がり、平成7年2月26日には築地地区復興委員会が発足。復興委員会は平成7年10月18日に市長にあて土地区画整理事業と住宅地区改良事業との合併施行によるまちづくり案を提出した。

戸ノ内地区では、家屋の倒壊や傾斜とともに、旧猪名川、神崎川沿いなどで液状化が起こり、地区内1,500戸中、31戸が全壊、218戸が半壊した。戸ノ内町南地区では昭和63年にまちづくり協議会を設立。震災後、協議会の規約を改正し、活動を続けている。戸ノ内町北地区では、平成7年11月18日にまちづくり協議会を設立した。

東園田町8丁目地区は、木造建築物が大半を占め、老朽化が進んでいたことなどにより760戸のうち434戸が全・半壊した。震災以前から「地区内道路が狭い」「公園がない」「木造住宅が密集している」などの声が多くあり、震災復興を機にまちづくりを進めたいという機運が高まり、7月30日には八丁目まちづくり協議会が正式発足した。

1 築地地区

❖(1) 地区の概要と被害状況

① 地区の概要

築地地区は、市域の南東部に位置し、阪神電鉄本線の尼崎駅、大物駅からおおむね1kmの距離にあり、東側は左門殿川を隔てて大阪市に接している。地区北側には国道43号線と阪神高速道路神戸線が東西に走り、西側には主要地方道尼崎港線が走るなど広域的役割の強い道路が通っている。

江戸時代17世紀中ごろ、埋め立てにより造成され、尼崎城の城下町として栄えた築地町は伝統的な家屋が残り、当時の雰囲気、街区構成を残し、敷地の間口は狭小なものが多く、建物も密集している。

地区人口は震災時には約2,400人(約1,100世帯)であり、戸数の半数以上が借家で宅地についても約3分の2が100㎡以下の過小宅地である。当然、高齢化も進んでいる。

② 地区の被害状況

地形がほぼ平坦で海拔ゼロメートルの低地にあり、沖積層に覆われ地下水の位置が高いため、今回の震災により地盤の液状化現象が生じ、地区内1,100世帯中10戸(13棟)が全壊、292戸(217棟)が半壊し、80%近くの家屋が不等沈下、傾斜した。



液状化で傾いた家屋

❖(2) その後の対応、取り組み

① 復興計画の策定

被害の大きかった築地地区を復興地区の一つとした。(以下—復興整備内容)

- ・土地区画整理事業により、都市計画道路(築地南城線)の新設を含む道路基盤を整備するとともに防災機能をもった公園を配置する。
- ・浸水対策を兼ねた液状化対策(盛土)を行う。
- ・住宅地区改良事業により不良住宅を買収、集合換地を行い、改良住宅を建設する。
- ・住工の分離を図り、住宅地区内では可能な範囲で中高層化を図る。

② 地区復興委員会の設立

地震発生後、地元社会福祉協議会を中心に復旧活動を行いながら、街の復興に向けていち早く立ち上がり、平成7年2月26日には地元の借地・借家、工場、地主、婦人会、子ども会からなる築地地区復興委員会(常任委員会18人、委員会39人)が発足した。

また、5分科会(地権者、持家、借地・借家、商業、工業)もあわせて発足した。

さらに応急仮設住宅入居者も委員に加えるとともに、各町内会の組長や班長を含めたブロック会(145人)を設けた。

③ 復興委員会のまちづくり案

地区での復興計画の検討は委員会を中心に、市からの派遣コンサルタントと市が共働して作業を進めた。住民へのアンケート調査を行い、委員会、分科会で順次議論、検討を重ねていった。再度のアンケート調査後、復興委員会は平成7年10月18日に市長あてに土地区画整理事業と住民地区改良事業との合併施行によるまちづくり案を提出した。

——「築地地区復興まちづくり案」——

○ まちづくりの目標

明るく住みよい環境を保ち災害に強いまちづくり

○ まちづくりの柱・内容

★ あたらしい環境基盤づくり

・安心して住める土地

浸水対策・液状化対策をあわせ抜本的な対策を構じる必要がある。

・安全で魅力ある通り

人に優しく、街のシンボルとなり、緑豊かな通りを造る。

・憩いと安心のある公園

築地の中の貴重なオープンスペースとして、また、防災面での配慮を含めて公園の拡張や新設、再整備を行う。

・まちを縁取る周辺緑地

浄化センター内の運動場や緑地の保全、庄下川の水質浄化と護岸美化の存続が望まれる。また、JR尼崎港駅跡地を住宅整備用地として活用するほか、人が集まる魅力的な水際空間とする。

★ 気持ちの良いすまいづくり

・築地らしいすまいづくり

安心して快適に住めるすまい(減歩の低減と建物共同化支援策の活用や高齢者にやさしいすまいづくり)。

・住宅(公的賃貸住宅)の整備

騒音・日照対策に留意し城下町にマッチした住宅建設を行い、できるだけ多くの戸数を供給していく。

・住工の分離

住みよい環境づくりを基本とし、工場等の活動環境と共生できるようにする。基本的に工場は地区の南側に集約する。

★ 歴史を伝える文化づくり

・まちなみ、まちかどづくり

骨格道路を築地のシンボル通り(新本町通)とし、歩道や街路樹と家並を一体的にする。戎橋付近等の築地の玄関口にはそれぞれ街角の広場と公益的施設や住宅・店舗等の配置をあわせて行い、魅力的な空間にする。

・地区周辺とのつなぎ

旧国鉄尼崎港駅跡地の利用。北側の阪神尼崎駅中央・三和商店街、城址公園等との行き来を安全かつ気楽に行えるようにする。

・公共公益施設づくり

派出所、郵便局、社会福祉会館等生活の利便性を高める施設の整備が望まれ、皆が気軽に利用できるコミュニティ施設を充実する。

- ・まつり、お地藏さん

築地の歴史的シンボルとして受け継いでいく。

4 復興整備事業の実施

1) 面的整備手法

地元住民の賛同を得て、事業計画の決定および事業認可までの手続きを進め、その後、本格的に事業着手するに至った。

手法としては、まちづくりの大枠として、地区内13.7haを被災市街地復興推進地域としての指定を得て、土地区画整理事業のほか、住環境の改善という視点から住宅地区改良事業も同じ区域に導入し、地区外街路事業（築地南城内線16m道路）との合併施行で行う。

- ・被災市街地復興推進地域指定

平成7年8月8日

- ・築地震災復興土地区画整理事業

都市計画決定 平成7年8月8日

事業計画決定公告 平成7年12月27日

事業計画決定 平成7年12月27日

- ・住宅地区改良事業

地区指定 平成7年9月14日

事業認可 平成7年12月13日

- ・街路事業（都市計画道路築地南城内線）

都市計画決定 平成7年8月8日

事業認可 平成8年3月8日

2) 地元対応（説明会、相談所）

まちづくり案を基本理念に細街路の解消、防災公園の性格を有した公園、身近な避難場所としての小公園の設置、減歩率等について説明会を重ねた。

まちづくりを行うにあたり、被災住民の個々の生活再建などさまざまなニーズに対応すべく現地相談所を9月から12月まで毎週2回、1月から3月まで毎週1回、いずれも午後2時から6時まで築地福祉会館に開設した。

❖(3) これからの課題など

土地区画整理事業と住宅地区改良事業との合併施行により面的に整備を行うが、これからは整備後にどのように保全していくかが課題である。

1 災害に強いまちづくり

地区内は海拔ゼロメートル以下であるため、浸水対策とあわせて液状化対策のために、平均1m程度の盛土を行う。ほぼ全住宅の移転を行い、新設道路・既存道路の拡幅や公園等の公共施設整備を行うため、整備後の保全と有効利用を行うためのルールづくりが必要である。

2 良好な住環境の保全

住工の分離を図り、土地利用を純化させていく中で、整備後、再び宅地の狭小化を起こさせないための指導が必要である。

3 歴史的景観を生かした町の保全

尼崎城の城下町としての歴史的景観を残した町並み整備を行っていくため、その保全に必要な支援制度の確立が求められる。

2 戸ノ内地区

❖(1) 地区の概要と被害状況

1 地区の概要

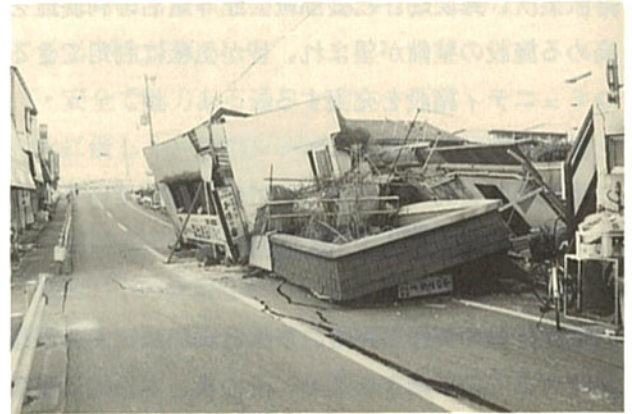
戸ノ内地区は、阪急園田駅の南東約2.0kmに位置し、周囲を猪名川、藻川、旧猪名川、神崎川に囲まれた輪中地域である。

この地域は、幕末から明治年間にかけては純農村地帯であったが、大正12年、地域中央部にモスリン紡績株式会社戸ノ内工場が設立され市街化されていった。その後、昭和17年には工場は軍需工場に買収されたが、空襲により被災した。地域北部の農村集落は、戦後も旧集落の形態を残しながら現在に至っているが、モスリン工場跡地には、昭和30年、特飲街区が形成された。昭和31年5月に売春防止法が成立し、廃業するものが相次いだ。施設の多くは貸工場に転用されていった。そのため、この地区は、住環境などの点で多くの課題を残すとともに、住工混在による環境悪化という新たな課題も抱えることとなった。

そこで、住環境整備の視点からの対策が最重要であり、旧特飲街を含む南西部区域を職住近接の良好な住環境地区として整備するため、昭和53年度から段階的に住宅地区改良事業を実施しており、昭和61年度に第1・第2地区が事業完了した。昭和56年度から第3地区の事業を継続しており、平成7年1月17日を迎えることとなった。

2 地区の被害状況

今回の震災により、家屋の倒壊や傾斜とともに、旧猪名川、神崎川沿いなどで液状化が起り、地区内1,500戸（1,148棟）中、31戸（23棟）が全壊、218戸（94棟）が半壊し、道路およびライフラインにも被害が生じた。



倒壊した家屋

❖(2) その後の対応、取り組み

1 調査・応急的復旧

震災直後から平成7年2月上旬にかけて被害の実態を把握するとともに、二次災害などを防ぐための応急的復旧を進めた。

- 1) 被害状況調査
 - ・家屋倒壊状況の調査
 - ・液状化状況の調査
 - ・道路、公園、下水道、改良住宅等の公共施設の被害状況調査
- 2) 応急的復旧
 - ・落下危険物（瓦など）の除去
 - ・道路、通路上の支障物（瓦、土砂など）の集積、撤去
 - ・流水、流入防止のための土のう積み
 - ・安全対策バリカーの設置など

2 復興計画の策定

被災家屋が多数に上った当地区を復興地区の一つとし、被害状況、これまでのまちづくりの取り組み経過などを踏まえ、地区の課題を整理し、実態に応じた事業手法等を検討した。

- ・従前からの住宅地区改良事業を拡充し、新たに密集住宅市街地整備促進事業を導入し、良質な住宅の建設を行うとともに、民間による多様な住宅供給を誘導する。
- ・工場の再配置を行うとともに住工の分離された良

好な住宅街区の形成を図り、道路、公園等の整備も行う。

3 まちづくり協議会

1) 戸ノ内町南地区まちづくり協議会

戸ノ内町南地区では昭和63年11月19日にまちづくり協議会が設立され、まちづくりの方針案や整備計画案を策定するため約150回の会合を重ね、平成4年10月に「戸ノ内町南地区まちづくり計画」をまとめ、市長へ提案した。震災後、平成7年7月12日に協議会の規約を改正し、市に提案した「戸ノ内町南地区まちづくり計画」案の推進と、震災の教訓を生かしたより良い住環境の確保を目的とした協議会の活動を続けている。協議会では、市の復興計画案の検討を行い平成7年8月21日に計画案を承認し、また、市提案の改良事業計画案についても検討を行い、平成8年3月10日に改良事業計画案の承認を行った。

2) 戸ノ内町北地区まちづくり協議会

戸ノ内町北地区では、この震災を契機に、平成7年11月18日にまちづくり協議会を設立し、遅れた都市機能の回復と災害に強い安全な町、若者が住み着く魅力ある美しい町にするための地区のまちづくり計画を立案するための活動を始めた。協議会では、市提案の改良事業計画案についての検討を行い、平成8年3月17日に計画案を承認、あわせて密集整備計画案についても承認した。

3) 地元承認を得て

復興に向けたまちづくり計画案の合意形成が比較的早い時期にできたのは、このまちづくり協議会の活動によるところが大きい。震災前から自分たちの「まち」に対する意識が高く、勉強会などを通じて、まちづくりのあり方や事業手法について研究してきた成果であろう。

4 復興整備事業の実施

改良事業については、継続中の第3地区の拡大と新たに第4、第5地区の地区指定申請を平成7年8月29日に行い、改良住宅の建設と地区施設の整備を行っていくこととした。

密集事業については、隣接する東園田地区と一体

の整備計画の承認申請を平成8年3月22日に行い、老朽住宅の建て替え促進や道路等の公共施設の整備改善を図っていくこととした。

住宅地区改良事業

- ・施行面積（第3地区） 4.07ha
- （第4地区） 6.16ha
- （第5地区） 6.02ha

- ・地区指定日 平成7年12月13日
- ・事業認可日 平成8年3月29日

密集住宅市街地整備促進事業

- ・整備計画申請 平成8年3月22日
- ・整備計画承認 平成8年7月10日

❖(3) これからの課題など

良質住宅の供給はもちろんのこと、地区交通を処理する道路として緑地整備とあわせた補助幹線道路の整備を行う。これは、地区から集散する交通を機能的に幹線道路へ誘導する交通処理機能道路のネットワーク化である。

また、住工分離については、地区内の工場の工業地域への移転・誘導を図り、集团的工場の整備を目指していく。

今後は、改良事業と密集事業の時期的な整合を図りつつ、地元住民の理解と協力を得て、事業計画に基づく戸ノ内地区の復興を進めていかなければならない。

3 東園田町8丁目地区

❖(1) 地区の概要と被害状況

① 地区の概要

東園田町8丁目地区は、尼崎市の北東部に位置し、その北側を名神高速道路と阪急神戸線、さらに東西を河川に囲まれた地域である。昭和42年ごろに、民間が開発した低質賃貸住宅地であり、その後一部が持ち家化し、現在は老朽木造賃貸住宅と長屋形態の狭小な戸建住宅が密集し、公共施設は少なく、道路は幅員4m程度の私道が格子状に走っている。

地区内の建物は、住宅総数760戸（280棟）中、木造の建物がほとんどを占め、借家が約60%を占めている。地区内建物の所有・構造関係については下表のとおりである。

地区内建物所有関係（震災前）
（平成6年12月31日現在）

区分	借家	持家	空家	合計
住宅戸数	456	149	155	760
割合	60%	20%	20%	100%

地区内建物構造関係（震災前）
（平成6年12月31日現在）

区分	木造	木造以外	合計
住宅戸数	742	18	760
棟数	276棟	4棟	280棟

② 地区の被害状況

木造建築物が大半を占める地区内では、老朽化が進んでいたことなどにより760戸のうち434戸が全・半壊し大きな被害が生じた。

公費解体総数は421戸となっており、全体の約55%を占め、自力解体建物も相当数あり、被災家屋の実数はさらに多い。

被害状況については右上表のとおりである。

地区内の公費解体実績

（平成7年12月20日現在）

区分	持家	*木賃	合計
住宅戸数（棟）	187	573(93)	760
公費解体（棟）	7	414(69)	421
解体率	4%	72%	55%

*木賃＝木造賃貸住宅

❖(2) その後の対応、取り組み

① 復興計画の策定

東園田地区は震災以前から住環境が問題とされており、今回の震災の被害で、災害に強いまちづくりと住環境の改善が急がれることとなった。復興計画の中では、復興地区の一つとして位置づけられ、密集住宅市街地整備促進事業等の面的整備手法で地区整備を図ることとなった。

② まちづくり協議会

震災以前から地域住民間では、「地区内道路が狭い」「公園がない」「木造住宅が密集している」「違反建築物が建設されている」などの声が多くあり、震災復興を機にまちづくりを進めたいという機運が高まり、市の働きかけもあって、6月9日には商店主らが中心となって準備会が設立された。その後、7月30日には「明るく住みよい環境を保ち、災害に強いまちづくりを推進する」ため、八丁目まちづくり協議会が正式に発足した。

③ まちづくり協議会との協議など

市は、被災住宅の復興、生活道路整備、民間住宅共同建て替えなどの素案を説明し、具体化に向けて協議会および地元権利者との話し合いを進め、地元内でも勉強会や検討会を重ねていった。住民の意見としては、

- ・まち全体を開発ゾーンにして住みよい住環境にしてほしい。
- ・広い道路と公園を造ってほしい。
- ・商店街の活性化、広い商店街道路を。
- ・補償を具体的に示してほしい。
- ・民間住宅共同建て替え方策を示してほしい。



東園田町8丁目地区内の被害

- ・地区の復興は民間業者でできる。
 - ・土地は自己利用したい。
- など多様な意見に及んだ。

④ まちづくり協議会内での意見等の集約

平成7年8月にまちづくり協議会は、①市が提案しているまちづくりの方法、計画案について②まちづくりに望むものについて——の「まちづくりアンケート」を実施し、意見・要望の集約を図った。

平成7年10月と8年1月に、まちづくりに賛成との住民意向に沿って、復興計画推進についてまちづくり協議会から市へ申し入れをした。

⑤ 復興整備事業の実施

住宅の復興、生活道路の整備等を内容とする復興事業を推進することとし、その手法として全地区(2.48ha)を密集住宅市街地整備促進事業区域とし、そのうち一部(0.82ha)を全面買収型の住宅地区改良事業により改良住宅を建設し、良質な住宅を供給し、地区施設の整備を行っていくこととした。

住宅地区改良事業

地区指定 平成8年3月12日

事業認可 平成8年3月19日

密集住宅市街地整備促進事業

整備計画申請 平成8年3月22日

整備計画承認 平成8年7月10日

※(3) これからの課題など

① 災害に強いまちづくり

地区(2.48ha)内では狭い道路に老朽化した木造住宅が密集し、公共用地率はわずか4%にすぎない。このような住宅地における災害に強いまちづくりのために、道路や公園などの公共施設の整備が必要である。

② 良好な住環境の形成

この震災で半数以上の家屋が被災したため、住宅の復興を図るために地区の一部区域について面的整備手法により高層集合住宅を建設していくが、建築計画に際しては公共の空間を多く確保し、また日照、圧迫感、プライバシー等その他周辺や居住者への影響に配慮して、地域全体で良好な住環境の形成を図っていくことが必要である。

③ 商店街道路の整備

地区の中心地に商店街があり、4m道路の両側に日用品店等の店舗(22)が連立している。人が行き来し、集い、交流する場としてまちの中心となる所なので、この商店街の活性化が問われている。今回道路を拡幅していく計画であるが建物が道路いっぱい建っているため、店舗に影響が生じ、このため、商店主の事業協力が欠かせない。

④ 地区内の建築行為

地区内の従前の建築物は、敷地いっぱい建築されて建ぺい率違反など違反建築物が多数を占めていた。加えて狭い道路であるため住環境上問題であった。今回の地震により木造集合住宅が多く滅失し、その跡地に再び戸建て住宅等の建築行為がなされている。地域を良好な住宅地にしていくために、違反建築をなくすよう地域と連携した適切な建築指導が必要となっている。

⑤ 共同化等による家屋の再建

木造賃貸住宅のほか、狭小な敷地に建つ長屋、戸建て住宅も多くみられることから、現在の住宅のままでは狭い道路の解消も難しい。このため共同化によって土地の高度利用を図り、空地を確保しながら

整備を進める必要がある。

⑥ 住環境整備事業実施上に係わるもの

(代替地の確保)

改良事業地区内には平成8年9月から用地買収交渉に入り、土地の買収や住宅の買収・除却（補償）を行っている。更地の地権者の一部では今後も賃貸住宅を経営していくために代替地を希望する人がおり、住宅の地権者の多くは持ち家であったために改良住宅への入居を希望せず、代替地や地区外転出を希望している。また、補償金額では新しい住宅が購入できないなどの問題が出てきている。このため、密集地区内と地区外を含めて早急にまとまった土地の確保が必要である。

公共施設等の被害と復旧

市内の公共施設は、幸いにも崩壊に至った建物はなかったが、多くが大何らかの被害を受けた。内・外壁の亀裂、窓ガラスの破損、タイルの落下やモルタルの剝離、ブロック塀の倒壊などが至るところでみられた。一部の学校施設などは建物の構造体にも被害を受け、使用できなくなった。被害が比較的少ないところでも室内のキャビネットや備品が散乱し、職員はまずその片付けをしなければならなかった。また、復旧にあたっては、災害復旧に係る補助申請や緊急時の工事契約などの事務に追われることになった。しかし、おおむね長時間の事務の停滞はなく、業務を再開することができた。

市役所本庁舎の建物は相当な被害を受けた。とくに中館および南館の渡り廊下部分の被害が多く、平成8年3月1日から工事に着手した。各支所では住民記録オンラインの関係機器類には被害がなく、日常の業務を確保できた。城内出張所は建物崩壊の危険性があるため、平成7年1月27日から建物が閉鎖され、その後、場所を阪神尼崎駅前南側ビル1階に移転し「阪神尼崎駅前出張所」として平成8年8月12日にオープンした。

●第1節 教育施設等

1 学校施設

※(1) 学校園の被害の状況

阪神・淡路大震災で尼崎市立の学校施設97校園すべてにわたって大小何らかの被害を被った。

被害の主な内容は、柱・壁面のクラック、校舎つなぎ部分の破損脱落、給水管の破損による漏水・断水、ガス管の破損によるガス漏れ、窓ガラスの破損などである。

とくに被害が大きかったのは、城内小学校、立花西小学校、水堂小学校、武庫南小学校、武庫北小学校、小園小学校、立花中学校、尼崎高等学校の8校であった。

被害状況は右表のとおりである。

大規模被災校の主な被害状況

学校名	被害の状況
城内小・城内中琴城分校	<ul style="list-style-type: none"> 校舎2階廊下の床板、梁、壁に構造クラック 西便所棟半壊 琴城分校の柱、梁に構造クラック
立花西小	<ul style="list-style-type: none"> 北、南校舎および渡り廊下の柱、梁、床板、壁に構造クラック
水堂小	<ul style="list-style-type: none"> 南校舎中階段2、3階の柱に構造クラック 南校舎と西校舎間の渡り廊下の破損
武庫南小	<ul style="list-style-type: none"> 南校舎の柱に構造クラック 渡り廊下の破損
武庫北小	<ul style="list-style-type: none"> 北、南校舎の柱に構造クラック 渡り廊下の柱に構造クラック
小園小	<ul style="list-style-type: none"> 北、南校舎の柱、梁に構造クラック 渡り廊下の柱に構造クラック
立花中	<ul style="list-style-type: none"> 中校舎の柱に構造クラック
尼崎高	<ul style="list-style-type: none"> 北、南校舎の柱に構造クラック 体育館の柱に構造クラック

❖(2) 学校園の復旧へのあゆみ

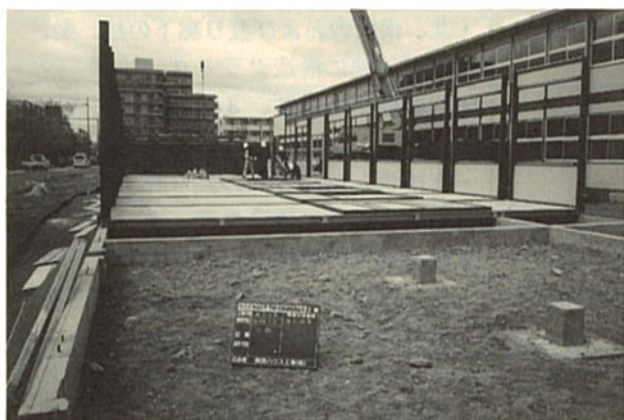
① 震災直後の対応

地震発生後、すみやかに職員が学校に出向き被害状況の確認、把握に努めた。危険と判断される箇所は、学校と協力して立ち入り禁止の措置としてロープ等を張った。さらに落下や倒壊が懸念される内外壁、扉等について応急的な措置を行い、児童生徒の安全を確保した。なお、学校は地域住民の避難所となっていることから給水関係の復旧は急を要したが、同時多発のため対応に困難をきたし、復旧は数日間深夜まで及んだ。

また、大規模被災校の中で、近隣校の教室を借りなければ授業ができない学校については、新年度から元の学校で授業が再開できるよう応急仮設校舎の建設に着手した。

震災直後の応急仮設校舎の設置状況

学校名	普通教室	特別教室	管理諸室
立花西小	21 室	6 室	9 室
武庫南小	14 室	6 室	7 室
武庫北小	20 室	3 室	8 室
小園小	26 室	6 室	7 室
立花中	4 室	3 室	—
尼崎高	27 室	10 室	12 室



応急仮設校舎の建設



大きな被害を受けた市尼高体育館

② 大規模被災校にかかる復旧方法の検討

復旧方法は、「補修」「補強」「改築」に分類されるが、大規模被災校8校の復旧にあたっては、日本建築学会の建築構造専門家に建物診断を依頼した。

建築構造専門家の当初調査結果では、城内小学校の便所棟のみが「半壊」、その他は「大破」以下との判断がなされた。この判断に基づく復旧方法は、城内小学校便所棟のみが改築、他の学校は補強による復旧であった。これを受けて、災害復興本部と復旧方法を協議し、8校を耐震壁補強により復旧することを決定し、耐震設計に着手した。

しかし、耐震壁補強を実施すれば、他都市の事例から窓開口部を著しく減少させることが判明した。そのため、他の工法について建築構造専門家に相談の結果、柱補強によるものであれば、あまり窓開口部を縮小せず、教育環境の悪化を招かずに補強ができる旨の助言を得た。災害復興本部とさらに協議した結果、耐震壁補強から柱補強へ工法の変更を決定する。

こうして、柱補強報告書が完成し、建築構造専門家の最終指導を得るため6月29日に東京都立大学、7月20日に新潟大学を訪問し、城内小学校（琴城分校含む）、立花中学校、尼崎高等学校3校の半壊確認、5校の補強による復旧の指導を受けた。この指導を踏まえ、尼崎市としては、89校の補修、5校の補強、3校の改築を決定し、国の査定を受けるべく復旧事業計画書の策定作業に着手した。

・大規模被災校8校の建物診断を実施した建築構造
専門家（敬称略）

東京都立大学	助教授	芳村 学
日本大学	教授	安達 洋
千葉工業大学	教授	石橋一彦
工学院大学	教授	近藤龍哉
工学院大学	教授	広沢雅也
新潟大学	助教授	加藤大介
東京大学	講師	川口健一
日本工業大学	教授	桑原文夫

3 文部省・大蔵省による現地調査

学校施設の復旧にあたっては膨大な経費が必要であり、尼崎市単独での復旧は不可能である。

国は、「公立学校施設災害復旧国庫負担法」に基づき財政措置を実施することとなっており、その額などの決定にあたっては、文部省が大蔵省の立ち合いのもとに現地調査を実施することとなっている。

・現地調査の日程

☆応急仮設校舎	平成7年3月8日～3月10日
☆補修校	平成7年4月20日～6月21日
☆補強校	平成7年7月5日
☆改築校	平成7年7月26日

・国の現地調査の状況

大蔵省の調査官は全国から動員されたこともあり、初期の査定では調査官により査定内容が異なるなど混乱し、査定が深夜にいたる学校もあった。しかし査定結果は、本市の事業計画の内容でほぼ承認された。

国の査定結果

区分	校数	査定額
補修校	89	14億9,900万円
補強校	5	49億4,000万円
改築校	3	52億7,700万円
計	97	117億1,600万円

4 復旧計画の策定

国の現地調査を経て、難波小学校ほか88校の補修、立花西小学校、水堂小学校、武庫南小学校、武庫北小学校、小園小学校5校の補強、城内小学校（琴城分校含む）、立花中学校の中校舎、尼崎高等学校3校の改築による復旧が決定した。

応急仮設校舎での授業を余儀なくされている子どもたちのために、快適な学習環境をより早く取り戻すため、また、国の災害復旧に係る予算が、平成7年度予算とされたことに伴い、事務手続きの関係（明許繰越、事故繰越）上、平成9年度までに復旧を完了する必要があることから、ただちに復旧計画の策定に着手した。

復旧計画の策定にあたっては、補修工事については平成7年度中の完了、補強工事については平成8年度中の完了、改築工事については平成9年度中の完了を基本とした。

さらに、改築校の復旧計画の策定にあたっては、①震災前の教育機能を低下させない②本市の厳しい財政事情を勘案し、できる限り市単独経費を抑制する——という方針の中で、より良いものを建設するための協議を重ねた結果、①城内小学校は、都市美の観点から現校舎のデザインを残す②尼崎高等学校は、グラウンドの確保のため高層化を図る③尼崎高等学校にはエレベーターを設置し、城内小学校と立花中学校については、いつでもエレベーターを設置できるようにスペースを確保しておく——などの改築計画を策定し、12月の市議会で当該改築計画に基づく改築工事費の補正予算が承認された。

〔復旧計画の概要〕

補修校

ア 事業費 20億6,000万円

イ 補修スケジュール

○難波小学校ほか87校園

設計・積算 平成7年7月～12月

補修工事 平成7年10月～平成8年3月

○尼崎産業高等学校

設計・積算 平成7年7月～12月

補修工事 平成8年2月～8月

補強校

ア 事業費 51億9,000万円

イ 補強スケジュール

○立花西小学校

設計・積算 平成7年9月～平成8年1月

補強工事 平成8年3月～平成9年1月

○水堂小学校

設計・積算 平成7年9月～平成8年1月

補強工事 平成8年3月～8月

○武庫南小学校

設計・積算 平成7年9月～平成8年1月

補強工事 平成8年3月～12月

○武庫北小学校

設計・積算 平成7年9月～平成8年2月

補強工事 平成8年3月～12月

○小園小学校

設計・積算 平成7年9月～平成8年2月

補強工事 平成8年3月～平成9年1月

改築校

ア 事業費 78億1,000万円

イ 施設概要および改築スケジュール

○城内小学校（琴城分校含む）

<施設概要>

鉄筋コンクリート造り4階建て 4,876m²

1階管理諸室、2・3階普通教室、4階特別教室

<改築スケジュール>

設計・積算 平成7年10月～平成8年5月

解体工事 平成8年2月～6月

発掘調査 平成8年2月～8月

改築工事 平成8年10月～平成9年10月

○立花中学校（中校舎）

<施設概要>

鉄筋コンクリート造り4階建て 2,862m²

1・2階普通教室、3・4階特別教室

<改築スケジュール>

設計・積算 平成7年10月～平成8年5月

解体工事 平成8年2月～5月

改築工事 平成8年10月～平成9年7月

○尼崎高等学校

<施設概要>

鉄筋コンクリート造り7階建て 14,720m²

1・2階管理諸室、3～5階普通・特別教室、
6・7階体育館

<改築スケジュール>

設計・積算 平成7年10月～平成8年6月

解体工事 平成8年3月～8月

改築工事 平成8年10月～平成9年12月

5 復旧工事に着手

難波小学校ほか88校の補修工事については、文部省・大蔵省の現地調査が終了後、予定どおり平成7年7月から設計、同年10月から工事に順次着手した。補修工事も予定どおり、尼崎産業高校を除く88校は平成7年度中に、尼崎産業高校も平成8年7月に完了した。

立花西小学校ほか4校の補強工事についても、予定どおり平成7年9月から設計に着手し、補強工事は、平成8年2月の市議会で契約案件が承認され、3月から着手、平成9年1月に予定どおり完了した。

城内小学校ほか2校の改築工事については、文部省・大蔵省の現地調査が終了後、改築規模等について関係部局等と検討を加え、平成7年10月中旬に復旧計画がまとまり、ただちに設計に着手する。設計が完了後、平成8年8月に工事請負の仮契約を締結



城内小学校の被害

し、9月の市議会で工事の契約案件が承認され、10月から工事に着手した。

◎ 教育総合センター・視聴覚センター

本館東側通路床が破損し、一部が盛り上がった。玄関前床が破損し、食堂階段のタイルも破損した。施設内部では、4階にある湯沸器が倒れ、1階まで水びたしになった。また、LL教室にあるパソコンのモニターテレビ4台が、机上から飛び落ち故障した。コンピュータ室の書架が倒れた。3階では、情報コーナーにあるぎっしりと本が並べられた書架が倒れた。しかも、書架の支柱や棚板がゆがみ、図書の整理は困難を極めた。ほかに管理や事業担当の部屋にある書架等も倒れ、地下では、非常用蓄電池が破損した。修理が済み、正常に運営できるようになったのは、平成7年12月26日だった。

2 社会教育・スポーツ施設

❖(1) 社会教育施設

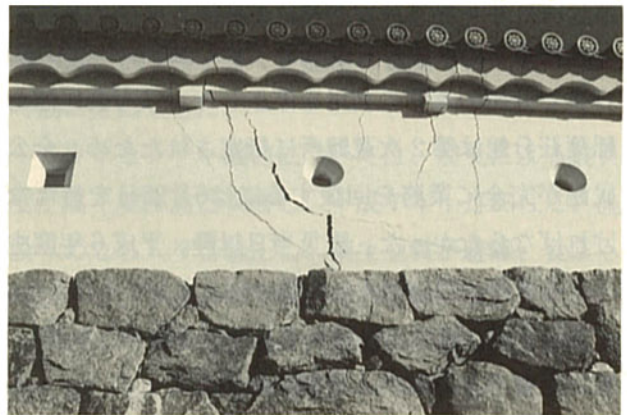
社会教育施設についても、そのほとんどに被害が発生した。

中央図書館では建物本体には大きな被害がなかったが、城塀をイメージして石垣上に築かれた白い塀に深い亀裂が生じた。

北図書館では外壁と内壁に亀裂が生じたほか、書架が壊れて図書の多くが散乱した。

両図書館では散乱した図書の整理のため、開館時間を短縮せざるをえなかったものの1月20日からは業務の一部を再開した。5月23日からは自動車文庫を再開、5月26日には中央図書館が、6月8日には北図書館が開館時間を通常に戻して業務を完全に回復させることができた。

中央公民館でも外壁と内壁に大きな被害を受けた。他の公民館もまた規模の大小はあるものの同様の状況であった。なお、大庄公民館ではガス漏れや敷地の一部に液状化現象が発生した。



城塀の亀裂（中央図書館）



散乱した図書（北図書館）



外壁に生じた亀裂（大庄公民館）

地震直後から各公民館に避難する市民があったが、職員がそれぞれ指定避難所に誘導した。

一方、社会教育部の職員が避難所や家屋調査事務等に従事するために、公民館では1月26日から5月23日まで分館の夜間の利用を停止した。武庫公民館と稲葉荘分館は第2次避難所に指定されたため、全公民館が完全に業務を回復するには6月25日を待たなければならなかった。震災当日以降、平成6年度中の主催事業や関係団体の会議のほとんどを中止した。

3月5日、武庫公民館がグループ連絡会と共催し、被災児童らを対象に人形劇や映画会などの「ファイトむこっ子」を実施したほか、同連絡会が3小学校の避難所で巡回映画会を実施した。

その後、公民館では主催事業を5月8日から再開し、その中で震災関連として9講座を実施した。

田能資料館では大きな被害は免れたものの、展示遺物が落下して破損した。

本市の文化財保護行政の拠点施設である文化財収蔵庫は、大きな被害を受けた。ガス・水道管破損、大小の×状クラック多数、玄関階段沈下、1階事務室と作業室の床がたわみ、展示ケースが割れ、遺物収納コンテナおよび図書棚等のすべてが倒壊した。そのため、平成7年12月から翌年3月まで、事務所と資料を移転し、復旧工事を行った。

歴史博物館準備室では市報を通じて被災した歴史資料の調査と保存を呼びかけ、情報提供のあった場

社会教育・スポーツ施設の主な被害と復旧状況

施設名	被害状況	復旧状況等
中央図書館	外構（石垣、城塀）に亀裂。図書の散乱	1月20日から開館時間を短縮して業務の一部を再開。3月1日からは「お話会」や講座、5月23日からは自動車文庫も再開。5月26日から通常の開館時間に復帰
北図書館	外壁・内壁に亀裂。書架破損 図書の散乱	1月20日から開館時間を短縮して業務の一部を再開。6月8日から通常の開館時間に復帰
中央公民館	外壁と内壁、床に亀裂。大ホールと楽屋の壁破損	5月20日から6月9日まで「災害対策講座—阪神大震災から学ぶ」を5回にわたって開催
大庄公民館	外壁、内壁に亀裂。敷地の一部に液状化現象	6月13日から6月27日まで「阪神大震災—被災地からのメッセージ」を3回にわたって開催
その他の公民館、分館	外壁、内壁の亀裂。ガラス破損等	順次業務を再開。ただし分館の夜間利用については5月23日から再開。稲葉荘分館と武庫公民館は第2次避難所に指定されたため、前者は6月1日に、後者は6月25日に平常業務を回復。主催事業は5月8日以後、準備が整った施設から開催
文化財収蔵庫	ガス・水道管破損。ガス漏れ。×状クラック多数。1階床たわみ。書架、展示ケース等大破。遺物収納コンテナ等転倒	12月から翌年3月まで復旧工事。その間、市民プールに事務所移転。収蔵資料等を小学校に一時移動。平成8年4月1日から、文化財収蔵庫での事務を再開した。展示スペースは、平成9年7月から再開をした
総合体育館	メインアリーナでは天井の金網が、サブアリーナでも天井コンクリートが落下して、それぞれのフロアが破損	3月1日からトレーニング室の業務のみを再開。4月1日からはすべての業務を再開
地区体育館	小田：内壁の一部に亀裂 武庫：2階窓ガラス破損 園田：外壁タイル落下、玄関ホール円柱上部剝離 大庄：外壁モルタル剝離	大庄、立花、武庫、園田の各体育館は1月25日から通常業務を再開。小田体育館は2月1日から、本庁体育館は屋内プールとともに4月1日から通常業務を再開。全館の一般供用開始は7月1日
学校開放施設	ナイター照明の水銀灯、ポール破損	7年度中に順次修理を実施。条件整備が完了した施設から供用を開始

合は訪問調査を実施した。学芸員が出動した回数は平成7年12月までに延べ74回に及び、その結果、合計2,688点の資料の寄贈を受けた。また、平成7年11月21日から12月3日まで、中央図書館で「被災資料が語る歴史」と題して展示会を開催した。

各施設の復旧工事は国庫補助等を受けて順次着手し、平成7年度中には完了した。

※(2) スポーツ施設

市内のスポーツ施設のうち、学校開放施設である城内小学校など8校では、ナイターの照明設備が被害を受けた。記念公園総合体育館ではメインアリーナの天井の金網が落下し、フロアに穴があいたほか、サブアリーナについても天井のコンクリートが落下してフロアに穴があくという被害を受けた。しかし、3月1日から通常業務の一部を、4月1日からはすべての業務を再開することができた。

各地区体育館のうち、本庁体育館では外壁と内壁のほかプールサイドの壁に亀裂が生じた。園田体育館では外部タイルが落下し、玄関ホールの上柱上部が剝離した。小田、大庄、立花、武庫の各体育館も外壁や内壁に亀裂が生じるなどの被害を受けた。

大庄、立花、武庫、園田の各体育館は1月25日から、小田体育館も2月1日から通常の営業を再開したが、市立屋内プールと本庁体育館の再開は同複合施設内の本庁地区会館が避難所になったこともあり、4月1日となった。

スポーツ振興事業団は、2月8日から18日まで88か所の避難所へ出向き巡回健康指導を実施した。

各施設の復旧工事は国庫補助等を受けて順次着手し、平成7年度中には完了した。

3 青少年教育施設

青少年教育施設の被害は、青少年センターをはじめ児童館や児童ホーム、青少年会館、青少年いこいの家など広範囲にわたっている。

しかし、青少年センター旧館（こども科学ホール・寮室等）および城内・難波児童館、城内児童ホーム、城内青少年体育道場を除いてはその被害程度は比較的小さいところが多く、施設の修繕等によって早い時期に復旧できた。

青少年センター旧館については、震災による被災度が高く要注意と判断し、平成7年1月26日に、施設への立ち入りを禁止し、寮生全員が避難、食堂も閉鎖した。平成8年3月11日に改修工事が完了したことにより、平成8年3月20日から寮生の入寮を再開した。

城内児童館は、施設の老朽化に震災が重なったため、危険建物として供用を中止し、開明小学校に事務室を構え、同校の体育館や開明公民館などを利用して児童の活動に供した。旧県立阪神養護学校尼崎分校を改修し、平成8年10月1日に移転し、事業を再開した。

城内児童ホームは、城内小学校が建て替え中のため、現在（平成9年12月）においても応急仮設の施設で運営している。

立花西小学校の別棟の教室で運営している立花西児童ホームは、直接の被害は少なかったものの、校舎本体が危険建物と指定されたため、学校とともに立花小学校へ移転し、平成7年4月10日まで立花児童ホームと合同で運営した。

また、小園児童ホームは、小園小学校が被災により、校地内にあるホームを臨時的職員室として使用したため、平成7年4月10日まで同校の体育館に移転して運営した。

城内青少年体育道場は、城内児童館と同様、震災後、供用を中止していたが、旧県立阪神養護学校尼崎分校特別教室棟を改修・移転し、平成8年12月18日に供用を再開した。

また、立花青少年体育道場については被害はなかったものの、日本道路公団が施工する名神高速道路震災復旧補強工事の支障となるため、供用を中止した後、建物を撤去し、その後改築工事に着手して、平成9年1月7日から供用を再開した。

青少年教育施設の被害状況および復旧状況については下表のとおりである。

青少年教育施設の主な被害状況と復旧状況

施設名		被害状況	復旧状況
青少年センター	旧館 (寮・食堂棟)	柱部分の剝離、廊下梁部分に亀裂、内外壁の亀裂、高架タンク破損、ガラスの破損	H8.3.11に改修工事が完了し、 H8.3.20から寮生の入寮を再開
	こども科学ホール	展示備品類およびガラスの破損	H7.3.26から再開
	施設周辺	ブロック塀の倒壊(約114m)および北側駐車場の一部が陥没	H8.3.11にブロック塀をネットフェンスに改修工事完了
児童館	城内	震災(施設老朽化が原因)により危険建物となり、開明小学校に移転・運営	旧阪神養護学校尼崎分校跡を改修し、 H8.10.1から再開
	難波	基礎に亀裂が生じ、建物が傾斜	H7.11.2に改修工事が完了
	長洲・浜・大庄・立花・ 武庫・園田・戸ノ内	内外壁の一部破損、床破損、庇破損、給排水管損傷など比較的被害が少なかった	H7.3から順次、改修工事を行い、 H8.3に完了
児童ホーム	城内	城内小学校が全壊のため、校地内の応急仮設プレハブに移転・運営	城内小学校が建て替え中のため、現在も同所で運営
	開明・下坂部・成徳・ 七松・武庫北・武庫東・ 武庫庄・武庫の里・園田・園和北	トイレ内壁亀裂、床損傷、庇破損、玄関ドア損傷など比較的被害が少なかった	H7.2から順次、改修工事を行い、 H7.8に完了
青少年会館	神崎	玄関アプローチ・花壇レンガ一部破損	補修により早期に復旧
	水堂	備品、ガラス一部破損	補修により早期に復旧
青少年いこいの家		ガラス一部破損	補修により早期に復旧
青少年体育道場	城内	震災(施設老朽化が原因)により危険建物となり、供用を中止	H8.12.18に移転し、供用を再開
	立花	名神高速道路の補強工事のため、震災後、撤去し、供用を中止	H9.1.7に供用を再開

●第2節 福祉施設・医療施設等

1 福祉施設

❖(1) 福祉施設の被害状況調査

情報収集などのため、管理職は事務室に待機し、局内78施設の調査を2人で始めたが、市内全域が交通渋滞であり、各現場到着までに非常に時間を要した。また、被害箇所のチェック、写真撮影、復旧方法等を検討しながらの調査であり、予定どおりにはかどらない。2週間ほどかかり、1月末に調査を終える。

❖(2) 復旧工事

福祉局内78施設のうち、被害を受けているのは58施設に及び、そのうち被害の大きいものは39施設であった。

児童福祉施設、障害者福祉施設など早期に復旧を必要とする施設が多く、2月から復旧に要する工事費と設計図書を作成し、毎日深夜までの業務となった。

国庫補助申請資料の作成、調度課と緊急時の工事契約方法の協議等を経て、緊急を要する施設から工事に入り、大部分の施設については、6年度中に工事を完了した。

7年度と8年度の工事については、建物の構造体に被害があるため、耐震調査のため期間を要したものの、およびその後の余震により新たに被害が生じたものなどの工事を行った。

被害状況等については下表のとおりである。

福祉施設の被害状況（被害の大きいもの）

区分	施設数	被災施設数			被災の内容
		6年度	7年度	8年度	
児童福祉施設	50	14	4	1	内壁・外壁亀裂、ブロック塀倒壊、天井ボード破損、防水層破損等
老人福祉施設等	16	5	1	4	内壁・外壁亀裂、玄関土間亀裂、ボイラー故障、木造建物傾き等
障害者福祉施設等	6	1	2	1	内壁亀裂、床組破損、防水層破損等
その他社会福祉施設	6	3	3	0	内壁・外壁亀裂、ブロック塀倒壊、浴槽タイル破損、越屋根破損等
計	78	23	10	6	

主な福祉施設の工事概要

No.	施設名称	工事概要
1	母子寮	・玄関ブロック塀
2	尼崎学園	・女子職員棟内壁補修 ・記念館、倉庫外壁補修 ・玄関前庇樋補修
3	母子福祉センター	・ブロック塀改修 ・北外壁改修 ・内壁一部剝離改修
4	福祉厚生センター	・ブロック塀改修 ・玄関前土間改修 ・照明器具取替 ・内壁小クラック補修
5	社会福祉センター	・窓ガラス改修 ・玄関前土間改修 ・内壁改修（7年）
6	神崎共同浴場	・ブロック塀改修 ・浴槽修理等 ・給湯管漏水修繕
7	水堂共同浴場	・屋根一部改修 ・ボイラー倉庫ドア改修
8	塚口共同浴場	・照明器具改修 ・男子浴槽循環ろ過配管改修 ・燃料給油管改修 ・フェンス一部改修等
9	あこや学園	・門扉および門扉回り補修 ・内壁クラック補修 ・プール改修 ・柱下部破損改修補強等
10	野外作業所	・鉄骨造2階軒裏一部補修 ・鉄骨造2階床モルタル補修 ・1階土間補修
11	みのり園	・クリーニング室床改修 ・2階天井垂壁撤去 ・玄関扉調整 ・屋上防水 ・2階天井垂壁改修
12	まつば園	・排水管漏水修理 ・内外壁クラック修理 ・ガラス入替 ・冷暖房機修理 ・陶芸ガマ修理
13	身体障害者福祉センター	・体育館天井補修 ・玄関前、外部床等補修 ・蓄電池取替
14	たじかの園	・足洗い場修繕 ・玄関前、外部床等補修 ・蓄電池取替
15	身体障害者福祉会館	・玄関門扉の補修
16	総合老人福祉センター	・膨張タンク取替 ・受水槽修理 ・天井ボード改修
17	長安寮	・廊下壁等のクラック補修 ・湯沸器修理、食器保管庫修理、玄関自動ドア修理
18	猪名野やすらぎ荘	・玄関前土間等改修 ・門扉調整 ・階段下土間等改修 ・ベランダ側排水管改修 等
19	千代木園	・汚物ポンプ取替 ・給湯用ガス改修 ・ボイラー等改修 ・ガラス修理、消火管破損修理、トランス据付台固定 ・空調機配管修理 ・ろ過ポンプ取替 ・スロープ等改修
20	鶴の巣園	・ブロック塀補修、ガス配管工事 ・自転車置場建替
21	福喜園	・ろ過循環配管改修 ・ボイラー、暖房機器等の点検
22	千代木園水堂分館	・屋根改修 ・内部補強 ・灯籠復旧、屋根養生
23	第1老人福祉工場	・外壁補修 ・扉取替 等
24	(仮設)南塚口老人福祉工場	・既存施設を改修

2 児童福祉施設

❖(1) 保育所

① 初期の状況(震災当日)

地震発生後、各施設では、施設とその周辺状況の点検・調査を開始し、非常時保育に備え、開所・園の準備を始める。

② 保育部および各保育所(園)

出勤してきた職員により、児童、保護者宅等の被害状況および出勤できない職員等の被害状況の収集・調査を開始する。各施設では、それぞれ保育を開始するために、散乱している部屋の片付けを行い、保育室の確保に専念し、各施設の応急修理を実施する。並行して、被害箇所の片付けを行い、さらに給食・調理関係の備品等の点検を始めた。

③ 当日の主な内容

○ 施設全体(公・私立77所)の被害状況の把握

○ 児童・保護者および職員等の安否、被害状況の把握および連絡情報の収集

○ 児童の登園状況の把握

○ 職員の出勤状況の把握

○ 保育所運営のための保育室・調理室等の点検・修理および片付け

○ 生活用水の供給体制の準備

以上が、震災発生後、保育部と各施設が連携・連絡しながら取り組んできた項目であり、地域によって被害程度に差があったが、ライフラインの寸断により、保育所運営に支障をきたした保育所があった。とくに生活用水については、飲み水を含め生活必需であったため、毎日、施設巡回を行う。なお、公立保育所においては全所で給食を実施した。

◎施設の開所・園状況

1月18日 法人保育園32園中、20園(62.5%)

1月19日 法人保育園32園中、26園(81.3%)

1月20日 法人保育園32園中、28園(87.5%)

保育所の被害状況

No.	保育所名	工 事 概 要
1	北 難 波	・手洗場改修 ・ブロック塀一部改修 ・土間改修
2	開 明	・ブロック塀改修
3	築 地	・通路土間補修 ・テラス土間補修等
4	浜	・エキスパンションジョイント改修 ・土間補修 ・プール補修
5	道 意	・エキスパンションジョイント改修 ・門扉調整 ・プール補修
6	浜 田	・エキスパンションジョイント改修 ・ベランダ壁クラック改修 ・門扉調整
7	大 島 南	・床フローリング改修
8	東 大 島	・門および外壁一部補修 ・玄関土間等補修 ・避難階段等補修 ・プール補修
9	上 ノ 島	・壁梁面改修 ・窓ガラス改修 ・プール補修
10	尾 浜	・外壁補修 ・玄関扉調整
11	立 花 北	・階段およびテラス補修
12	水 堂	・サッシ調整 ・門扉調整 ・防水工事 ・便所ロータンク取替 ・タイル張替 ・手洗器取替
13	立 花 南	・外壁改修 ・リフト補修
14	南武庫之荘	・外壁改修 ・玄関内床改修 ・梁改修 ・ベランダ防水改修
15	武 庫 西	・東側フェンス一部改修 ・土間改修
16	武 庫 南	・西側フェンス改修 ・土間改修 ・建具調整
17	武庫之荘	・天井ボード改修 ・壁クラック改修 ・階段壁改修
18	上 坂 部	・階段ガラスブロック改修 ・壁面補修 ・スロープ下補修 ・プール補修
19	大 庄	・階段ガラスブロック改修 ・壁面補修 ・スロープ下補修 ・プール補修

4 23日以降の状況および保育の取り組み

1月23日以降は、全法人保育園（32園）で開園し、保育所運営を実施する。公立保育所のうち武庫南保育所は、南武庫之荘保育所で代替運営をし、施設については1月23日に復旧・開所し、築地保育所については、開明保育所で合同保育を行い、施設は2月6日から開所する。

保育の取り組みについては、地震発生後、余震活動、交通機関の影響などが行事運営に大きな支障となり、児童の安全確保を最優先としたため園内・園外の行事を中止・延期する施設が多く、公・私立保育所とも同様の措置をとった。

1月17日の保育実施状況

※A ※B

区分	定員	1月1日 措置数	登所 児童数	登所率 %
公立	3,825	3,048	176	5.8
法人	1,860	1,891	77	4.1
計	5,685	4,939	253	5.1

1月18日の保育実施状況

※A ※B

区分	定員	1月1日 措置数	登所 児童数	登所率 %
公立	3,825	3,048	272	8.9
法人	1,860	1,891	117	6.2
計	5,685	4,939	389	7.9

◎ 1月23日の児童登所・園状況

公立保育所 1,695人 登所率（55.6%）

法人保育園 1,017人 登所率（53.8%）

2月1日（午前10時現在）の保育実施状況

※A ※B

区分	定員	1月1日 措置数	登所 児童数	登所率 %
公立	3,825	3,048	2,428	79.7
法人	1,860	1,891	1,524	80.6
計	5,685	4,939	3,952	80.0

5 災害復旧に係る国庫補助申請の協議

阪神大震災による災害復旧の補助申請を、限られた時間の中で、実地調査、見積書、写真撮影等を駆使し、国へ協議を上げる。

○ 公立保育所 20所

○ 法人保育園 19園

公立・法人保育所とも、災害復旧の補助申請をした施設では、順次、応急復旧を3月末までに完了し、国・県の補助対象施設として認定を受け、一部、7年度に工事が入った施設については、7年度の国協議の対象施設として認定を受けた。

☆(2) 市立あこや学園

地震発生当日の午前7時30分から職員が順次出勤して来る。交通機関が遮断されたため、マイカーや自転車での出勤14人。建物は内外壁のあちこちに亀裂が生じ、事務室内ではスチール机が横倒しになり、薬品棚のガラス戸が割れ薬品が散乱している。保育室も同じような状態であり、さらにガスも水道も停止していたため臨時休園とすることに決め、各関係者に連絡した。

17日から園児の安否確認のため家庭訪問を実施し全員の無事を確認するとともに、片付けを手伝う。救援物資の飲料水を近隣の施設や住民に分配し、喜ばれる。23日から27日にかけて担任保育士が家庭訪問して園児宅での療育指導を行う。

30日学園での療育を再開する。通園バスは道路事情が悪く運行不能なため、親子ともども自力通園とし、弁当、水筒持参での通園となった。

2月7日から通園バスの運行を再開し、平常の療育体制にもどった直後の9日に、園舎の床下柱が崩壊しているのが判明。検査の結果、園舎を使用禁止にし、隣接する心身障害者野外作業所に移転、以後、平成8年3月末まで同所で療育を実施した。

❖(3) 市立たじかの園

地震発生当日の午前8時30分までに、全職員の半数にあたる11人が自転車や徒歩で出勤する。すぐに園内を点検すると、給湯器給水バルブ破損による漏水で保育室の天井、カーペットが水浸しになり、壁にはかなりの亀裂が入っていた。園庭の手洗い場や調理室の壁やタイルも損傷を受けた。

水道、電気は平常どおり使用できたが、ボイラーは使用不能になり、暖房がきかない。とりあえず休園と決め、終日、片付けと園児や出勤していない職員の安否確認にてんてこ舞いであった。

翌18日からは、連絡のとれない園児宅の家庭訪問を行い、給水作業や買い出しを手伝った。

その後、ガス設備の不調は続いていたが石油ストーブで代用することにして、24日に園を再開。園児、保護者あわせて20人が元気に登園した。

3 障害者福祉施設

❖(1) 社会福祉法人 尼崎稲葉園

地震発生後ただちに宿直者と寮母で入所者の安全を確認したところ、全員無事で負傷者もなし。ガス、電気は、すぐに回復したが、水道は水道管が数か所で破裂したため供給停止。オイルタンクとオイル管、空調設備が損傷、さらに、敷地の数か所で隆起、陥没が生じ、建物のあちこちに亀裂が入る。

翌18日、当日不在の入所者13人と通所者35人に自宅待機を指示する一方、職員で手分けし、生活用水の確保に奔走する。19日、市水道局から水1tの供給を受ける。20日、市障害福祉課から食料品などの救援物資が届く。23日、在所者だけで授産作業再開。27日には水道が全面復旧するとともに、被害箇所の応急修理も完了し、30日に平常どおりの作業にもどった。

❖(2) 社会福祉法人 尼崎武庫川園

カトレア、松の園の居住棟では、朝食の準備が始まり、入所者はまだ夢の中であったその時、未曾有の大地震に見舞われた。

発生と同時に、電気、ガス、水道がストップ。建物はコンクリートの柱に亀裂が入り、壁が崩れている。ガラス屋根が落ち、塀が何十メートルにもわたって倒れている。河川側の地面が2mの深さで広範囲に陥没しているなど、周りは惨憺たる有り様となっている。職員への緊急連絡は電話の不通で無理。夜勤職員と近隣住民の応援を得て、入所者の無事確認に走り回る。そうこうするうちに自転車や徒歩で出勤してきた職員を集め、災害対策本部を設置する。その日から、100食分の食材、飲料水、薪など燃料の確保、さらに応急復旧資材の調達、河川からの生活用水のくみ上げなどが、余震の続く中で何日も繰り返された。19日、市から2tの飲料水が供給される。22日までに電話回線復旧、同時に家庭訪問を実施する。

27日、園での入浴の見込みがたたず、外の風呂屋まで交代で出かける。2月3日、通所施設を再開。またこの日、水道が復旧して入浴が可能となり、入浴ができずに困っている地域の住民に風呂を開放し、3月10日までに延べ763人が利用した。13日にガス復旧、3月18日に水道通常量の給水開始、26日給排水管修復。

8月25日、建物と関連設備のすべてが復旧した。

❖(3) その他の施設

このほかの市立および法人施設については、軽微な被害で済み、ほとんどの施設が震災後、1週間以内に再開することができた。

また、心身障害者の福祉就労的な役割を担っている小規模作業所は21か所中3か所が半壊し、うち2か所が阪神・淡路大震災復興基金等からの支援により、別の場所に再建されている。

心身障害者の生活の場である生活ホームは11か所中2か所が全壊し、ホームの生活者は一時仮住まいでの生活を余儀なくされたが、市の支援もあって再建された。

4 医療施設・保健施設等

❖(1) 医療施設の被害

市内医療機関の被災状況は、幸いにも全体規模からみれば軽微であり、診療所のうち全壊が小田地区の1件および半壊が本庁地区の2件にとどまり、病院については全半壊ともなかった。このため、他の被災都市よりも早期に通常の診療体制が確保され、本市における被災者の診療はもとより、激震地の医療機関の機能を本市医療機関が補完することにもつながった。

❖(2) 保健施設等の被害

市内の各種建造物が被害を受けるなかで、保健関係の施設も例外なく被害を受けた。

右および次ページに関連施設の被害状況を挙げる。

各保健所の施設復旧に要した額
(平成8年3月31日現在)

保 健 所 名	費 用 (円)
中 央 保 健 所	2,077,201
北 保 健 所	2,794,492
(水堂保健相談室)	4,945,030
北保健所武庫支所	815,858
北保健所園田支所	399,640
東 保 健 所	1,865,845
西 保 健 所	3,647,049
計	16,545,115

保健所の施設内機器等の復旧に要した額
(平成8年3月31日現在)

項 目	費 用 (円)
機 器 等 の 修 理	564,903
機 器 等 の 購 入	5,299,158
計	5,864,061

※ 上記の額は、各保健所で要した費用の合計額

その他保健施設の復旧に要した額
(平成8年3月31日現在)

施 設 名	費 用 (円)
衛 生 研 究 所	20,917,618
弥 生 ケ 丘 斎 場	34,101,619
弥 生 ケ 丘 墓 園	13,634,001
西 難 波 墓 園	10,331,930

各保健所の被害状況

保健所名	主な被害状況
中央保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○正門付近のタイル隆起および剝離 ○正面玄関およびスロープ隆起、亀裂 ○本館と身障者トイレの間のジョイント亀裂、身障者トイレの破損 ○建物内壁に亀裂、窓枠フレームに歪み ○建物内ガラスの亀裂および破損（多数） ○建物内照明設備の不調 ○検診用機材の破損 <ul style="list-style-type: none"> ・眼底カメラの破損 ・X線フィルム自動現像機不調
北保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○東側ブロック塀亀裂 ○東側車庫に亀裂 ○入口付近インターロッキング隆起 ○建物内外に亀裂、段差（壁面他多数） ○建物内ガラスの亀裂および破損（多数） ○建物内タイルの亀裂および剝離（多数） ○建物内ガス配管の破損 ○変圧器の故障 ○検診用機材の破損 <ul style="list-style-type: none"> ・X線フィルム自動現像機破損 ・断層撮影装置破損 ・その他多数
北保健所 武庫支所	<ul style="list-style-type: none"> ○建物内ガラスの亀裂および破損（多数） ○建物内壁に多数の亀裂 ○外壁に亀裂（雨漏りの発生） ○空調設備循環パイプ破損 ○変電キュービクル不調 ○検診用機材の破損 <ul style="list-style-type: none"> ・X線撮影装置の不調
北保健所 園田支所	<ul style="list-style-type: none"> ○内外壁亀裂（多数） ○空調機破損 ○検診用機材の破損 <ul style="list-style-type: none"> ・X線撮影装置 ・心電図記録計 ・眼底カメラ（不調）
東保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○外壁亀裂、タイルの剝離（多数） ○建物内壁に亀裂 ○建物内ガラスの亀裂および破損（多数）
西保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○天井ボードの剝離 ○冷却水の配管破損 ○建物内ガラスの亀裂および破損 ○外壁の亀裂 ○内壁亀裂（多数） ○ドアの破損

その他の保健施設の被害

施設名	主な被害状況
衛生研究所	<ul style="list-style-type: none"> ○建物内壁に亀裂、ドア枠に歪み ○建物内ガラスの亀裂および破損 ○天井ボードの剝離 ○配水管の破損、漏水 ○ガス管の破損、ガス漏れ ○吸排気設備の破損、亀裂 ○消火設備の不調 ○空調設備の破損 ○実験台・ドラフトチャンバー等の破損 ○検査機器類等、備品の破損（約200点） <p>〔主なもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスクロマトグラフ ・原子吸光分析計 ・エージングボックス
いぶきの家 ※	<ul style="list-style-type: none"> ○玄関タイル亀裂 ○内外壁面亀裂多数 ○貯水槽ポンプ機械の破損 ○電気系統の故障 ○ガラスの亀裂、破損
動物管理 事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○外壁亀裂（数か所） ○内壁亀裂（数か所） ○処分機の故障
弥生ヶ丘 斎場	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の被害 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁亀裂（数か所） ・内壁亀裂（数か所） ・ロータンク漏水 ・照明不調 ・電気設備の不調 ○火葬炉の被害 <ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉操作盤故障 ・火葬炉破損（4基） ・火葬バーナー、排風機故障 ○その他の被害 <ul style="list-style-type: none"> ・門扉およびブロック塀破損 ・搬入路亀裂、隆起
弥生ヶ丘 および 西難波墓園	<ul style="list-style-type: none"> ○墓石の倒壊 ○ブロック塀、塔石碑ほかの倒壊 ○水道の配管等の被害

※ いぶきの家：公害病認定患者の健康回復施設

●第3節 文化財等

1 文化財

❖(1) 指定文化財

① 被害の状況

被害の実態調査を1月18日から全市的に行った。国・県指定文化財については1月28日・29日文化庁および兵庫県教育委員会の建造物担当技官の現地調査が行われ、被害の状況把握と今後の修復計画の資料収集を行った。また2月17日には国の文化財保護審議会委員の視察があった。

震災時、尼崎市には指定文化財として、国指定文化財10件（彫刻1、建造物5、工芸2、史跡2）、県指定文化財8件（建造物5、書跡1、彫刻1、考古資料1）、市指定文化財22件（建造物5、絵画2、工芸3、考古資料4、古文書3、歴史資料3、彫刻1、民俗資料1）がある。

今回の地震による被害の状況を指定種別に見ると、建造物15件中12件が被災したほか、史跡近松門左衛門の墓石が転倒、文化財収蔵庫で展示中の考古資料—水堂古墳出土三角縁神獸鏡・鉄刀—が落下破損、民俗資料—おかげ踊り図絵馬—は拝殿の倒壊によりその下敷きになり破損し、表面に土砂が付着するなどの被害があった。とくに建造物では修理中であった長遠寺客殿・庫裏は傾いて倒壊寸前の状態にあり、修理事業の中止を余儀なくされた。

近畿地方では慶長の大地震（1596年）以後、寛文2（1662）年、宝永4（1707）年、嘉永6（1854）年等江戸時代にも数多くの地震災害を被り、尼崎城の天守や石垣等が崩れ、人家に被害がでたことが記録に残されている。尼崎市寺町に所在する本興寺・長遠寺はいずれも江戸時代初頭の尼崎城築城に伴い現在地に移築された寺院であり、長遠寺は宝永の地震ではかなりの被害を受け、修理が行われていることが判明しているなどその都度修復を施し幾度かの災害

をくぐり抜けてきたことがわかる。

被害の大きかった建造物についての個別の被害状況は次のとおりである。

国指定文化財

○本興寺方丈（破損程度大）

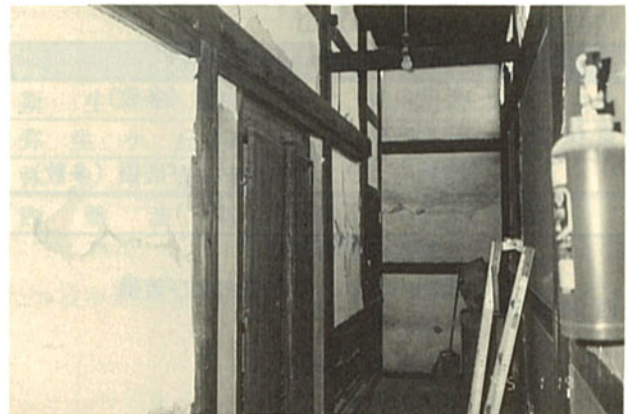
軸部の破損が大きく、南東の玄関は、柱長で30cm



調査中の文化庁技官（本興寺開山堂）



裂けた床の間（本興寺方丈）



剝落した漆喰壁（本興寺開山堂）

余り東に傾斜し、西側の床は西に傾き上段の間・松の間との間に亀裂・間隙が生じている。壁の漆喰は随所で剝落、落下。建具の襖、障子、雨戸一部破損、襖絵は一部破れ破損

○本興寺開山堂（破損程度中）

軸部のズレ微小、漆喰壁南面が落下、西面剝落、厨子廻り板壁落下、南面石段傾斜

○長遠寺本堂（破損程度中）

軸部が緩み、正面長押が落下。全面の壁大破、縁束柱移動

○長遠寺多宝塔（破損程度大）

上層屋根北に傾斜し、振じれる。相輪南に傾斜、露盤に亀裂。亀腹剝落

県指定文化財

○長遠寺客殿（破損程度大）

軸部の破損がはなはだしく、全体に北西に大きく傾き、修理中の軒足場に寄り掛かる状態で辛うじて倒壊をまぬがれている。柱等の部材も大破

○長遠寺庫裏（破損程度大）

軸部の破損がはなはだしく、建物は全体に大きく東および南へ傾斜し、壁および内部の建具は大破。玄関は崩壊、東面下屋も崩落

○長遠寺鐘楼（破損程度中）

建物北西に傾斜。瓦脱落、袴腰壁板・台輪割れ

○富松神社本殿（破損程度小）

柿葺き北西隅一部脱落、蟻股脱落

○石造十三重塔（西武庫須佐男神社）倒壊

基礎部分からすべて倒壊、笠の一部欠損

市指定文化財

○本興寺鐘楼（破損程度小）

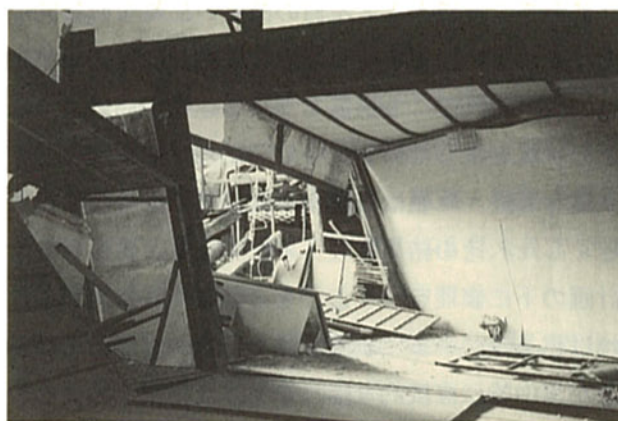
袴腰部わずかに傾斜、扉部一部破損

○本興寺三光堂向唐門（破損程度大）

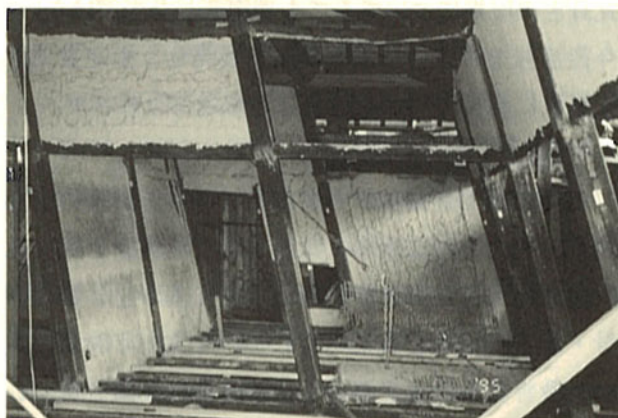
軸部のズレが大きく、本柱の太柄が礎石から抜け出し南側にズレている。扉破損

○おかげ踊り図絵馬（南武庫之荘素盞鳴神社）破損

倒壊した拜殿の下敷きになり2つに破断。表面の彩色に土砂付着。元興寺文化財研究所職員のボラン



倒壊寸前の客殿（長遠寺）



倒壊寸前の庫裏（長遠寺）



崩壊した十三重塔（西武庫須佐男神社）

ティアによって応急的にクリーニング処理

○長洲天満神社本殿（破損程度小）

桧皮葺き南東隅脱落、野地板前面破損

○水堂古墳出土品（破損）

三角縁神獸鏡・鉄刀2本落下破損

以上のように上下・左右の激しい揺れを直接的に受けて、重い屋根を持つ建造物は軸部に被害が集中し、壁・建具等にも損傷を受けて建物が傾斜するなどの状況を呈している。中でも県指定重要文化財の長遠寺客殿・庫裏は修理中に被災したため被害を大きくした。その結果修理工事を中止し、再度新たな計画の下に修理を行うことを余儀なくされたが、これは建具等がまだ設置されていなかったために軸部が集中的に直接的な揺れを受けた結果と考えられている。今回の地震の結果、的確な修理を受けてきた建造物が倒壊した事例はなく、広い表面積を持つ瓦葺きの屋根についても、崩落した事例はない。今後補強を考慮した修理事業を展開し、指定文化財を後世に伝えていかなければならない。

② 修理事業の状況

震災の翌1月18日から全市的に行った被害の実態調査とその後の文化庁・兵庫県教育委員会と(財)文化財建造物保存技術協会の現地調査に基づき、修理方針・着手時期など事業内容について文化庁および兵庫県教育委員会の指導の下に所有者と協議を重ね、平成7年度から順次保存修理事業(災害復旧)に着手することとなった。

国指定文化財の本興寺方丈・開山堂、長遠寺本堂・多宝塔については、平成7年5月30日付けで文化庁から国庫補助事業の内示を得て6月1日付けで補助申請を行い、修理事業に着手した。

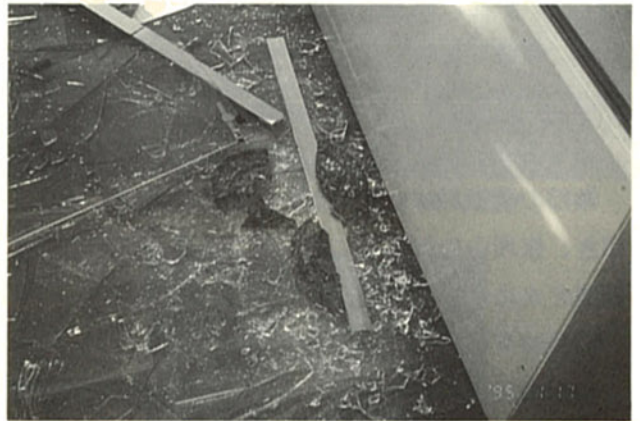
県指定文化財の長遠寺客殿・庫裏・鐘楼については平成7年7月24日付けで兵庫県教育委員会から補助事業の内示を得て8月1日付けで補助申請を行い、修理事業に着手した。

また、富松神社本殿については、平成8年5月9日付けで兵庫県教育委員会から補助事業の内示を得て6月4日付けで補助申請を行い、修理事業に着手した。

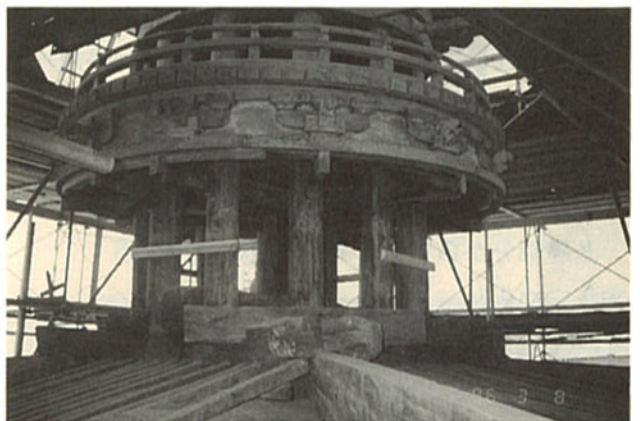
なお、西武庫須佐男神社石造十三重塔については、平成8年6月14日付けで(財)文化財保護振興財団から助成事業の内示を得て7月16日付けで助成申請を行い、修理事業を行った。



おかげ踊り図絵馬応急処理事業



割れた水堂古墳出土鏡



修理工事が進む長遠寺多宝塔

市指定文化財のおかげ踊り図絵馬、長洲天満神社本殿、本興寺鐘楼・三光堂向唐門、水堂古墳出土三角縁神獸鏡・鉄刀については、修理方針・着手時期等所有者と協議し、平成9年度から順次実施していく。

❖(2) 埋蔵文化財

1 被害の状況

現在尼崎市内には106の埋蔵文化財包蔵地が周知されており、その総面積は約114haに及んでいる。地震のあと1月の下旬以降数回に分けて市内全域の被害状況調査を行った。調査はこの時点での調査者の主観による外観の状況調査であり、その後外観からは被災しているとは判断されていなかった家屋の改築計画が多数提出されてきており、今後さらにその数は増加するものと考えられる。

今回の震災により遺跡が直接的に被害を受けた状況は見受けられなかったが、田畑や公園等の空き地に所在する36遺跡を除く70遺跡内で建築されていた建物の屋根瓦等が破損するなど何らかの被害を受けていた。とくに15遺跡では、遺跡上に立地する神社・寺院・文化住宅・老朽家屋の損壊がはなはだしく、被害は4.6haに及んでいる。

被害のはなはだしい15遺跡は市内北部に集中している。その内訳は散布地4、集落跡5、城館跡3、社寺跡1、古墳2である。とくに塚口城跡は遺跡全体の2割、約2万1,000㎡、尼崎城跡は本丸から二の丸にかけて約1万㎡、栗山・庄下川遺跡では約4,000㎡が、富松城跡では約2,500㎡、北裏遺跡では被害が約2,000㎡の範囲に及んでいた。

2 その後の経過

兵庫県は文化庁との協議の結果、2月13日付け事務連絡で「兵庫県南部地震に伴う周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の取扱いについて」以下のとおり取り扱うものとした。

1 応急的な「復旧」に伴う取扱い

(1) 『当面の間』、下記の事業に伴う文化財保護法第57条の2第1項および同法第57条の3第1項の規定による届け出および通知を要しない。

(2) 上記(1)に該当する事業は、次のとおりである。

- ① 電気、ガス、上下水道等のライフ・ラインの復旧
- ② 仮設住宅の建設

- ③ 倒壊（半壊）・焼失家屋の除去・跡地整理
- ④ その他緊急を要する工事

その後改めて2月23日付け文化庁次長通知により、当面の取扱いについて以下の通知があった。

対象となる復旧工事の範囲は、阪神・淡路大震災に伴う以下の復旧工事で、平成7年5月末日までに着工するものとする。

- ① 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋りょう、鉄道等の復旧
- ② 仮設住宅の建設
- ③ 倒壊または焼失した建物その他の工作物の撤去または整地
- ④ その他緊急を要する復旧工事

兵庫県教育委員会ではこの通知を受けて3月2日に「阪神・淡路大震災に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱い」についての説明会を開催した。

3月下旬には、6月1日以降における埋蔵文化財の取扱いについての基本方針について通知があった。その主な内容は以下のとおりである。

1 取扱いの基本原則

- (1) 被災地の置かれた状況にかんがみ、早急な復旧が急務であるとの認識を基本とし、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の保護の整合を図るものとする。
- (2) 埋蔵文化財の保護については、上記の原則を踏まえつつ、被災地の実情に合わせて、適切な措置を執るものとする。
- (3) 関係の府県は、この「基本方針」に基づき、市町村の意見を聞いて「適用要領」を定め、復旧・復興事業と関係する埋蔵文化財の具体的な取扱いについて遺漏のないよう措置するものとする。

2 適用範囲等

- (1) この「基本方針」は、阪神・淡路大震災の復旧・復興に係る事業の実施に伴う埋蔵文化財の取扱いについて適用する。
- (2) この「基本方針」の適用期間は、平成7年6月1日から平成10年5月31日までとする。

なお、復旧・復興事業の進捗よく状況等にかんがみ、適用期間の延長が必要な場合は、別途検討し必要な措置をとるものとする。

3 埋蔵文化財の取り扱いなど

(1) 復旧・復興事業等に係る埋蔵文化財の扱いは、次のとおりとする。

ア) 事前の確認調査

埋蔵文化財の取り扱いに関する判断は、原則として、周辺地域における従前の発掘調査等に基づく既存の知見によって行う。

イ) 発掘調査等

a) 復旧・復興事業については、可能な限り盛土または掘削が遺構面に達しない工法をとることなどにより遺構の損壊を避けるよう指導するものとする。

b) 記録保存のための発掘調査は、原則として、工事による掘削が遺構を損壊する場合に限って行うものとする。

c) 発掘調査の範囲・方法・内容については、遺跡の状況を総合的に勘案し、弾力的に対応するものとする。

(2) 「適応要領」の策定および運用に際しての留意事項

ア) 住民の生活に密着した事業で、埋蔵文化財への影響が比較的少ない事業に対しては、復旧等の迅速な推進に支障が生じないように配慮すること。

イ) 大規模な事業で、相当程度の埋蔵文化財への影響が予想される事業については事業と埋蔵文化財の取り扱いを調整し、埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。

ウ) 区画整理事業など都市の基盤全体に係わって行われる事業に対しては、事業者側と計画の段階から調整し、埋蔵文化財の調査等をその一部に組み込むことにより事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。

(3) 発掘調査等の体制

全国的な協力を得て、市町村に対する支援の措置をとり、調査組織を集中的に投入するなど、迅速な対応に努めるものとする。

4月からは、「基本方針」にうたわれた「適用要領」策定に向けて、兵庫県教育委員会主導の下、災害救助法の適用を受けた関係10市10町の埋蔵文化財担当職員による意見交換が行われた。さらに実情の異なる個々の事業に対する統一的な「取り扱いマニュアル」（基本編）作成に向けて検討会が精力的に開催され、5月には一応の形をみた。その後継続して「取り扱いマニュアル」（基本編）の問題点についての意見交換が行われた。

また、7月1日には、全国から兵庫県に派遣された埋蔵文化財担当職員の尼崎市への支援に関して兵庫県教育委員会と尼崎市教育委員会との間に協定が締結され、以後、職員の派遣も受けて発掘調査を行った。

ちなみに、平成7年4月から大物町で行われた市営住宅の建設に伴う発掘調査が本市における復旧・復興に伴う埋蔵文化財調査の第1号である。

9月下旬、復旧・復興事業に伴って地方公共団体が行う文化財保護法第98条の2に基づく発掘調査や「取り扱いマニュアル」（基本編）の適用範囲（周知の埋蔵文化財包蔵地・隣接地）外で行われる復旧・復興事業の際の工事中の不時発見を想定した取り扱いについて「取り扱いマニュアル」（応用編）として検討を開始し、現在に至っている。

尼崎市では、「尼崎市住環境整備条例」に基づき、開発業者から建築確認申請以前に開発事前協議書が文化財担当にも回議され、そこで当該地の文化財保護法による取り扱いを指示するほか、ファクスによる埋蔵文化財の所在の照会（確認依頼）にも応じている。

今回の地震が発生した平成7年1月（平成6年度）は開発事前協議および確認依頼ともにその件数を減じているが（1月の件数は震災以前の依頼が大半）、2月以降今日まで震災以前の件数に比べて飛躍的に

兵庫県教育委員会職員の支援を受けた発掘調査

(平成9年3月末現在)

遺跡名	調査原因	調査面積	調査期間	調査担当者
道ノ下遺跡 (第7次調査)	市営住宅建設	500m ²	H7.7.10 H7.8.25	小野田義和(福島県) 北原 治(滋賀県)
尼崎城跡 (第43次調査)	小学校建設	1,400m ²	H8.3.1 H8.9.13	佐藤 公保(愛知県)・横田 明(大阪府) 家塚 英詞(鳥取県)・禰宜田佳男(大阪府)
尼崎城跡 (第47次調査)	市営住宅建設	324m ²	H8.3.4 H8.5.8	矢口 裕之(群馬県)・兼康 保明(滋賀県) 木下 晴一(香川県)・菊池 吉修(静岡県)
武庫庄遺跡 (第36次調査)	共同住宅建設	680m ²	H8.5.20 H8.8.20	半澤 幹雄(千葉県) 三輪 晃三(岐阜県)
時友遺跡 (第7次調査)	共同住宅建設	350m ²	H8.6.4 H8.7.19	大川 勝宏(三重県) 小林 公治(山梨県)
久保田遺跡 (第3次調査)	共同住宅建設	370m ²	H8.9.30 H8.11.27	宮崎 敬士(熊本県) 弘田 和司(岡山県)
猪名庄遺跡 (第31次調査)	再開発事業	3,500m ²	H9.1.16	渡辺 昇(兵庫県)・禰宜田佳男(大阪府) 矢口 裕之(群馬県)

事前協議・確認依頼件数の推移

(平成9年3月末現在)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
6年度	事前協議件数	31	25	31	32	22	26	27	27	27	18	30	48	344件
	確認依頼件数	32	32	29	23	36	27	44	31	26	18	59	78	435件
7年度	事前協議件数	49	28	93	33	74	41	49	49	35	45	41	49	586件
	確認依頼件数	80	45	65	64	39	50	53	58	33	29	51	56	623件
8年度	事前協議件数	40	49	45	51	45	32	40	47	31	45	38	42	505件
	確認依頼件数	55	55	33	65	43	51	50	51	49	40	48	33	573件

増加しており、復興に向かう住宅建設がようやくその緒についたことがうかがわれる。

2 歴史的建造物

❖(1) 歴史的建造物の保全

市域には景観のポイントである都市美形成建築物等や都市美形成地域(寺町)が存在し、歴史的価値

が高く、市民共有の財産である。

震災当時まで都市美形成建築物は、28件が指定されており、加えて4件が都市美審議会へ諮問中であり、寺町地域(約7.7ha、232世帯)は平成元年7月14日に地域指定されている。

形成建築物等では各々の保存計画書、寺町地域ではガイドラインにより歴史的伝統的景観の保全が図られており、市からも外観のメンテナンスという目的で限度額300万円の助成事業を行っていた。

❖(2) 被害状況

震災直後の混乱のなか、歴史的景観の残る築地地区、寺町地域をはじめ、すべての形成建築物等の被害調査を行った（被害件数は下表のとおり）。

① 形成建築物等

被害で目立つのが、屋根、土塀の破損、倒壊である。建築物によっては、母屋や倉が倒壊、傾斜したものもあり、地区（築地、西本町）によっては、液状化現象により堀や建物が傾く被害もみられた。尼信記念館を除くすべての形成建築物等に損壊がみられ、不幸なことに2人の尊い生命を奪うまでに至った。

この結果、都市美形成建築物等指定において諮問中4件が取り下げとなり、指定済み28件中の11件が後に指定解除になった。

② 寺町地域

とくに寺院に被害が大きく、全昌寺の鐘楼倒壊、本興寺の塀倒壊、善通寺の梁落下・柱の座屈、長遠寺の庫裏の傾斜など、悲惨な状態であった。

周辺民家では、36件に被害が及んだ。

※形成建築物等11件の指定解除は、平成8年3月19日の都市美審議会で正式決定された。

震災による被害状況

都市美形成建築物等（平成7年2月10日現在）

区分	全壊	半壊	一部損壊	合計	震災後指定数
指定済	3	22	3	28	17
諮問中	2	2	0	4	0

都市美形成地域内（寺町）

	寺	民家	被害状況
全壊	3か寺		全昌寺、本興寺三光堂拝殿、長遠寺客殿・庫裏
		1件	
半壊	3か寺		本興寺一条院、広徳寺寺務所、善通寺庫裏
		3件	
一部損壊	7か寺		本興寺、善通寺、甘露寺法園寺、大覚寺、如来院長遠寺
		32件	



形成建築物の被害



形成建築物の修復

❖(3) 応急対策

本市の震災復興の方針、具体的対策がまだ決定されていない間、日本建築学会近畿支部、日本建築学会建築歴史・意匠委員会、兵庫県建築士事務所協会阪神支部、阪神大震災対策歴史学会連絡会、歴史資料保全情報ネットワークなどのボランティアによる応急対策の方法、アドバイスなどが行われた。

また、本市の都市デザイン専門委員の吉田、足立、三輪の3専門委員も調査応援を行った。

❖(4) 修復・保存対策

守り続けてきたこれらの建造物は、一度失うと二度と取り戻すことができず、大震災後、現存している建造物だけでも市民共有の財産として将来に引き継いでいきたい。

したがって、都市美審議会および部会を重ねて、歴

史的建造物の修復・保存計画や助成方針などを検討した。

① 都市美審議会（平成7年4月22日）

被害状況を報告し、諮問中の4件の取り下げを行った。また、形成建築物所有者の今後の意向調査結果を発表した。審議会より助成金の増額、可能な限りの建築物等の存続の意見が出た。

② 都市美審議会（平成7年5月23日）

5月6日の部会（現地視察）の報告

③ 都市美審議会（平成7年9月4日）

1) 保存計画（災害復興）の諮問

所有者が修復・保存意向のある形成建築物17件の保存計画（災害復興）の策定を諮問した。これは、修復・保存方法について既存の保存計画の変更を歴史的景観形成に影響しない範囲で策定されたものであり、伝統的工法、材料等に耐震性を考慮した現在導入可能な計画、方法で設定している。

2) 災害助成の方針の説明

過去の助成金交付の実績は問わず、限度額500万円で、平成7～9年度の期間で、修復にかかる費用の2分の1の範囲で助成する。

④ 都市美審議会（平成7年9月27日）

1) 保存計画（災害復興）の答申

部会（9月12日）、審議会（9月18日）で、保存計画（災害復興）案の検討を重ね、16件（諮問後17件から1件辞退）の形成建築物等保存計画の答申を得た。

⑤ 都市美審議会（平成8年3月19日）

1) 形成建築物等11件の指定解除

指定解除される建造物もビデオに震災記録として残すなどの意見が出た。

2) 本年度の修復工事の進ちょく状況報告

❖(5) 助成制度の確立(最終)

平成7年8月、(財)阪神・淡路大震災復興基金の「歴史的建造物修理費補助」が創設され形成建築物等の修復費の一部の補助を受けられるようになった。



本興寺（寺町地域内）の被害



本興寺（寺町地域内）の修復

① 都市美形成建築物等災害助成金

助成限度額 本市……………300万円

復興基金……………200万円

② 都市美形成地域内（寺町）災害助成金

助成限度額 本市……………500万円

※いずれも修復に係る費用の2分の1の範囲で助成し、期間は平成7～9年度。

❖(6) 助成実績

平成7年度実績
(平成8年3月31日現在・単位：千円)

区分	助成	件数	金額
形成建築物	基金	8件	15,350
	市	7件	17,761
形成地域内	基金	—	—
	市	8件	22,943
16件			56,054

また、(財)文化財保護振興財団より、如来院の鐘楼と山門、甘露寺の観音堂、善通寺の本堂と山門に対して助成があった。

●第4節 その他公共施設

1 市営住宅

市営住宅の被害は、兵庫県南部地震発生時に管理していた85団地・9,034戸（鉄筋住宅78団地・8,966戸、簡易耐火住宅1団地・4戸、木造住宅6団地・64戸）のうち、軽微なものを含めて被害が生じたものは鉄筋住宅に集中しており、被害状況は次のとおりである。

① 構造体の補強を含む大規模補修が必要なもの

————— 1団地・15戸

なお、当該団地については大きな余震による倒壊の危険性が高いことから、地震発生日から補修が完了するまでの約3か月半の期間、入居者に避難してもらった。

② 構造体の損傷はみられないが壁等の損傷が著しく補修が必要なもの

————— 10団地・1,665戸および
タワー型給水塔・1基

③ 被害なしまたは軽微な補修が必要なもの

————— 74団地・7,354戸

2 地区会館

地区会館は6館設置されており、建物および付帯設備等を中心に被災したが、被害状況は次のとおりである。

6館のうち立花地区会館の内外壁亀裂等が目立った被害であったが、全体として被害は少なかった。

立花地区会館の補修については、平成7年8月に完了した。

<被害状況>

本庁地区会館：電気温水器損傷、内壁亀裂等

小田地区会館：電気室トランス破損、ホール電球破損

大庄地区会館：本棚・鏡破損

立花地区会館：食器類破損、内壁亀裂等

武庫地区会館：タイル破損、消火水槽・ポンプ損傷

園田地区会館：空調ダクト破損

武庫地区会館を除く他の地区会館は震災直後から、遅れて武庫地区会館が避難所として利用された。

また、園田地区会館を除く5館については第2次避難所として利用された。

この間、地区会館の使用については、平成7年1月17日から5月17日までは、避難施設として利用したため休館となった。

3 共同利用施設

市内には、共同利用施設が20館ある。全体的に被害は少なかったが、高田、東大島、西昆陽、時友の4館について内装や外装に少しばかり損傷があった。

戸ノ内会館については、建物自体の被害は少なかったが、地盤の液状化の影響を受け、地面と玄関階段取付部の段差、埋設されている給排水管の破損および1階和室のぬれ縁台傾斜などの被害があった。玄関部分等の応急修理をすぐに実施し給排水施設については、建物の使用に支障となるため、復旧工事を施行し平成7年8月に工事が完了した。

<被害状況>

善法寺会館：なし

東富松会館：ホールドア把手損傷、台所壁ひび割れ

上ノ島西会館：なし

猪名寺会館：アンプ破損

長溝会館：窓ガラス割れ（1枚）

高田会館：内外装ひび

三反田会館：なし

西富松会館：入口ドア一ゆがみ、湯沸室・トイレ壁ひび割れ

小中島会館：なし

浜田会館：なし

東大島会館：内外装ひび割れ

戸ノ内会館：外装ひび割れ、給排水施設の損傷等

元浜会館：なし

西昆陽会館：湯沸室壁ひび割れ

西昆陽南会館：なし

今北会館：なし

西大島会館：なし

時友西会館：内外装ひび割れ、カーテンドアの損傷

西武庫南会館：なし

武庫之荘北会館：なし

共同利用施設の高田会館、戸ノ内会館、西富松会館の3館については避難所として利用された。

4 市立福祉会館

市内に市立福祉会館が12館ある。難波、難波分館、中難波、潮江、浜田崇徳院、堂松の6館で、内外壁の亀裂などの被害があったが、緊急に修理を必要とするものではなかった。

他の6館については被害はほとんどなかった。

<被害状況>

難波福祉会館：内外壁亀裂

難波福祉会館分館：内外壁亀裂

築地福祉会館：なし

中難波福祉会館：内外壁亀裂、剝落等

潮江福祉会館：内外壁亀裂、剝落等

額田福祉会館：なし

武庫川福祉会館：なし

浜田崇徳院福祉会館：内外壁亀裂

堂松福祉会館：外壁剝落等

立花福祉会館：なし

尾浜福祉会館：なし

西川福祉会館：なし

5 地域集会所

市内には地域コミュニティ推進の拠点として219館の地域集会所がある。

被害状況については、全壊が3館、半壊が23館、一部損壊が66館、被害なしが127館となっており、半数程度の集会所が被害を受けた。

地区別の状況は次のとおりとなっている。

地域集会所地区別被害状況

(平成8年5月6日現在・単位：館)

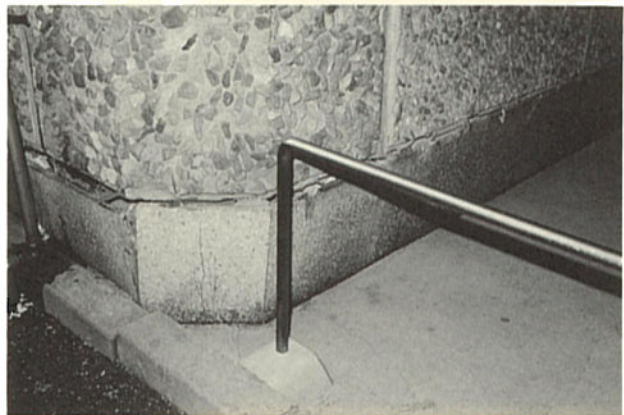
地区	全壊	半壊	一部損壊	被害なし	計
本庁	1	6	14	6	27
小田	1	4	15	32	52
大庄	—	1	7	18	26
立花	—	3	7	32	42
武庫	—	7	8	14	29
園田	1	2	15	25	43
計	3	23	66	127	219

6 総合文化センター

総合文化センターの被害の状況は、施設が大規模であり、相当なものになっている。詳細は次のとおりである。

<被害状況>

本館：エレベーター運転不能（3台）、2階給排水管損傷により各階浸水、部屋、通路、壁面等の亀裂・剝離、照明器具の脱落、各備品の損傷



総合文化センター本館地下1階

ホール棟：客席、通路、各室壁面タイル等の亀裂・剝離、機械室等吊ボルト切断・脱落、各備品の損傷

中ホール棟：通路壁亀裂、音響器具の脱落

駐車場：デッキジョイント部等の亀裂・段差、壁面タイル等の亀裂・剝離

その他：本館石垣亀裂、ホール棟玄関前敷石一部陥没

震災当時は、休館日であったため、当日の事業には支障がなかったが、翌日の18日には、大、中、ミニの各ホール、会議室、一般宴会等がキャンセルとなるとともに、自主事業である「友の会」の講座も休講となり、18日の事業はすべて中止となった。それ以降、貸館業務のキャンセルが相次いだ。

1月19日から23日まで、大ホール、中ホールの各種の機械設備の作動テストと修繕必要箇所の点検を行い、大ホールの安全点検・修繕のため2月2日か



ホール棟1階コンコース正面玄関前



本館1階通用口

ら3月15日まで使用中止とした。3月16日から大ホールの営業を再開し、以降通常どおりの営業を開始した。

復旧工事については、1月30日からの大ホール棟、ホワイエ客室壁面タイル補修工事および本館エレベーター修繕をかわきりに、平成8年1月22日まで19回に及ぶ工事が実施され、施設の復旧が完了した。

7 公営事業所

地震発生後、職員が順次出勤。

開催執行委員長らと協議のうえ、とりあえず17日は開催を中止することとした。午前9時ごろにJR立花駅・阪神尼崎駅等関係機関に開催の中止を連絡するとともに、「本日開催中止順延予定」の看板を競走場付近の交差点に設置した。

次に、投票所内の状況を把握するために、所長・次長・施設課長・労務担当係長で建物・投票機器について調査した。

午前9時40分に、日本トーターが、投票関係機器の点検を始めた。

そして、10時12分には、機械の故障のため、後日払いの中止を決定した。

10時15分には、競技機械の点検も始めた。

第1回の所内課長会を10時25分に招集し今後の対応について協議し、とりあえず被害状況を調査することとした。

午後2時現在の被害状況等としては、以下のとおりであった。

〈事業課〉

- 1 番組コンピュータ関係者来場できず確認不能
CCR（審判・競技・番組）、KCC（連合会と連結分）は正常に作動
- 2 日程
 - (1) 18日も中止決定
 - (2) 準優勝戦（19日）・優勝戦（20日）をした場合の1日の追加、3日間を打ち切った場合の追加をどうするかについて協議

3 委託関係

FM・イベント・テレビ委託の変更について協議

4 賞金の取り扱い等について協議

5 C V C F 関係

投票集計機器等倒壊

6 センター関係

(1) P C L・O C L・D P C L位置ずれ(約30cm)、
その他操作卓位置ずれ

(2) ストラ位置ずれ、N C C (I D T) キーボード
落下・破損(ストラ用1台)

(3) 日写モニターP C Lに落下

(4) T I C 製前売操作卓用ケーブル破損

(5) 各投票所端末器脱落・破損(台数調整中)

(6) 対岸オッズ盤ユニット、予備基盤収納ロッカー
転倒

※ 午後3時ごろ、各電源入れてテスト

<施設課>

1 競艇機器 人手不足で点検できず

2 審判装置 操作卓等の復旧は目途立たず

3 放送設備 現時点で目立った不調箇所なし

4 空調設備

(1) 水圧低下のため作動せず

(2) 1月18日早朝から点検

5 水道設備 水圧低下、復旧不明

<警備課>

1 南岸の大型テレビについて点検開始

2 テレビ破損

(1) 警備センター 2台

(2) 警備本部 1台

3 明日に向けての復旧は困難

4 テレビ室の電源が入らない状態、実況テレビが
今の段階では映せない

<建設担当>

1 正門大屋根スピーカー落下・ルーバー破損

その他ルーバー破損

2 滝下便所西床クラック

3 9号館2階計算センター入口ドアずれ、一部開

閉不能

4 9号館2階計算センターのモニターテレビ倒壊

5 C V C F バッテリー液漏れ

6 正門入口段差

7 9号館1、2階照明器具外れ

8 9号館屋上ラック・冷温水管等の支持金物外れ

9 9号館東南キャットウォーク溶接外れ

10 9号館2階便所タイル・鏡割れ

11 9号館と4号館地下通路ヒューム管つなぎ目モ
ルタル外れ

12 整備場サッシ取り付け不良

13 モーター装着場地盤クラック

14 子供広場前地盤クラック

15 4号館南、一部分モルタル落下

16 その他モルタル剝離 風防下・花壇

17 ファン通路阪神接続部グレーチング落下

18 4～9号館接続デッキエキスパンション部床盛
り上がり

19 中央スタンド2階東便所前外壁剝離

20 審判制御卓へ落下物あり

21 13号館2階ケーブル切断

22 13号館渡りテント部モルタル剝離

23 13号館東側段差

24 特警控室タイル剝離

25 正門内側剝離

次に助役と協議のうえ、午後3時24分には、今開催の日程のすべてを中止することにし、報道機関等に連絡した。

翌18日には、住之江競艇場から大阪府都市競艇組合が、1月20日からの開催を中止した旨の連絡があった。

同じく伊丹市でも、1月22日から1月25日の開催を中止する決定がなされた。

1月19日から後日払いを開始し、その旨を阪神センタープール前駅・阪神梅田駅に張り紙をして周知した。

所内課長会議を開き、兵庫県南部地震に伴う課題等について協議した。

- 1 1月17日～19日の開催中止に伴う対応
 - (1) 振替（開催）日程の確認および手続
 - (2) 選手賞金の取り扱い
- 2 早急に決定を要する事項
 - (1) 1月21日～23日の公休日の競艇場の管理体制について
 - (2) 2月1日従事員研修の開催の可否について
 - (3) 1月23日以降の避難所の応援体制の確認
- 3 今後検討・整理すべき事項
 - (1) 開催中に地震が発生した場合の体制について協議
 - (2) 被害状況のまとめ
- 4 2月9日開催に向けて施設、機器の点検、整備
ポートピア姫路では、1月24日から2月14日の発売開始の前日までのうち銀行営業日に限って臨時払戻を開始した。

1月26日所内全体会議、1月31日所内課長会議をそれぞれ開き、2月1日の開催に向けて総合テストを実施することを確認するとともに、再開時期について協議し、3月までは開催中止でほぼ意思確認をした。

2月1日には、開催準備のため機器点検等について場全体の総合テストを実施した。

レース再開に向けての総合テストは、次の項目について点検確認し、施設の利用の面からは2月9日から再開可能と判断した。

- 1 執行本部
- 2 投票関係
- 3 警備関係
- 4 競技関係
- 5 審判関係
- 6 艇庫関係
- 7 姫路関係
- 8 その他（選手食堂・SKS・医務室・乳幼児室・立花寮・大型映像）

一方従事員の研修は、従事員の安否の確認を行うためにも、アルカイクホールオクトで実施し、ほぼ全員の無事を確認した。

また、所長・次長から再開について、市長に報告・協議した。

2月2日には、市長報告等を踏まえて、所内課長会で2～3月の開催中止を正式決定し、2月3日付け正式発表をすることを意思確認した。

この正式決定を踏まえて、従事員の雇用確保のあり方について、尼崎職業安定所と協議を開始した。

2月3日には、会派代表者会でセンタープールの運営について文書で次のとおり報告した。

センタープールの運営について

今般の兵庫県南部地震の発生に伴い、尼崎競艇場の開催については、本日まで中止してきたところである。

今後の開催については、市財政にさらに重大な影響をもたらすこととなるが、広範な地震被害状況等を踏まえ、この際、本年度（3月末まで）の開催を見送ることとする。

あわせて「なお、再開は、4月を予定している」との口頭報告を行った。

なお、従事員の雇用の確保に係る雇用調整助成金についても、兵庫県労働部と協議を開始した。

2月10日には、総務委員協議会で「尼崎競艇場の運営について」次のとおり報告した。

- 1 尼崎競艇場における2月、3月全開催を中止する。
- 2 2月、3月全開催の中止に伴い2月14日・15日に受託予定であった第18回近畿地区選手権競走（滋賀県施行）は、ポートピア姫路においてのみ発売する。
- 3 3月20日・21日に受託予定であった第30回鳳凰賞競走（府中市施行）場間場外発売を中止する。
- 4 姫路場外発売場については、2月17日から開催予定している住之江競艇場の場外発売場として発売する。

2月14日には、姫路場外発売場で近畿地区選手権競走（場間場外）の発売を開始した。

引き続き、2月17日には、4 施行者分の住之江競艇場の発売を開始した。

なお、尼崎競艇場分は3月末まで中止のため住之江競艇場へ振り替えた。

2月17日には、雇用調整助成金適用決定の連絡を受けた。

3月3日には、総務委員協議会で4月4日から開催することを報告した。

続いて所轄警察署と次のとおり協議を行い、4月4日から競艇を再開した。

- 1 駐車場の閉鎖（4月から2開催12日間）
- 2 駐車場の閉鎖に伴うPR
- 3 路上駐車に伴う対応

8 地域研究史料館

❖(1) 被害の状況

昭和通2丁目の尼崎市総合文化センターでは、壁にひびが入るなど軽微な被害が発生したが、建物の構造部は無事であった。その一方、建物内の備品・什器の多くは倒れ、物品が散乱するなどの被害が目立った。その中でも7階にある地域研究史料館本館は、史料等収蔵物の多さと揺れの増幅される高層部に位置していることから最も被害が大きかった。

当時、地域研究史料館では、尼崎地域に係る古文書・近現代文書約4万7,000点、地域の歴史に関する図書、全国の自治体史誌、社史・団体史、紀要・雑誌、目録等の図書約3万7,500点、行政文書などを本館の100基余りの書架に配架していた。ほぼすべての書架が地震で倒れ、ほとんどの図書や物品が床に落下、散乱したが、古文書は文書缶に収納していたためほとんど被害がなかった。また、室内の壁には地震動によりひびが入り、書架やロッカーが壁や天井、床にぶつかり、壁が陥没し、床タイルが破損、剝離した場所もあった。

本館の中では、書庫の被害が最も大きく、複式書架6連4列の天部を連結した書架と移動式書架8基



散乱した図書（地域研究史料館書庫）



被災史料の救出活動（大物町・綿中家）

が修復不能となり、買い換えた。配架していた図書のほとんどが書架から振り落とされ床に散乱し、ひどいものは地震動で宙に浮いた書架の下敷きとなり、表紙などが大きくえぐられていた。にもかかわらず、補修が必要なものは100冊余りにとどまった。

貴重文書庫では、倒れた書架から古文書・近現代文書を収納していた文書缶やプラスチック・ケースが落下したが、古文書には損傷はなかった。行政文書も倒れた書架から床に散乱したが軽微な損傷で済んだ。スプリンクラーが地震動により誤作動し、史料が大量の水を浴びて損なわれるという可能性もあったが、幸いこのような二次災害を受けることはなかった。この最悪の事態が発生した時にすぐに被害が及

ばないように、古文書・近現代文書は紙箱ではなく文書缶やプラスチック・ケースに収納している。

当日が休館日で交通も途絶していたため、翌18日から、出勤可能な職員4人により復旧作業に着手した。

その後出勤可能となった被災職員・嘱託員を加え、書架の立て直し、史料の分類、仮収納、再配架などの作業を行った。作業にはボランティアとして、全史料協近畿部会有志を中心に史料館利用者、女子高生など延べ32人が1月21日～2月26日に参加した。全史料協とは、地域研究史料館も機関会員として加盟している文書館等史料保存機関の全国組織、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の略称である。

1月26日には、開架以外の図書はほとんど閲覧できないという限定付きで閲覧業務を再開、約1か月で開架以外の図書を整理・分類し、配架できない図書を段ボール箱に仮収納した。

6月には修復不能な書架を入れ換えて、応急復旧工事として各室の書架の天部を連結、床・壁へ書架を固定した。応急工事のため、耐震性には不十分さが残った。図書を再配架し完全に復旧するのに7月までかかった。

また、北城内にある史料館分室では、門柱の傾斜、玄関コンクリート部分のひび割れ等の建物被害が発生、書架の転倒により史料も散乱した。7月15日～8月14日の間復旧工事を実施した。市民課窓口サービスの出先機関である城内地区出張所が被災し閉鎖したため、2月1日～翌8年8月9日の間、史料館分室1階の一室が仮設城内地区出張所として利用された。

❖(2) 被災史料の救出・保全活動

震災により、尼崎市域の文化財や民間所在の歴史資料の多くが被災した。これらの文化財・史料は、地域の歴史を今に伝えるかけがえのないものだが、県や市から文化財として指定を受け保護されているものはわずかにすぎない。とくに、民間所在の古文書・近現代文書、写真、地図などは、所蔵家屋や蔵

が被災したことにより、放置すればいずれ廃棄・焼却され永久に失われる可能性が高かった。これらの史料を地域の歴史遺産として後世に伝えるため、被災史料の救出・保全活動が展開された。

地域研究史料館でも、震災直後から尼崎市史編さん時に所在を確認した史料所蔵者を中心に史料の被災状況を確認、必要があれば被災家から史料を引き取り、保全した。平成8年12月末現在で24件1万5,500点の史料を引き取り、返却するものを除き、整理できたものから寄贈・寄託を受け公開している。

また、平成8年2月～3月の期間に「阪神・淡路大震災から1年をふりかえる展」を実施し、保全した史料と救出活動を紹介した。市役所・中央図書館ではパネル展示、史料館ではショーケースに入れて史料も展示した。

これら被災史料の救出・保全活動は、史料館施設の復旧、市の災害対策業務への出勤が優先されるなかで、独力では不可能な状況にあった。これは被災地全般に言えることで、これに対して、さまざまな方面から救援の手がさしのべられた。その中心となったのは、文化庁が呼びかけて組織した阪神・淡路大

感想

これらの活動は、日本において初めての災害時における組織的な史料救出・保全活動として重要な意義を持つ。この活動を通して、地域における歴史資料の保存についての問題点が浮き彫りになった。

まず、地域で歴史資料を保存するための体制が不十分である点が挙げられる。地域の歴史資料を責任をもって保存する史料保存担当部局の体制が全般的に不十分であり、そもそもどこに史料が所蔵されているかという情報を把握していない機関が多かったのである。さらには、史料を救出する側の自治体、歴史研究者、ボランティアと史料所蔵者との歴史資料に対する認識のギャップがある。つまり地域の中で歴史と文化を守るといふことについて市民のコンセンサスが十分得られていないことが挙げられる。

被災史料救出活動にあたり、自治体間・官民の境界を越えた協力関係を築き得たその一方で、本市教育委員会社会教育部の文化財担当や歴史博物館準備室との連携の不十分性という点では課題を残した。

震災被災文化財等救援委員会、地元の歴史学会ボランティアを中心とする阪神大震災対策歴史学会連絡会・歴史資料保全情報ネットワーク（略称・史料ネット）、阪神大震災地元NGO救援連絡会議のなかに設けられた文化情報部という3団体であった。立場の異なるこれらの救援団体が、官民の壁を乗り越えながら連携し、地元の歴史研究団体や郷土史家など被災地住民とも協力しながら、被災自治体を支援して救出活動を展開した。しかも文化財として指定されていないさまざまな身近な史料をも含めて救出した点が特徴的であった。

激甚被災地域の東端に位置する尼崎市立地域研究史料館は、これらの救出活動に深く関わった。史料ネットは平成7年2月13日～6月9日、文化財等救援委員会は同年4月1日～27日、史料館内に連絡センターを設置し、NGO文化情報部も史料館と密接に連絡をとりつつ活動を展開した。これらの救援団体や郷土史家と相互に協力しながら、史料館でも被災史料の保全活動を展開したのである。

❖(3) 震災記録の収集

震災直後、避難所や掲示板に被災者向け情報として掲示された貼紙や、被災地外に被災状況を伝えるためのものなど緊急情報伝達物としての記録が発生した。続いて、被災状況や体験、救援活動の記録や地震被害の分析、復興への提言などの記録が爆発的に発生した。

これら震災に関する記録は質・量ともに膨大なものである。図書・雑誌・報告書・ミニコミ紙・新聞などの刊行物、ビラ・チラシ、手書きの日記・メモ、写真、地図、行政文書・資料、カセットテープ・ビデオ・CD、CD-ROMなどその内容と媒体も多種多様である。被災・復興の状況を検証し、震災時の教訓を今後の復興に役立て、広く全国に世界に、そして後世に伝えるためには、これらの記録資料を収集・保存し、公開していく必要がある。

地域研究史料館では従来から、現在の資料も将来の歴史資料であると位置付けて、ビラ・チラシ・ミ

ニコミ紙等を収集・保存しており、震災直後からは震災関係のビラ・チラシ等の収集にも着手した。とはいえ、一体どれほど作成され配布されているのか把握できなかったため、これらの収集は不十分なものであった。その他のさまざまな形態・媒体の資料の収集についても同様である。図書・紀要等の刊行物については、平成8年1月から「震災文庫」として閲覧室で公開している。

被災地全体で見れば、平成7年3月に阪神大震災地元NGO救援連絡会議震災・活動記録室がボランティアに関する記録の収集を開始したのをはじめ、神戸市立中央図書館、兵庫県立図書館（フェニックスライブラリー）、神戸大学附属図書館（震災文庫）などの図書館や震災記録情報センターなどのボランティア団体、兵庫県から復興誌の編さんと震災資料の収集を委託された財21世紀ひょうご創造協会など行政の復興誌担当部局、企業、各種団体により記録の収集や体験の記録化が進められており、阪神大震災対策歴史学会連絡会・歴史資料保全情報ネットワーク（略称・史料ネット）や震災記録を残すライブラリアン・ネットワークなどのボランティア団体が、これらの動きを支援する活動を続けている。

感想

図書館やボランティア団体により、民間の震災記録はある程度収集・保存され公開されているが、行政文書・資料についてはこれらを歴史資料として保存・公開する文書館施設が被災地の自治体にはほとんど設置されていないことから、行政の震災記録をどのように保存していくかということも大きな課題である。行政文書は、震災の経験と教訓をきちんと分析・総括し、今後の復興やまちづくり、行政運営、都市防災機能の整備等について企画・立案していくうえでの基礎資料となる。文書台帳に登録された狭義の公文書のみならず、内部検討資料や所管課の事務用資料、個人持ち資料などのなかに、より詳細で重要な記録が含まれている場合が多いと考えられる。これらも含めた行政文書・資料全体と、史料保存施設・図書館やボランティア団体が収集した各種記録類をあわせ活用することによって、初めて震災の全体像を浮かび上がらせることができる。

●第5節 市庁舎施設

1 市役所本庁舎

❖(1) 地震時の本庁舎の状況

平成7年1月17日午前5時46分（地震発生時）は開庁前であり、庁舎内にいたのは衛視員、警備員、庁舎保守要員など限られた者だけだった。

地震発生時はコンクリートの柱から塗料と思われる白い粉が吹き出し、朝刊を配達にきた新聞配達員がエレベーターの中からロビーに放り出された。防火扉が地震動で閉じ、警報が鳴動。停電になり自家発電装置が自動運転に入る。中館5階、6階、7階の湯沸室で湯沸器転倒により火災感知器内に浸水し火災報知設備の警報鳴動。議事堂の湯沸器が転倒しガス漏れにより警報鳴動。各事務室内のロッカー、本棚等家具の転倒により書類が散乱。電話は不通となった。外壁タイルが剥離し一部が落下。窓ガラスは破損し、コンクリートの柱や梁、壁に亀裂が多数入った。また、各設備配管が地震動で折れ、そのため水漏れ等が各所で発生した。

❖(2) 応急復旧

① 震災発生当日の被害の確認と応急復旧

震災発生当日は今まで経験したことのない出来事ばかりだったので右往左往したが、安全確保に努め次の作業をした。

- 5:46 火災の有無の確認
- 5:47 停電、自家発電装置の運転
- 6:10 自家発電装置の停止
ガス、水道、電気の確認
- 9:00 庁内各所で、備品等の倒壊の整理
(終日)
- 9:10 施設損傷箇所の応急修理
- 13:00 次の停電に備え自家発電装置の緊急点検



地震直後の事務室

蓄電池の緊急点検

受水槽の点検

13:00以降 前述の作業の継続

② 翌日からの応急復旧、点検その他

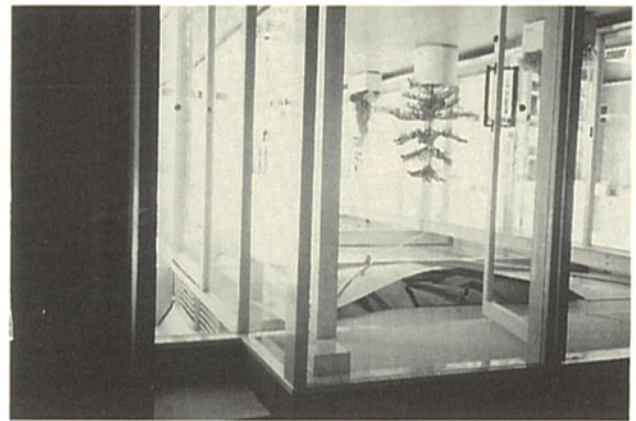
- ・中館等の破損ガラスの取替工事発注
- ・ガス自主点検のうえ暖房運転開始
- ・厨房設備点検のうえ使用開始
- ・暖房不十分なのでストーブ貸出
- ・建築業者による破損箇所の点検
- ・雨漏り箇所の応急修理
- ・庁舎建築および土木工事応急復旧工事発注
- ・議事堂との渡り廊下仮補強
- ・市民相談課前、南館玄関前等路面仮補修
- ・中館西側安全ネット設置
- ・南館外周池の漏水による水位低下のため庄下川にコイ、ナマズ、カメ等放流
- ・庁舎中館エレベーター復旧工事発注
- ・北館中館渡り廊下エキスパンション仮修理
- ・危険箇所に「立入禁止」の標識設置
- ・仮設市民相談窓口、市民ロビーに投光機を設置
- ・外壁剥離脱落箇所のタイル落とし
- ・北館中館渡り廊下雨漏り補修
- ・自家発電設備の点検
- ・議事堂等破損ガラス取替工事発注
- ・中館～南館渡り廊下応急補修工事発注
- ・庁舎補修箇所、補強箇所再調査
- ・地下倉庫の棚類の転倒による倉庫内の整理

❖(3) 復旧工事に向けて(被災度の調査)

地震により本庁舎の建物は相当な被害を受けた。とくに中館および南館の渡り廊下部分の被害が多かった。中館では柱、梁に損傷度の低いひび割れが発生しており、壁については曲げおよびせん断ひび割れが多数発生していた。

中館東西面の妻壁では外装タイルがモルタル片とともに落下しており危険な状態であった。各事務所内の床や壁にも多数ひび割れがあった。中館と南館の渡り廊下部分では中館、南館の地震動の固有周期の違いによるエクspansion部分での衝突によりコンクリートの破損等が見られた。

平成7年2月2日、中館および中館と南館の渡り廊下部分の被災度区分判定を実施した。調査結果は、補修や補強を施すことで復旧可能との判定であった。



中館と南館の渡り廊下部分



中館外壁のタイルはく離

❖(4) 中館の耐震診断

① 本庁舎中館の建物概要

耐震診断にあたり現有建物(本庁舎中館)の概要を確定する。

① 用途	事務庁舎
② 構造種別	SRC造
③ 基礎形式	直接基礎
④ 塔屋階数	2階
⑤ 地上階数	9階
⑥ 地下階数	2階
⑦ 延床面積	9,963.1m ²
⑧ 建設年	昭和37年

② 耐震診断方針

この本庁舎(中館)は昭和37年に建設された地上9階・地下2階建の事務庁舎である。

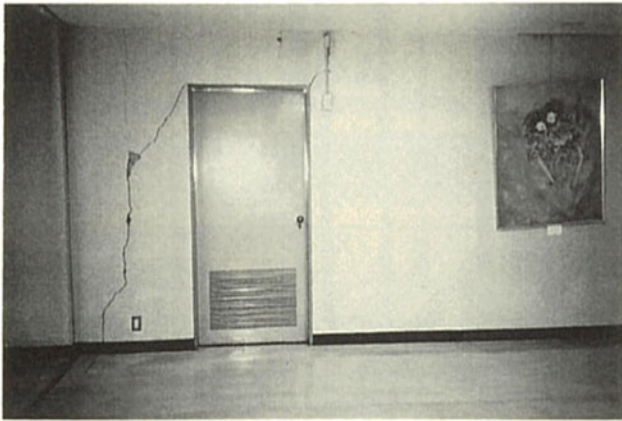
今回の地震で300gal前後の最大加速度で被災し、柱・梁・床等に損傷を受けた。「震災建築物等の被

災度判定基準及び復旧技術指針(日本建築防災協会編)」によれば震度階と補強等の要否判定法が定められている。それを適用すれば本建物は「補修」で復旧可能な範囲であるが、旧建築基準法による建物であることから詳細な調査を行うと同時に、本建物は公共性が高く防災拠点としての機能が期待されているので、まず現状における「耐震診断」を行い、その耐震性能を定量的に把握した上で必要な補修・補強計画を行うこととした。

耐震診断については「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(日本建築防災協会編)」 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(日本建築防災協会編)」に基づき耐震診断プログラム(DEMOSSAFE-RC)により算定した。

③ 耐震診断結果と復旧方針

前述の耐震診断を実施し、建物の耐震性能を定量的に把握した結果、一部で「震災建築物等の被災度



壁のひび割れ

判定基準及び復旧技術指針」による目標耐震指標を下回ることが判明した。

本建物は公共性が高く、防災拠点としての機能も期待されており、重要度を考慮して構造耐震指標が0.7以上となるよう復旧することとした。

このことの対策として

- ・柱の補強
- ・鉄骨ブレースの挿入
- ・耐力壁の増設

などが考えられたが、柱に取り付く梁は必ずしも柱に比して十分強いと言えず、また鉄骨ブレースは耐力壁との混在で力の流れが明瞭でなく耐力壁に比べ十分な耐力を確保することが難しいため、耐力壁の増設を一部で行うこととした。

以上により復旧方針として、①構造体の損傷箇所は原則としてすべて樹脂注入などの適切な補修を行い、被災前と同等の耐力・剛性となるよう努める②1階、5階、6階の一部に耐力壁の増設を行い、構造耐震指標が0.7以上となるよう補強する——こととした。

❖(5) 復旧工事

耐震診断および復旧工事の設計に基づき平成8年3月1日から20か月の予定で工事に着手した。

主な工事内容は

- ・中館等内装工事

- ・中館等外壁、窓枠補修工事
- ・中館耐震補強工事
- ・議事堂渡り廊下、中館、南館渡り廊下補強工事
- ・庁舎外構工事（池、議事堂玄関、庁舎西側出入口等）
- ・付帯工事（電気設備、機械設備等）

である。

工事の方法は中館については事務室を一時他のフロアや他の建物に移転させ、その空いたフロアの補修等を行うようにした。その他の南館等の補修は事務室を使いながら補修等の工事を施工することとした。

2 支 所

小田、大庄、立花、武庫の各支所では、大庄支所を除き、建物の内外壁面部等の亀裂などの被害を受けた。とくに武庫、園田支所の被害は大きかった。

また、大庄支所では建物の被害は少なかったが、1・2階の一面ガラスが破損した。

被害状況は次のとおりである。

〈被害状況〉

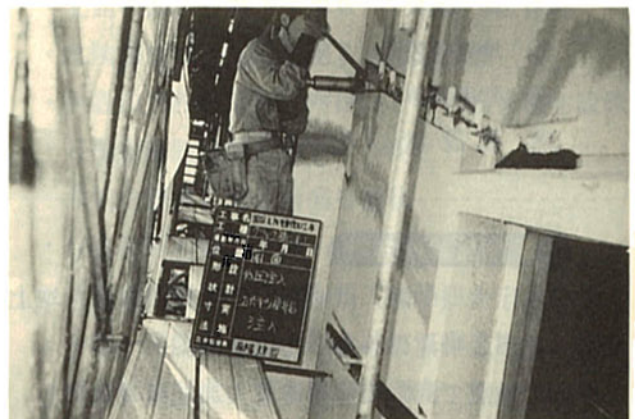
小田支所：内外壁亀裂、自動扉損傷等

大庄支所：窓ガラス損傷

立花支所：内外壁亀裂、排水管損傷等

武庫支所：屋上、内外壁亀裂等

園田支所：内外壁亀裂等

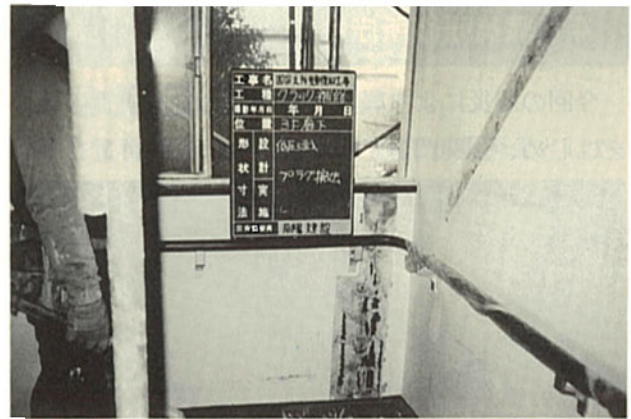


園田支所 災害復旧工事 屋外

また、各支所共通して、書庫、ロッカー類等の落下、転倒などにより、室内は書類や備品類などが相当散乱したが、幸いにして市民課の住民記録オンラインの関係機器類には被害がなく、日常の業務は確保できた。

全般的にみれば、建物に被害はあったが、使用できないほどではなく、災害発生後市民への対応、避難所への物資の搬送などをはじめとする方面部の拠点として活動することができた。

復旧は、ガス漏れ、空調機器の故障など急施を必要とするものを除き、建物の補修工事は順次実施され武庫支所を最後に平成8年3月に完了した。



園田支所 災害復旧工事 3階廊下

3 出張所

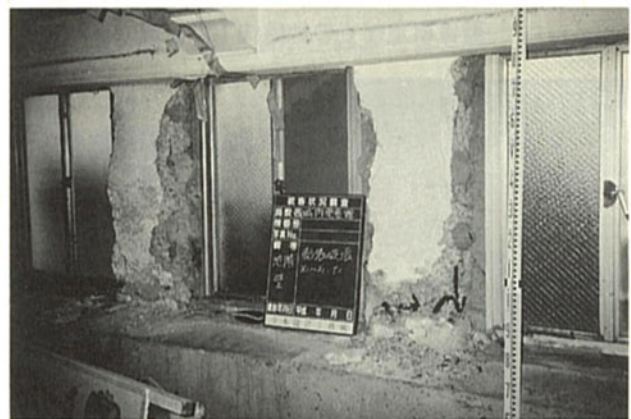
城内、塚口、東園田、園田東の各出張所では、城内出張所を除き、建物自体の被害はほとんどなく、室内は書庫類等の落下などで書類等が散乱したが、住民記録オンラインの関係機器類には被害はなく日常の業務を行うことができた。

城内出張所は震災により、建物が被害を受け、建物崩壊の危険性があるため、平成7年1月27日から建物が閉鎖されたので、業務を一時停止した。

しかし、業務の停止により市民に不便をかけるため、城内高校北側にある地域研究史料館分室の一部を利用し、平成7年2月2日から仮設により業務を開始した。

その後、城内児童館の建物耐震診断等が実施され、建築後70年を経過し、コンクリートの中性化や不同沈下等が進み、経年劣化による建物の寿命がきたと判断され、この建物での業務再開は不可能となった。

このため、出張所業務の本格的な稼働を行うにあたり、鉄道駅前という地理的にもわかりやすくかつ利用されやすいといったことから場所を阪神尼崎駅前南側ビル1階に移転し、名称も「阪神尼崎駅前出張所」に変えて平成8年8月12日にオープンした。



城内児童館内 (城内地区出張所)



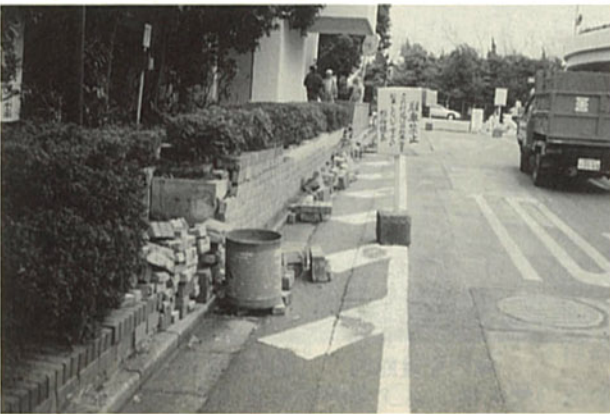
MG 尼崎駅前ビル1階 阪神尼崎駅前出張所

4 職員研修所庁舎

今回の震災により職員研修所庁舎も水道管の破損をはじめ、玄関門扉がゆがんだり、玄関付近を中心



環境事業部での地盤沈下の状況



花壇・化粧レンガの被害



構内道路の被害

として建物の外壁や内壁にクラックを生じるなどの被害があった。

このうち早急に補修すべき水道管については、業者の手配が難航したものの1月27日の段階で復旧が完了していたが、その他については11月中旬に至ってようやく復旧工事が完了した。

5 環境事業部

震災当日は、地震による液状化現象が敷地のあちこちで見受けられ、敷地全体をドブ臭が漂っていた。

被災設備としては、ライフライン・建築設備・構内道路等に甚大な被害が発生した。

復旧方針としては、原状復旧することを基本としたが、施設管理上必要である設備等のみ復旧対象工事とした。

❖(1) 環境事業部庁舎の被害と復旧

① 部庁舎の被害状況

部庁舎（RC造3階建て）は、基礎杭使用のため液状化に伴う地盤沈下（15～30cm）に対して、建物の被害はなかったが、建物周囲の土間コンクリートから約20cm程度の空間が生じた。

1階の屋内外設備関係に被害が集中した。

通路・花壇に亀裂が入り、化粧レンガの脱落、さらに浮き上がりおよび植え込みは陥没する被害となった。

② 復旧対策

仮復旧などができないため、本復旧するまでそのままの状態にした。ただし、アスファルト舗装の浮き上がり部分については、応急的に破碎し平坦にすることにした。

❖(2) 構内道路の被害と復旧

① 構内道路の被害状況

液状化現象に伴い全般的に地盤沈下による段差が

発生し、および地面が動いたことによるアスファルト舗装面の亀裂ならびに浮き上がり、また部分的に移動する状況であった。

縁石、L型側溝も同じ破損状態になった。

2 復旧対策

仮復旧として、舗装・側溝の浮き上がり部分を破砕するなどして、平坦にし安全の確保を図った。

復旧計画において、西宮市の例ではごみ焼却施設で道路が突然陥没する事故が発生したように、表面上無傷な状態でも地中の状況が不明であり、舗装の復旧範囲を全面的にするか破損部だけにするか迷ったが、道路復旧は国庫補助災害復旧対象事業として計上するため、破損部分が現認できる範囲とした。

※(3) 上水設備の被害と復旧

震災後、上水が出なくなったため、食堂業務および浴場・便所の使用を一時中止せざるをえなくなった。

食堂業務については、幸いガス設備が無傷であったため、水さえ確保できれば営業再開できる状況であった。町中が混乱している中で各自が弁当を持参することが難しく、また収集業務を再開したため急ぎょ1月18日から営業を再開することにした。

水を確保するため、市公社保有の散水車で神崎浄水場から2日間水の運搬を行いながら、最低限のめん類等のメニューを確保することができた。

1月20日からは、とりあえず第2機械炉からホースを引き食堂へ給水するようにした。

庁舎内の便所については、断水中でも完全閉鎖はできないため、その都度バキューム車で吸引しながら一部使用していたが、臭気の問題が発生したため、途中からは大便器のみ使用禁止にした。

1 上水設備の被害状況

埋設の給排水管設備に被害が集中した。

震災当日は、上水ラインは壊滅状態のため、送水ポンプを稼動しても高架タンクまで揚水できない状況であった。しかも、場外のあちこちで水道本管そ

のものが断水している状況から、無駄になる水使用は控えなければならなかった。

2 復旧対策

庁舎管理上、ライフラインの復旧が最優先として、1月18日水道本管の復旧後、次の工程で場内埋設管（延長約170m）の復旧工事に直営で着手した（専門業者に復旧工事を依頼したが、人手不足によりすべての業者に断られた）。

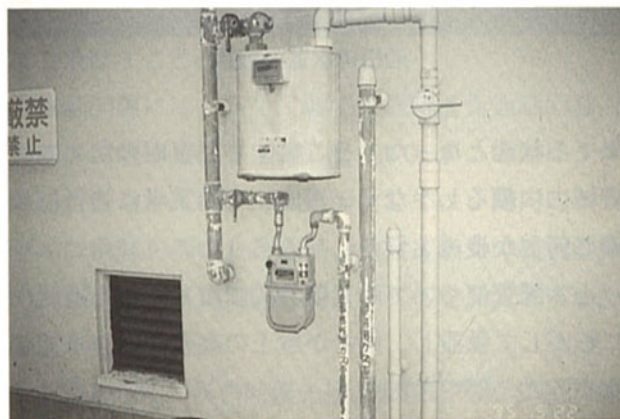
初めての経験であり、また混乱している状況の中で困難を極めた復旧工事となった。

埋設配管の位置確認と漏水箇所の調査が先決であったが、これが困難を極めた。何よりも、路面等の破損状況から給水管の破損箇所の推定が難しく、最終的には数か所の漏水箇所が確認できたが、無駄な掘削もかなりあった。

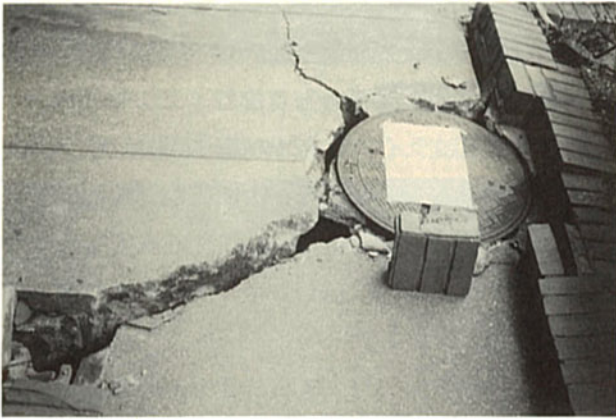
担当職員総出でスコップで掘方に取りかかるが、管の埋設位置が地下1.5mと深いため、なかなか掘削が進まず、また、職員も慣れない作業のため疲れ



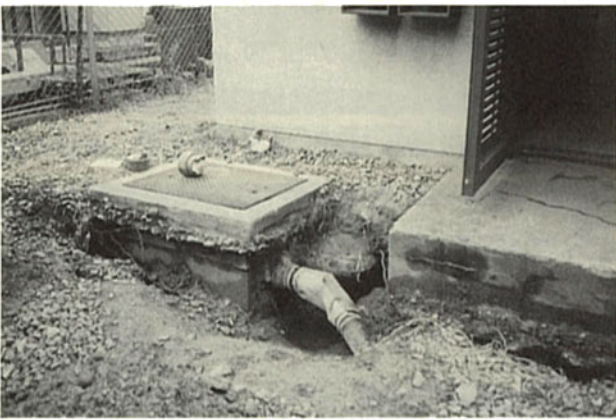
環境事業部での上水の仮配管施工



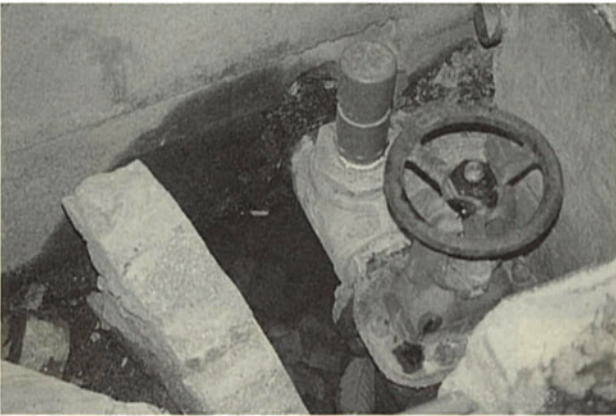
プロパンガスメーター



会所の被害



汚水管の仮復旧



浴槽排水管の破損

果てる状況となった。そこで、早期復旧のためには機械力に頼るしかなく、再度、専門業者に強行に依頼し何とか機械を貸与してもらった。

上水配管については、応急的に塩ビ配管を道路上に転がして敷設し、何とか屋上の高架タンクまで揚水することができた。

なお、本復旧は、今回の経験から埋設位置を地下

0.5mにし、材質もH I V P（耐衝撃性塩化ビニル管）に変更した。また、できるだけ埋設を避け、架空配管にするようにした。

❖(4) プロパンガス設備の被害と復旧

プロパンガス設備は、今回の震災で庁舎管理上二次災害をいちばん心配した設備である。

プロパン庫には、50Kg用ガスボンベ16本を常時在庫しており、それらが倒壊（ただし鎖で転倒防止していた）していれば想像を越えたガス漏れになる。

幸いガス臭もなく、ボンベが転倒せず無傷であることを確認した。

さらに、ガス管の調査を行ったところ、厨房用ガスメーターは回転しておらず無傷であったが、事務所用ガスメーターが高速回転しており、急ぎょ元栓を閉鎖し、二次災害を防止した。

本復旧するまで閉鎖したため、事務所の湯沸場にはガスは供給できないことになった。

（平成8年8月専門業者にて復旧完了）

❖(5) 排水設備の被害と復旧

① 排水設備の被害状況

排水設備として、雑排水系、汚水系の2つに別れているが両系統とも地盤沈下により被害を受けた。

地盤沈下により排水勾配が逆になる現象および揺れに伴う樹・配管（ヒューム管）の数か所の破損が発生した。

樹の破損については、露出していることから容易に現認できるが、配管の破損は現実には現認できなかった。

② 復旧対策

仮復旧として、とりあえず流れるラインは本復旧までそのままとし、応急的に復旧しなければならない所だけ施工した。地盤沈下により建屋から出た所で配管がせん断されており、接続が困難であったため樋やビニル袋を代用し仮接続した。

❖(6) 浴場設備の被害と復旧

1 浴場設備の被害状況

部の業務遂行上、浴場設備はなくてはならない設備である。浴場設備は、部庁舎1階に設置されている関係で、液状化の地盤沈下により浴室下に埋設している給水・給湯・排水の各設備が破損した。ただし、浴槽自体は被害がなかったが、使用不能の状態であった。

また、屋外貯湯タンク（10m³槽）が地盤沈下により東側に傾き、ろ過器は配管の一部でせん断破損するなどの被害を受けた。

2 復旧対策

業者に復旧を依頼しても無理なため、最低限入浴できるよう直営で仮復旧することにした。しかし、収集業務が1月18日に再開したのに伴い、職員から浴場の早期復旧の要請が寄せられるが上水ラインの復旧作業に悪戦苦闘中で、復旧の見込みが立たないため、第2機械炉から温水をバキュームホースで供給することにした。

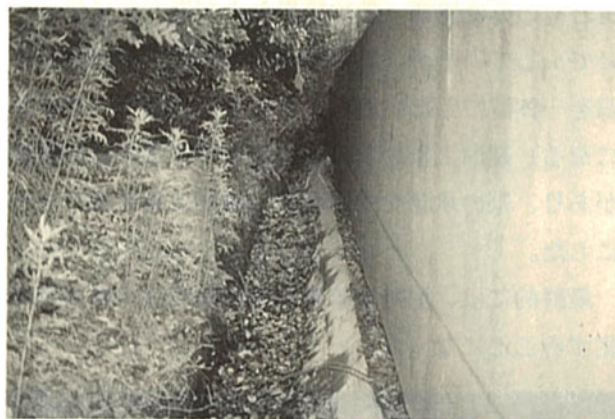
給水系は、漏水するため使用時のみ元バルブを開くようにした。

また、給湯系（カラン系）は、漏水が激しく、すぐのため湯がなくなるため、1系列（4系列中）のみ給湯することにより本復旧するまでの暫定措置とした。

職員からは、苦情が多々あったが辛抱してもらった。本復旧は、できるだけ埋設を避けるとともに、改修等が容易にできるよう考慮した方法を採用した。



構内柱の破損状況



東側擁壁の破損状況

2 復旧対策

仮復旧として、構内柱から架空で庁舎3階の電話交換機まで、新たなケーブルを敷設した。本復旧も災害対策と費用の関係から構内柱から架空で庁舎棟まで飛ばすことにした。

電話回線には、NTT側で災害時優先通話回線を設置（環境事業部2回線）していたが、今回は全く役に立たなかった。その原因としては、構内のケーブルに損傷を受けたことと、通信運搬費の経費削減のため、第二電電に発信回線すべてを加入していたことが判明した。

したがって、災害時優先通話回線を復活するため、2回線は第二電電から分離した。

❖(7) 電話回線の被害と復旧

1 電話回線の被害状況

庁舎で総務課以下各所属代表番号を組んでいた回線は、発信着信が困難な状況であった。

当初は、NTT側の問題であろうと考えていたが、NTT側の調査の結果、場内埋設ケーブルが損傷していることが判明した。

❖(8) その他被害と復旧

① 南側花壇の破損と復旧

南側道路に面した車庫棟沿いにコンクリート製の花壇（長さ74m）を設け、環境美化を図っていたが基礎面が道路側に傾き、それにあわせて側溝が消滅してしまった。

② 東側擁壁

中島川防潮堤の排水路に沿ってコンクリートブロック製の擁壁を設けていたが、一部を除いて排水路側に倒壊（排水路の擁壁としても使用、延長77m）してしまった。

その後、防潮堤も震災によって傾くなどの被害を受け、その復旧対策について兵庫県尼崎港管理事務所とその都度協議（敷地境界および復旧対策等について）していたが、防潮堤の解体前に、排水路の復旧を一体型にしたいとのことから市の擁壁（排水路になる）復旧工事を取り止めてもらいたいとの依頼があり、県の承諾を受けた後、復旧工事を取り止めたにした。

最終的には、尼崎港管理事務所側で排水路は暗渠化することになった。



南側花壇の破損状況

6 クリーンセンター

① し尿処理施設

設備としての被害は比較的軽度のものであったが、液状化現象により車両の搬入出通路、処理施設周辺、

工水ポンプ基礎および脱臭装置の土間などが30cm以上陥没したため、埋設の上水・工水配管の破損、^電源ケーブルの断線、し尿配管の屈折が各所に見られ、各機器のダクト等は地震動により破損した。

丸島貯留施設でも同様に、し尿濃度計基礎部の陥没、配管等の水漏れが発生した。

被災当日は車両の搬入出通路を確保するため陥没箇所に碎石などを敷いて仮復旧し、18日からし尿等の受け入れを再開した。

上水・工水配管は、職員によって仮配管を設置し、その後埋設部を掘削し破損部分を補修した。その他の機器は、施設機能を維持するための補修を平成6年度優先的に実施し、建築設備および通路等の復旧を平成7年度に実施した。

② 第1工場第1機械炉

地震発生時には定期整備工事と煙突の改修工事のため休止していたことから、運転中の被災をまぬがれた。

しかし、地震によるごみの大量発生が予測されたため定期整備工事と煙突改修工事を中断し、運転再開に向けて施設の被害状況調査を綿密に実施した。

被害は248ページ表のとおりであり、汚水処理施設配線の仮復旧など運転再開に向けた必要最小限の整備を職員が緊急に行い運転を再開した。

③ 第1工場第2機械炉

地震発生時には連続運転中であり蒸気タービンによる発電を行っていたため、停電による焼却炉の緊急停止には至らなかった。

しかし、機器等の点検中に故障が発生したので蒸気タービンの安全を確認するため運転をただちに停止し、被害状況の調査を実施した。

被害は248ページ表のとおりであり、機器冷却塔置場床の落下の危険性があるため床下通路を全面通行止めにして二次災害の防止を図った。また、蒸気配管等の極端なゆがみ箇所が多数あることから、蒸気漏れの回避に向けた必要最小限の簡易復旧を職員が緊急に行い運転を再開した。

4 第3工場

地震発生時には連続運転中で、停電のため緊急停止を余儀なくされた。午前7時には復電したが、運転再開に向けて施設の被害状況調査を実施した。

被害は次ページ表のとおりであり、大部分は液状化現象に伴う地盤沈下によるもので、工場棟の被害はほとんどないが、ブロック塀の倒壊、浄化槽の破損および場外蒸気供給配管の蒸気漏れなどを除けば、地下埋設配管が多大な被害を受けた。

しかし、炉運転に最も必要なボイラー用水が幸いにも工業用水を使用していたため、上水道配管破損の復旧を待たずに、運転再開に向けて必要最小限の簡易復旧などを職員が緊急に行うことにより、1月19日午後1時15分バーナー点火で運転開始した。

地下埋設の高圧受電ケーブル修理は車両の通行止めにより対処するとともに、洗濯工場への蒸気供給配管・温水配管・上水道配管の補修工事などは平成6年度に優先的に実施し、その他の補修工事は平成7年度に実施した。

クリーンセンターの被害と復旧状況は上記のとおりで、震災当日は第1工場第2機械炉および第3工場が稼働中であったが、各施設とも安全に焼却炉を停止し、その後の機器の被害状況の確認点検にも早急に対応することができた。

幸いにも、各設備とも稼働するにあたって致命的な被害を受けておらず、また、電気・上水道・工業用水道の早期の復旧や運転職員の確保ができ、比較的施設を早く稼働し、震災により多量に発生したごみに対応することができた。

しかしながら、災害による機器の重大な故障、電気・上水道・工業用水道の供給不能による長期間の焼却施設の停止は十分に考えられることであり、一自治体で対応することは非常に困難である。

このため、今後は地震等に十分対応できる機器や建築設備を採用することはもちろんのこと、災害等を想定したごみの一時堆積場の確保や広域的な協力処理体制の整備を行うことが必要である。

クリーンセンターの被害状況

(平成7年1月24日現在)

施設名	し尿処理施設	第1工場第1機械炉	第1工場第2機械炉	第3工場	
施設能力	750kl/日	150t/日	175t/日	300t/日(150t/日×2)	
竣工年月日	昭和47年8月	昭和51年5月	平成2年2月	昭和57年12月	
被害の度合 (プラント/建物/屋外関係)	小 / 中 / 中	中 / 小 / 小	中 / 中 / 中	小 / 小 / 中	
被害の概要	プラント	①し尿配管屈折、破損 ②薬品配管破損 ③脱臭ダクト破損 ④操作電源等ケーブル断線 ⑤工水ポンプベース陥没 ⑥丸島し尿濃度計転倒 ⑦丸島処理水配管水漏れ	①電気集じん器碍子等破損 ②汚水処理施設送水配管破損 ③汚水処理施設機器電気配線の断線および漏電	①屋外蒸気配管等ゆがみ ②2階機器冷却塔置場床受梁アンカーボルト切損 ③電気集じん器放電極の一部切損 ④薬品タンク防液堤の一部破損	①高圧受電ケーブル地盤沈下による絶縁不良 ②場外蒸気・温水供給配管漏れ発生 ③場内インターホン不通 ④上水配管破損 ⑤プラント汚水配管破損
	建物	①施設車路土間陥没 ②投入棟側溝陥没 ③脱臭装置土間陥没 ④施設階段部柱、梁等破損 ⑤施設東西出入口扉、柱等破損	①壁に多数クラック	①2階の梁の一部クラック ②壁に多数クラック ③オイル地下タンク周り擁壁損壊	①守衛室傾斜発生 ②コンクリートブロック壁一部破損 ③浄化槽および同配管破損 ④雨水排水管破損
	屋外関係	①通路等液状化による陥没 ②側溝、排水樹、縁石等の陥没破損 ③上工水配管破損 ④配管ブリッジ基礎破損	①上水給水地中配管切損	①屋外蒸気配管等支持架台基礎約10cm沈下 ②建物周辺地盤約10cm沈下 ③熱交配管地中内で切損 ④雨水排水樹破損 ⑤浄化槽配管	①20cm～30cm構内地盤沈下 ②アスファルト舗装亀裂 ③散水配管破損 ④LPガス管破損 ⑤高圧受電ケーブル構内第1柱傾斜 ⑥守衛室送り火災報知器、照明用配線断線
復旧日	電気	1月17日	1月17日	1月17日	1月17日
	上水道	1月17日	1月17日	1月17日	1月24日
	工業用水	1月18日	1月18日	1月18日	1月18日
運転再開日	1月18日(受入開始)	1月19日	1月20日	1月19日	

注) 被害の度合いで大中小は、各施設を便宜的に比較したもの。

し尿処理施設、第1工場第1機械炉、第1工場第2機械炉は、同一敷地内にある。

手をさしのべて(救済措置)

全国から続々と義援金が集まり、配分された。災害弔慰金、災害障害見舞金を支給。市県民税、固定資産税、水道料、国民健康保険料などを減免。授業料・保育料なども減免・免除とした。「尼崎高原ロッジ」では大浴場を無料開放、宿泊を無料で提供した。中小企業者に災害対策特別融資あっせん、また、工場や事務所等使用不能の企業に、空き工場・事務所の情報を提供した。被災動物の救護のため、ペットフードの救援物資の東部受払基地としての活動等を行った。倒壊家屋等解体・処理申し込み受付事務を開始、その後、災害復興本部を設置し「災害廃棄物担当」を置き、最終的には災害廃棄物対策室を設けた。応急仮設住宅、災害復興公営住宅を建設。一方、民間住宅の再建支援として、被災住宅の応急修理、総合住宅相談所を開設した。避難所では、被災者の健康チェックを実施、また、ケア付き避難所を設置した。平成7年4月1日「仮設住宅担当」の組織が発足。高齢者・障害者向けのケア付き仮設住宅も建設した。

●第1節 被災者対策

1 義援金・援護金の配分

※(1) 「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」設置

平成7年1月17日の震災発生直後から、福祉課へは救援活動などに関する問い合わせとともに、「被災地へ見舞金を送りたいがどうしたらよいか」といった問い合わせも入っていた。

こうした動きに呼応して、日本赤十字社はさっそく義援金の募集口座を開設した。

全国から続々と義援金が集まるなかで、義援金の募集とその公正・適正な配分を行うため、1月25日、「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が設置され、震災発生から10日余りを経て、義援金の第1次配分の基準が決定されることとなる。

※(2) 義援金の第1次配分決定

1月28日現在で、約184億円の義援金が集まっていたが、このようななかで、29日に兵庫県南部地震災害義援金募集委員会で、義援金の第1次配分基準が次のとおり決定された。

義援金の第1次配分基準

被災の状況	義援金額	交付先
死亡(行方不明)者	1人 10万円	遺族
住家(全・半壊、全・半焼)	1世帯 10万円	世帯主

一方、兵庫県災害援護金の配分基準は次のとおりとされた。

兵庫県災害援護金の配分基準

被災の状況	義援金額	交付先
住家(全壊・全焼)	1世帯 10万円	世帯主
住家(半壊・半焼)	1世帯 5万円	世帯主
1か月以上の重傷者	1人 1万円	本人

義援金の第1次配分基準が決定された1月29日の夕方から、テレビなど報道機関を通じ義援金の第1次配分の決定が流れはじめ、さらに翌30日の各新聞の朝刊に義援金の第1次配分決定の記事が掲載されたことにより、問い合わせの電話が市役所にも殺到した。

※(3) 本市での「第1次配分」の経過

募集委員会での配分基準の決定とその通知を受けて、当初は義援金の支給窓口が各被災者の住所地の日本赤十字社の各地区窓口とされていたため、本市でも緊急に日本赤十字社尼崎市地区委員会を開催し、義援金の配分方法について検討することとした。

市地区委員会での検討の結果、尼崎市では、義援金の申請をもって援護金の申請も兼ねるものとし、とりあえず、申請書の配付のみを2月10日から開始、2月13日から20日までの間で、各地区ごとに申請を受け付けることとした。

このことは、2月9日の市報あまがさき臨時号で市民に周知するとともに、各避難所でも、「お知らせ」を配付して避難者への周知を図った。

このようななかで、2月13日から申請を受け付けた本市では、3月1日からの義援金・援護金の支給開始を目標に、被災状況確認のためのチームを編成して、次のような被害認定統一基準に基づいて調査を行った。

被害認定統一基準

◎全壊（全焼）

住家が滅失したもの。

具体的には、住家の損壊、焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものであるとする。

◎半壊（半焼）

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである。

具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

被災認定にあたっては、義援金の支給を目的とした調査が全戸調査に先行することとなったうえ、他の制度や危険家屋の調査などとふくそうしたため、市民の間に判定結果に対する認識についての混乱も生じるなど、市民対応に手間取る場面もあった。

また、被災者の認定結果の整理から、交付台帳の作成までも、何らコンピューター処理の準備を進める暇もなく、すべてが手作業に頼らざるをえない状況であったため、多くのボランティアの手を必要とした。

3月1日から、義援金のうち死亡者と重傷者への見舞金以外の住家損壊見舞金と援護金のみについて、交付を開始した。交付に際しては、金銭の安全管理の面から金券を被災者に交付し、被災者は金券を市内金融機関に持って行き、現金と引き換えるシステムになっていた。なお、金券による義援金・援護金の交付は、5月31日をもって終了し、6月1日以降は口座振込により交付した。

おおむね市民からの申請も落ち着いてきたころ、平成7年4月20日発行の市報あまがさき臨時号No.12と4月25日発行の市報あまがさきで、申請受付のすべてを4月28日で一応終了することを市民に周知した。もちろん、締め切り後も、特別な事情があり申請のできなかった人については申請を受け付けた。

また、義援金のうち死亡見舞金の10万円については4月7日から、重傷者見舞金については、援護金のほか義援金としても5万円が支給されることとなり、あわせて6月14日から、6万円をそれぞれ口座振込により交付を開始した。

なお、平成8年3月31日までの第1次義援金と兵庫県災害援護金の交付実績は次ページ表のとおりである。

第1次義援金交付実績
(平成8年3月31日現在)

種 類	件 数	交 付 金 額
住家損壊見舞金 (全壊・半壊1世帯10万円)	全壊 9,351 半壊36,680	46億310万円
死亡見舞金 (1人10万円)	49	490万円
重傷者見舞金 (1人5万円)	990	4,950万円
合 計		46億5,750万円

兵庫県災害援護金交付実績
(平成8年3月31日現在)

種 類	件 数	交 付 金 額
全 壊 (1世帯10万円)	9,351	9億3,510万円
半 壊 (1世帯5万円)	36,680	18億3,400万円
重 傷 者 (1人1万円)	990	990万円
死 亡 者 (第1次義援金非該当者1人10万円)	3	30万円
合 計		27億7,930万円

❖(4) 「第2次配分」の経過

第1次義援金の配分が進行する中で、募集委員会にはさらに多額の義援金が寄せられ、これらの配分をめぐって義援金の第2次配分が3月から4月にかけて検討された。

その結果、第2次配分としては高齢者等の要援護家庭激励金等の配分基準が決定され、5月15日発行の市報あまがさきで、義援金の第2次配分のうち要援護家庭激励金の申請受付を開始することを市民へ周知し、5月22日から住所地の各福祉事務所で各地区ごとに申請を受け付けた。

被災認定については、基本的に第1次義援金の調査結果を利用することとなったが、第1次義援金が未申請のため被災認定のない世帯については、福祉局福祉部が申請のある都度新規に調査、被災確認を行い、該当者に対しては6月28日から口座振込によ

り交付を開始した。

なお、平成8年3月31日までの第2次義援金（要援護家庭激励金）の交付実績は次のとおりである。

件 数 5,945件
交付金額総合計 17億8,350万円

2 災害弔慰金の支給

❖(1) 災害弔慰金

このたびの震災で死亡された人の遺族に対して平成9年1月31日現在、49人に災害弔慰金を支給した。

❖(2) 災害障害見舞金

震災により負傷し、または疾病にかかり、治療後も両下肢の用を全廃したものと同程度の障害を受けた市民に対し平成9年1月31日現在、3人に災害障害見舞金を支給した。

❖(3) 災害弔慰金等判定審査会の設置

支給決定にあたり、医師または弁護士の専門的判断を必要とするケースが数多くあったため、医師および弁護士を含めた判定審査会を設置した。

判定審査会では、医師および弁護士といった有識者の意見等を聴することにより、公正かつ円滑な支給事務を行った。

判定審査会では、平成9年1月31日までに17件の支給決定を行った。

災害弔慰金・災害障害見舞金の支給状況
(平成9年1月31日現在)

種 別	支 給 額	件 数
災 害 弔 慰 金	生計維持者 500万円	15件
	そ の 他 250万円	34件
災 害 障 害 見 舞 金	生計維持者 250万円	1件
	そ の 他 125万円	2件

3 税・使用料の減免

❖(1) 阪神間の他都市との調整

震災後10日目の1月27日に、阪神間の被災市が神戸市役所に参集し、今後措置されるであろう災害減免措置のあり方などについて討議した。会議の内容は、各市の減免措置を基本的に同一歩調で実施すべきであること、とくに激震地区となった神戸市の措置を上回る措置が他の被災地で検討されているか否か、各税目における減免の必要性および実施時期など、情報交換により各市の意見調整を行った。

震災以後の減免制度の改正は、国の通達による所得制限等の減免対象の拡大が図られるとともに、震災関連の税制改正が行われた。地方税法の一部改正が、1年のうちに2月20日、3月23日、3月27日と3回も改正が行われ、同法が施行されて以来初めてのこととなった。また、同法の改正に伴う市税条例の一部改正にかかる事務の対応に苦慮することとなった。

❖(2) 災害減免事務

本市での減免制度は市県民税だけでなく他にも固定資産税、保育料、国民健康保険料、下水道使用料などがあり、その申請受け付けは本来各所管課が個別に行うべきものであるが、大震災という未曾有の事態に直面し、迅速かつ的確に対応し、申請者である被災者の方々へ十分に配慮することが求められる。そこで関係各課の統一的・包括的な受け付け体制を確立するために協議を重ね、共同受け付けの方法、日程等を検討した。こうして1月31日から「減免」の共同受け付けが、本庁・支所で一斉に始められた。

市報等の広報体制が確立し、日を追うごとに申請者(件数)は増え続け、“聞き取り”と説明、そして災証明のコピーをとりながらの受け付けは、予想以上の混雑を極めた。一方、鉄道をはじめとする交通機関の混乱状態が続き、いまだ出勤できない職

員もおり、また、避難所での援護業務と平成7年度当初課税事務が進行する中での「減免」受け付けとあって、文字どおり「先が見えない」状態での超過度の勤務が続いた。

受付事務に忙殺された結果、「減免」の具体的事務処理はほとんど未着手の状態であり、市役所本庁舎での受け付けは当分続けるものの、支所での共同受け付けは3月末をもって終了することとなった。受け付け件数はこの段階で4万件を超えている。

4月、いよいよ減免の処理が始まる。

条例に基づく「災害減免」の適用についてはその被害程度が全壊もしくは半壊以上を想定しており、まず、義援金受給者リストを照合する。これにより、義援金の支給を受けた人と、一部損壊として却下された人を区分する。次に義援金の申請をしなかった人で、固定資産税の減免状況を照合した。そして、いずれにも該当しなかった人について、市民税独自の調査を行い「全壊」「半壊」「一部損壊」の判定を行った。「減免」の対象となる税は、平成6年度分については地震の起こった後の納期到来分と平成7年度のすべてである。処理方法としてはすべてがコンピュータ入力であるが、平成6年度分は直接のリアル入力で、平成7年度はバッチ入力の対応とした。

❖(3) 市・県民税の減免

被災者に対する減免は地方税法による自治省通達に基づく条例によって措置された。災証明で全壊・半壊が認められた人について、市県民税額の一部もしくは全額を減免した。なお、災害減免制度については、今回の大震災における救済を急務とする自治

決算時における平成6年度減免状況

個人市民税		金額	件数
全壊		42,212千円	4,658件
半壊		93,824千円	15,682件
合計		136,036千円	20,340件

決算時における平成7年度減免状況

個人市民税			
	金額	件数	
全壊	154,258千円	5,159件	
半壊	689,312千円	23,659件	
合計	843,570千円	28,818件	

決算時における平成6年度減免状況

固定資産税			
	全壊	金額	棟数
家屋	半壊	21,851千円	3,604棟
	全壊	55,643千円	17,626棟
償却資産		844千円	6件
合計		78,338千円	21,236件
都市計画税			
家屋	全壊	4,718千円	—
	半壊	11,876千円	—
合計		16,594千円	—

省通達（制度適用者の所得割制限基準の引き上げ等）を受け、制度拡充を目的とした条例改正も行われた。

※(4) 固定資産税の減免

震災により、半壊以上の家屋を対象としていた固定資産税・都市計画税の減免を平成7年度に限り、新たに一部損壊の家屋についても、申請に基づき10%の減免措置を講じた。

7月3日に申請書を送付し、8月14日から大量の減免事務を処理する。これに伴い、大量の過誤納還付事務が発生した。

平成8年度については、震災により何らかの被害を受けているという実態を考慮し、市内のすべての家屋について、評価替えを行い特別減価措置（4%または6%）を講じた。

決算時における平成7年度減免状況

固定資産税			
	全壊	金額	棟数
家屋	半壊	113,783千円	4,829棟
	一損	460,370千円	34,216棟
	一損	366,458千円	47,087棟
償却資産		6,022千円	11件
合計		946,633千円	86,143件
都市計画税			
家屋	全壊	24,382千円	—
	半壊	98,650千円	—
	一損	78,526千円	—
合計		201,558千円	—

※一損＝一部損壊

※(5) 平成8年度以後の固定資産税・都市計画税の特例措置

税の特例措置

	対象	内容
土地	地震により失った居住用家屋の敷地	平成7年1月1日に住宅用地として使用していた土地で、平成8年か平成9年の1月1日に住宅用地として使用することができない場合、住宅用地としてみなす。
家屋	地震により失った家屋に代わる家屋	平成10年1月1日までに被災した家屋に代わるものを取得した場合、新たに課税されることとなった年度から固定資産税・都市計画税の税額を3年間、2分の1にする。 (失った家屋の床面積の相当部分を限度とする)
償却資産	地震により失った償却資産に代わる償却資産	平成10年1月1日までに被災した償却資産に代わるものを取得または改良した場合、新たに課税されることとなった年度から償却資産の固定資産税の課税標準額を3年間、2分の1にする。

❖(6) 市税の納期延長

納期限の延長については、地方税法、条例に基づき1月27日付けで平成7年1月17日以降に到来する市税に関する申告、申請、請求その他の書類の提出または納付、もしくは納入に関する期限を平成7年3月31日まで延長した。その後3月6日付けで（1月27日に市税の納期限の延長の告示を行ったところ

だが）納期等の再延長の期限を徴収猶予期間として事実上の納期限を平成7年5月31日とした。

また、市民税・県民税の申告、法人市民税の申告期限を5月31日まで延長した。

○ 平成7年度市税の納期について

平成7年度における市税の納期のうち、個人の市民税および固定資産税・都市計画税については、市税条例の規定により下表のとおり定める。

変更前の納期

市 民 税	個 人	納 期	普通徴収 第4期分	平成7年1月31日
		申 告	特別徴収 平成7年1月分 2月分	平成7年2月10日 平成7年3月10日
	法 人	申 告	普通徴収の申告期限	平成7年3月15日
		納 付	特別徴収に係る給与支払報告書の提出期限	平成7年1月31日
固 定 資 産 税	都 市 計 画 税	申 告	平成7年1月17日以降申告期限が到来するもの (例) 11月決算法人 12月決算法人	平成7年1月31日 平成7年2月28日
		納 期	第4期分	平成7年2月28日
		申 告	固定資産税（償却資産）の申告期限	平成7年1月31日

平成7年度市税等の納期

区 分	個人市民税・県民税	固定資産税・都市計画税
第1期	8月1日から同月末日まで	7月1日から同月末日まで
第2期	10月1日から同月末日まで	9月1日から同月末日まで
第3期	11月1日から同月末日まで	12月1日から同月25日まで
第4期	1月1日から同月末日まで	2月1日から同月末日まで

※ 個人市民税・県民税（特別徴収）の納期は8月10日からとする

❖(7) 税務証明の発行

税務証明の発行日を次のとおりとした。

税務証明の発行

税 目	発 行 日
市民税・県民税課税額証明 (普通徴収)	8月1日から
(特別徴収)	6月12日から
固定資産課税台帳登録事項証明	6月1日から

4月3日から登録免許税(国税)の免除申請のための被災証明を発行する。発行条件は、被災した家が全壊するか、取り壊したために、新たに代替家を新築または取得する場合などに発行する。

感想

軽自動車税課税事務では、震災後3か月ほどは原動機付自転車の登録が飛躍的に増え、盗難や使用不能といった課税に対する内容の苦情が殺到した。また、証明発行事務では、震災によって各種の制度が創設されるたびに、各種の証明申請が増加していたが、具体的な事務処理に関する情報が十分に伝達されることが少なく、近隣都市との事務取り扱いが統一されていないことなどからその対応に追われた。

震災減免による還付事務では、還付件数が10万件を超え、膨大な量になったことにより還付額の集計が煩雑になり、決算額の確定に苦勞した。応援体制や指示系統も十分に機能する状態になっていなかったためスムーズさを欠き市民への還付が迅速に行えなかった。

新税務システムの稼働が平成6年12月に実施され、翌年すぐに今回の震災を被ることとなり震災による減免入力が、リアル処理のため大量の調定異動処理に多大な時間を要することとなった。

しかし、震災後ガレキの処理を公費で行うにあたり、評価証明が求められたが、共有者からの検索が可能であったため大量の申請に対しても柔軟に対応することが可能であった。

❖(8) 災害減免に係る過誤納還付事務の開始

震災減免による過誤納が大量に発生し、担当職員(6人)だけでは対応することが不可能となったため、課内職員をはじめ部内職員の応援も得て、別途電算システム端末入力チーム(15人)を組織し処理をした。

また、口座振替などの支払事務は、収税課職員とアルバイトで処理に当たることとなった。処理経過は、4月後半から税務部内応援を受けつつ、収税課職員、アルバイトとの総動員体制で着手し、9月～12月に還付支払事務のピークを迎えた。

その後、平成8年1月ごろからは徐々に減少していき、5月末では、還付すべき過誤納の97.5%を処理することができた。

6月に、処理状況に一応のめどがみられたことで、本来の担当職員だけの通常体制に戻った。

上記処理期間中には、過誤納の発生があまりにも膨大なため、過誤納通番のケタ数が不足する事態が起こり、そのためシステム変更を余儀なくされ、改良のため約1か月間、システムの使用ができなくなるといった状況も発生した。

※参考

- ・7年度過誤納発生件数
109,369件(平常年の約11倍)
- ・ピーク時(7年9月)処理体制
職員 34人 アルバイト 11人 計 45人
- ・最高処理月
7年10月 19,695件(翌年同月1,685件)

滞納整理に係る訪問件数実績

年月	7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
現年	0	5	23	15	292	11	1	4	7
繰越	13	18	16	8	28	403	199	85	165
総数	13	23	39	23	320	414	200	89	172
年月	7年10月	11月	12月	8年1月	2月	3月	4月	5月	6月
現年	0	29	24	26	113	41	457	3,260	55
繰越	365	554	2,097	228	628	2,153	268	881	1,375
総数	365	583	2,121	254	741	2,194	725	4,141	1,430

❖(9) 滞納整理事務体制の動き

災害減免に係る過誤納還付事務が約11万件と膨大な量となり、この事務の処理に課全体が追われ本来の滞納整理事務が実施できない状況であった。

震災から9か月が経過するも、震災後の現状から勘案し、滞納整理をスタートするにも抵抗があったが、滞納が累積するなかで各行政区から二人一組で滞納整理を実施することの方針決定がなされた。

❖(11) 水道料の減免

震災直後の一定期間に、市内全域で断水あるいは出水不良が長期間続いたこと、また、修繕が完了するまでの漏水量が相当量あることから、全使用者に対し1か月分の基本料金を減免した。また、今期の計量水量が前期か昨年同期使用水量のいずれか少ないほうの水量を超える量を漏水した水量と認定し、その水量に係る従量料金を減額した。

❖(10) 授業料等の免除

阪神・淡路大震災により、全壊（全焼）・半壊（半焼）の被害にあうなど生活基盤を確保できないため、生活困窮に陥った人に対し、高等学校授業料・幼稚園保育料・入学金・入園料・入学考査料・私立大学等入学支度金貸付金の返済免除を1月から12月まで行った（入学金・入園料・入学考査料については1回のみ）。

入学金・入園料・入学考査料については免除規程がなかったため、平成7年2月議会で「尼崎市立授業料等徴収条例」の改正を行った。

なお、高等学校授業料・幼稚園保育料については、県立高等学校授業料の免除が平成8年3月まで延長されたこともあり、また、被害の大きさを考慮し、県立高校と同様3か月延長して免除した。

❖(12) 下水道使用料の減免

平成7年1月17日の震災以来、水道の使用ができなかった時期もあり、その間下水道の使用もできなかったと考えられるため、1か月分の基本使用料を減免した。

また、従来から「災害等により、家屋が半焼・半壊以上または床上浸水の被害を受けた使用者」については、1期分に限り全額減免を行っている。

・基本使用料減免

職権により公共下水道区域内の全使用者に対して、平成6年度6期分のうち1か月分の基本使用料の減免を行った。

・1期分全額減免

減免申請を受理した日以降最初に検針された水量に係る期分の全額の減免を行った。

4 各種負担金・利用料の免除

❖(1) 国民健康保険料

国民健康保険については、保険料の特別減免と一部負担金の免除を実施した。平成8年5月末現在、保険料の特別減免1万9,182件、一部負担金の免除9,183件に上り、特別減免の金額は16億8,590万5,020円となった。

❖(2) 国民年金保険料

国民年金は、保険料の免除を実施し、その件数は、平成8年3月末で2,075件となった。

❖(3) 各種証明手数料

1月23日から戸籍を除く各種証明手数料の免除を実施し、その件数は、平成8年3月末現在下表のとおりである。

住民票の写し（災害援護、見舞金、銀行融資申請等に使用）

本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
33,021	6,617	7,682	11,266	10,702	6,153	75,441

印鑑登録証明（見舞金、銀行融資申請等に使用）

本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
33,354	10,764	11,635	17,362	15,246	7,004	95,365

外国人登録済証明書（災害援護、見舞金、銀行融資申請等に使用）

本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
3,092	118	191	67	181	72	3,721

❖(4) 戸籍手数料

また、2月9日から戸籍手数料の免除を実施し、その件数は平成8年3月末現在下表のとおりである。

戸籍謄抄本（諸手当て申請、生命保険、社会保険申請）

本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
1,795	159	146	106	107	81	2,394

❖(5) 老人保健医療費の一部減免

① 「市報あまがさき」に掲載

尼崎市は今回の阪神・淡路大震災で住宅・家財等に著しい損害を受け、市民税を減免された老人保健医療受給者かその人の属する主たる生計維持者に対し老人保健医療費の一部負担金を免除する旨の記事を1月30日から3月15日にかけて4回にわたって「市報あまがさき」に掲載した。

② 受け付けを開始

平成7年3月31日、国の特別措置に基づき、老人保健医療費の一部負担金を免除する認定証交付の申請受け付けを開始した。

③ 「市報あまがさき」に掲載

平成7年4月15日、4回のPRに引き続き老人保健医療費の一部負担金の免除について、「市報あまがさき」に掲載した。

④ 老人保健医療費にかかる入院時食事療養費の支払免除の適用期限が5月末で終了

国の特例措置に基づいて実施してきた入院時食事療養費の標準負担額の支払を免除する適用期限が平成7年5月末で終了した。

⑤ 適用期限が12月末で終了

国の特例措置に基づいて実施してきた老人保健医療費の一部負担金を免除する適用期限が平成7年12月末で終了したが、その受付件数が6,600件にのぼった。

❖(6) 高齢者に係る各種費用

被災による減免のため、極力簡素化した事務処理とし、利用者に負担がかからないように配慮した。

なお、市内はもちろん市外の特別養護老人ホームの協力を得て、被災した要援護高齢者の定員外措置やショートステイの優先利用ができた。

各種費用徴収制度の減免

区分	老人ホーム入所	ショートステイ事業	ホームヘルパー派遣事業	デイサービス事業	訪問入浴サービス事業	老人日常生活用具給付事業
減免対象者(認定変更)	・老人ホーム入所者および主たる扶養義務者で、被災した人	・日常生活面で介護を要する人	・ホームヘルパー派遣世帯 ・新たに派遣が必要な世帯	・デイサービス利用世帯 ・新たにデイサービスの利用が必要な世帯	・訪問入浴利用世帯 ・新たに訪問入浴の利用が必要な世帯	・老人日常生活用具給付対象世帯
被災程度	・住家の全半壊、全半焼 ・利用者の世帯員が死亡し、または重篤な傷病を負った場合等	・住家の全半壊、全半焼 ・利用者の世帯員が死亡し、または重篤な傷病を負った場合等	・住家の全半壊、全半焼 ・利用者の世帯員が死亡し、または重篤な傷病を負った場合等	・住家の全半壊、全半焼 ・利用者の世帯員が死亡し、または重篤な傷病を負った場合等	・住家の全半壊、全半焼 ・利用者の世帯員が死亡し、または重篤な傷病を負った場合等	・住家の全半壊、全半焼 ・利用者の世帯員が死亡し、または重篤な傷病を負った場合等
適用期間	1月17日以降の入所(主たる扶養義務者は継続入所者分を含む)	1月17日以降の利用(継続利用者を含む)	1月17日以降の利用(月単位)	1月17日以降の利用	1月17日以降の利用	1月17日以降の利用(緊急通報システムは月単位)
減免(変更)期間	平成7年1月分) 平成8年3月分	平成7年1月分) 平成8年3月分	平成7年1月分) 平成8年3月分	平成7年1月17日) 平成7年6月30日	平成7年1月17日) 平成7年6月30日	平成7年1月17日) 平成7年6月30日
減免(変更)額	費用徴収額の範囲	利用料全額	利用料全額	利用料全額	利用料全額	費用負担全額
提出書類	・り災証明書 ・階層区分認定変更申請書 ・民生委員の証明	・り災証明書 ・減免申請書	・り災証明書 ・減免申請書	・り災証明書 ・減免申請書	・り災証明書 ・減免申請書	・り災証明書 ・減免申請書
利用者数	14人	473人	45人	35人	9人	0人

※(7) 保育所保育料

① 減免対象

- 1) 家屋の全・半壊のとき(児童福祉法による措置費の徴収等に関する規則第5条第1項第3号に該当すると認められる場合)
- 2) 減免対象1)以外の世帯で、今回の震災により家屋等に相当の被害(おおむね10万円以上の被害)があった場合(規則第5条第1項第3号に準用すると認められる場合)

②減免期間

措置期間 1月分から3月分まで

③ 減免金額

- 1) 全額 2) 半額

④ 添付書類

- 1) 全額減免
減免申請書、り災証明書
- 2) 半額減免
減免申請書、被災状況の申立書

⑤ 減免対象件数

平成7年3月1日現在の措置人員(4,989人)のうち、

区分	全・半壊	一部損壊	合計
公立	278	1,012	2,224人 (44.6%)
私立	207	727	
計	485	1,739	

❖(8) 高原ロッジの大浴場無料開放

大震災の影響で、ライフラインが寸断され、風呂などにはいれず不便を感じている被災者のために、尼崎市が所有し、(財)尼崎市勤労者福祉協会に管理運営を委託している勤労者レクリエーションセンター、愛称「尼崎高原ロッジ」の大浴場を無料開放した。

この施設は猪名川町にあり、浴場は、天然ラドン温泉として好評を博しているもので、被災者が受けた心の傷を少しでもやわらげることができるものと期待された。

また当初、多くの人々が殺到し混乱が生じるのではないかと懸念から、対象を尼崎市民と猪名川町民に限定していたが、一部から非難の声が上がり、浴場の混雑もないことから、即刻被災者全員を対象に開放することにした。

開放したのは、1月20日から3月末までの延べ71日間で延べ5,124人の利用者があった。地域別で見ると、尼崎市民は6.1%の314人、猪名川町民は38.1%の1,949人、その他の地域の利用が55.8%の2,861人であった。

月別に見ると、1月の12日間で2,924人、1日当たり平均243.7人、2月は28日間で2,018人、1日当たり72.1人、そして3月の31日間ではライフラインも復旧し182人、1日当たり5.9人の利用にとどまった。また、最も利用が多かったのは、1月29日(日)の557人であった。

利用状況 (単位 人)

	尼崎市	猪名川町	その他	計
男	148	808	1,256	2,212
女	166	1,141	1,605	2,912
計	314	1,949	2,861	5,124

高原ロッジの宿泊無料提供

被災から1か月経過し、心にゆとりも感じられるようになってきたこの時期に、被災で受けた心の傷と復旧の疲れを少しでもいやすための一時の休息の場として、「尼崎高原ロッジ」での宿泊を無料で提供することにした。

期間は、2月17日から3月24日までの36日間で、1世帯当たり2泊までの宿泊で、1日当たり5室をそのための利用にあてた。

宿泊料は無料で提供したが、飲食代など諸費については、利用者の負担とした。

この間379人の利用者があり、尼崎市民の利用が82.6%の313人で市外は17.4%の66人であった。

利用状況 (単位 人)

	市内	市外	計
大人	297	61	358
小人	16	5	21
計	313	66	379

5 災害対策特別融資あっせん

❖(1) 中小企業者に対する災害対策特別融資あっせん

1 経済変動対策特別融資(サポート800) あっせんの災害対策への援用

尼崎市では、市内の中小企業者の事業活動に必要な資金の融通の円滑化を図ることにより、市内中小企業の近代化と経営基盤の確立を促進し、もってその健全な発展と振興に寄与することを目的として、兵庫県信用保証協会の保証のもとに取扱金融機関に対し、事業資金の融資あっせんを行っている。

その中で、特別融資あっせんは、社会経済情勢の変化により、とくに中小企業者の資金の融通の円滑

化を図ることが必要と市長が認めたときに適宜実施することとしている。平成6年度は、不況対策として前年か前々年に対する売上減少を要件として、一般制度より有利な条件で経済変動対策特別融資（サポート800）あっせんを通年実施していた。

そして、平成6年9月7日未明に伊丹市を中心に阪神間を襲った集中豪雨災害の被災者に対しては、売上減少要件をはずし、り災証明書の添付を要件として、経済変動対策特別融資（サポート800）あっせんを援用した経過があった。

このときに、災害発生時の対応の考え方として、政府関係機関が発動する災害復旧のための中小企業金融支援対策にあわせて、市としても本制度を適用していくという方針を打ち出していた。

政府は、1月18日、政府系中小企業金融機関に災害復旧貸付制度の発動と当該機関による既往貸付分の返済猶予の弾力的措置を指示していた。これにあわせて本市も、今回の兵庫県南部地震災害の被害を受けた中小企業者に対して、ただちに経済変動対策特別融資（サポート800）あっせんを援用すべく準備に入った。

市が融資あっせん制度を実施または改正するに当たっては、兵庫県信用保証協会を通じて、兵庫県、通産省、大蔵省と事前協議を行い、その承認を得なければならず、手続きに一定の時間が必要であるが、今回は緊急性が要求されており、制度実施まではまさに時間との戦いであった。

こうした中で、地震の翌日、1月18日にはすでに腹案をもって兵庫県信用保証協会との折衝に入るようになった。

しかし、兵庫県信用保証協会本所が入居していた神戸市中央区のビルは全壊し、中に入ることは不可能な状態で、電話の通じるはずもなかった。

やむをえず、兵庫県の担当課に公衆電話を利用して直接連絡し、緊急対策について照会したところ、かなり混乱している様子で、県としてはまだ特別融資あっせんの実施については検討に入っていない、市制度については保証協会と協議をしてほしい、県

としては保証協会から申請のあったもののみ審査するとのことであった。とりえず兵庫県信用保証協会尼崎支所と折衝するため同所を訪問したが、出勤している職員は所長以下3人のみで、他の職員の安否確認や関係先との連絡で手いっぱい状況であり、とても特別融資あっせんの話を持ち出すどころではなく、改めて出直すことにした。

1月19日、再び兵庫県信用保証協会尼崎支所を訪問し、所長に市の災害対策特別融資あっせん制度案（サポート800の対象者拡充）を提出したところ、本所との連絡は不可能であるので直接理事長と相談するとの回答を得た。

1月20日、兵庫県信用保証協会尼崎支所を訪問し、前日提出した市制度案について折衝したところ、市が独自の制度を実施することについて了解を得るとともに、その場で、同所から近畿財務局にも打診し、関係書類の提出が実施後になっても差し支えないとの了解を得た。

また、制度実施について、取扱金融機関の中で最も取扱量の多い尼崎信用金庫にも打診し、即日了解を得ることができた。

同じ1月20日には、国において、「平成7年兵庫県南部地震に係る激甚災害指定及び中小企業者等に対する災害融資等に関する特別措置について」が閣議決定され、その中に中小企業信用保険法の特例措置も盛り込まれたが、事務取扱方法などの詳細は全く不明であった。

週明けの1月23日には、(協)尼崎工業会から特別融資の実施についての要望書が提出された。

それとは別に、市では、前日兵庫県信用保証協会尼崎支所から実施について了解を得た市制度案についてさらに検討を加え、同修正案（返済期間等の要件緩和）をまとめたうえ同所に再度提出して了解を得るとともに、同案について尼崎銀行協会と尼崎信用金庫にも打診し、了解を得た。

この時点で、本市財政課にも同案を提出し、内容についての説明に入った。

翌1月24日、兵庫県から電話連絡があり、県で災

害対策融資を検討しているので市でも同レベルでの制度を検討してほしいとの要請があった。

しかし、本市ではすでに走っている状態であり、県の要請に従うのは無理であったので、1月25日、県に電話連絡し、現在すでに本市独自の制度案で内部手続きを進めており、緊急に制度を発足させたいので、本市の独自案で実施したい旨を伝え、実施要領案を送付した。

また、同日、尼崎民主商工会から特別融資の実施についての要望書が提出され、翌1月26日には、尼崎商工会議所からも特別融資の実施についての要望書が提出された。

このように各団体から続々と要望が出される中で、1月26日午後開催された尼崎市中小企業資金融資審査委員会において、市制度案を提示し、翌1月27日から兵庫県南部地震災害対策特別融資あっせん（サポート800の対象者拡充および要件緩和）を実施することで委員会の了解を得た。

皮肉なことに、同日、兵庫県信用保証協会から連絡が入り、去る1月20日に閣議決定された特別措置の事務取扱方法が決定した旨の報告を受けたが、この時点では、見切り発車をした状態で、すでに中小企業災害対策特別相談窓口で翌1月27日から実施する特別融資あっせんの説明も行っており、実施に当たって国の特別措置の内容を本市の制度に盛り込むことができなかった。そのために、後日さらに制度の見直しを余儀なくされることになるのである。

1月27日、災害対策特別融資あっせんの実施と申し込みりに災証明書が必要とすることについて本庁および各支所市民生活課に連絡した。

また、兵庫県信用保証協会尼崎支所に、間接被害についても、被害状況陳述書を添付書類として市制度を適用したい旨を伝え、一般保証を適用して対応することで了解を得た。

それと相前後して、兵庫県信用保証協会企画部から災害対策特別融資あっせんの実施にあたっては、100%損失補償するよう要請があり、最終的に実施についての了解を取りつけた。

同時に、市財政課から制度実施についての最終の了解を得て、同案を市災害対策本部での会議に諮り、ここで了解を得た後、兵庫県信用保証協会に対して正式の実施手続きをとる旨の電話連絡を入れた。

こうして、何とか災害対策特別融資あっせんが動き出したのである。

しかし、本来しなければならない通産省と大蔵省との事前協議をしておらず、今回のやり方は完全にルールを無視したものであるといえる。非常時であるからできたものであり、平常時であれば絶対に認められないものであった。

翌1月28日には、制度実施についての記者発表を行った。

週が明けて、1月30日に、兵庫県から電話連絡が入り、本市だけが独自に制度を先行実施したことについて抗議を受けた。

また、兵庫県信用保証協会尼崎支所からも、国や県の制度あるいは中小企業信用保険などいまま少し整合性を図る必要があるので融資実行まで時間がかかる旨の連絡が入った。

さらに、兵庫県信用保証協会企画部からも電話連絡が入り、市制度の間接被害対策は特例保証を使うことができないので検討してほしい旨の要請があった。しかし、窓口ではすでに相談を受け付けている状況の中で後戻りすることは不可能であり、市としては緊急に取り組まなければならないので、指摘の件は後日見直すとして、とりあえず一般保証で対応してほしい旨を回答し、り災証明書つきのもののみ特例保証を使い、被害状況陳述書つきのものは一般保証を使うということで了解を得た。

こうして、本市だけ急いで制度を実施したものの多くの課題が残らざるをえなかった。

いずれにしても、被災中小企業者には動き出した制度を最大限有効に活用してもらわなければならないので、同日、取扱金融機関と関係団体に災害対策特別融資あっせんについてのパンフレットを送付し、協力を依頼した。

翌1月31日、兵庫県信用保証協会に制度実施につ

いての届出書を提出した。

2月1日には、市産業労働局幹部が県庁を訪問し、制度実施についての経過および事情を説明した。

2月2日には、市議会経済環境委員会で特別融資あっせんの実施について報告した。

災害対策特別融資あっせんの概要

・対象者	事業所の施設、設備、商品等に被害が生じ、市の「り災証明書」を受けた中小企業者または経営に影響を及ぼす被害を受けた中小企業者
・資金使途	運転資金および設備資金
・融資限度額	800万円
・融資利率	年2.5%
・償還期間	84か月（うち据置24か月）以内
・信用保証	兵庫県信用保証協会の保証が必要
・連帯保証人	1人（法人にあっては2人）以上
・担保	必要に応じて徴求
・重複利用	融資限度額の範囲で可能
・その他	信用保証料の2分の1を市が負担（上限10万円）

2 阪神間他都市と兵庫県の災害対策特別融資あっせんの実施

2月2日、宝塚市から阪神間の災害対策特別融資あっせんの取組状況を入手した。いずれの市も案の段階であるが、中小企業信用保険法の特例措置をすべて盛り込んでおり、尼崎市の制度よりも充実したものとなっていた。本市も動き出した制度を運用しながら、並行して制度の見直しに着手する必要がある。

阪神間他都市は、2月6日の西宮市を始めとして、2月7日には芦屋市が、2月13日には伊丹市、宝塚市および川西市が、災害対策特別融資あっせんを開始した。

一方、兵庫県は、2月12日、尼崎商工会議所で緊急災害復旧資金など一連の災害対策措置についての説明会を開き、2月15日から制度を実施した。

この県の制度実施にあたっては、本市も特別な対

応をしなければならなかった。

県の緊急災害復旧資金を利用できる中小企業者は、事業所の建物が全壊・半壊・一部損壊したものに限りられており、建物の全壊・半壊・一部損壊の区分が明確となっているり災証明書の添付が必要であった。

しかし、本市がすでに発行しているり災証明書は、必ずしも建物の全壊・半壊・一部損壊の区分が明確とはなっておらず、内容も各支所によって異なっていたため、り災証明書の交付を受けながら、記載方法の違いによって、県制度を利用することのできない中小企業者が続出することが懸念された。

そこで、そうした事態を避けるため、県制度を利用しようとする中小企業者で建物の全壊・半壊・一部損壊の区分が明確となっていないり災証明書の交付を受けている人に対しては、市民局で発行したり災証明書をもとに、産業労働局で建物の全壊・半壊・一部損壊の区分を明確にした県の制度融資専用のり災証明書を発行することになったのである。

そして、県制度終了（平成7年7月31日）まで884件の融資専用のり災証明書を発行した。

3 新しい災害対策特別融資あっせんの実施

本市は、阪神間他都市に先じて、経済変動対策特別融資（サポート800）あっせんの災害対策への援用というかたちで、災害対策特別融資あっせんを実施したが、急いだことにより阪神間他都市に比べて制度上不十分な点があった。

融資限度額と償還期間の問題のみならず、本市の制度には、中小企業信用保険法の特例措置が十分に盛り込まれておらず、また、既存の特別融資あっせん制度を改正して実施したために、不況対策として既存の特別融資あっせん制度をすでに利用している中小企業者は、その残債と融資限度額との差額しか申し込むことができなかった。

そこで、すでに実施している特別融資あっせんを進めながら、並行して見直しに入り、制度の一層の充実を図ることになった。

そして、2月14日には、融資限度額の引き上げ、償還期間の延長、無担保無保証人枠の設定など中小

企業信用保険法の特例措置をすべて盛り込んだ見直し案をまとめ、翌2月15日に兵庫県信用保証協会に送付し、事前協議を依頼するとともに、並行して内部決裁手続きに入った。

さらに、2月24日には、既存制度の償還延長制度についての案をまとめ、同日中に、兵庫県信用保証協会に送付して事前協議を依頼し、内部決裁手続きに入った。

2月28日には、災害対策特別融資あっせんの見直し案についての内部決裁手続きを完了、実施について尼崎銀行協会と尼崎信用金庫に打診し、翌日その実施要領案を持参した。

3月2日、兵庫県信用保証協会から、災害対策特別融資あっせんの見直しについて了解した旨の電話連絡があり、同日には尼崎銀行協会から、翌3月3日には尼崎信用金庫から実施について了解した旨の連絡があった。

3月4日、取扱金融機関各店舗へ新しい災害対策特別融資あっせんの実施要領を送付し、週明けの3月6日から新制度での受け付けを開始した。

新制度の実施により、不況対策として経済変動対策特別融資（サポート800）あっせんをすでに利用している中小企業者でも、災害対策特別融資あっせんを融資限度額まで申し込むことが可能になった。また、新制度実施前に申し込んだ中小企業者が不利にならないように、新制度の融資限度額に達するまでは重複利用ができるようにした。

この新制度の受付期間は7月31日までとし、ようやく県および阪神間他都市の制度と歩調を合わせて、特別融資あっせんを実施できることになった。

受付終了時までの受付件数は、本市の融資あっせん制度始まって以来の数字を記録した。とくに受付締切前の10日間ほどは、受付窓口の前の列が途絶えることがなく、最終日には受付件数が102件に上った。

この間、担当職員は連日の超過勤務で疲労が極限状態に達した。

新しい災害対策特別融資あっせんの概要

- ・対象者 事業所の施設、設備、商品等に被害が生じ、市の「り災証明書」を受けた中小企業者もしくは中小企業信用保険法に基づく倒産関連中小企業者として認定を受けた中小企業者または経営に影響を及ぼす被害を受けた中小企業者
- ・資金用途 運転資金および設備資金
- ・融資限度額 1,000万円
- ・融資利率 年2.5%
- ・償還期間 120か月（内据置36か月）以内
- ・信用保証 兵庫県信用保証協会の保証が必要
- ・連帯保証人 1人（法人にあっては2人）以上
- ・担保 必要に応じて徴求
- ・重複利用 融資限度額の範囲で可能
- ・無担保無保証人での利用
り災証明書または倒産関連中小企業者としての認定を受けた小企業者で市民税に所得割課税のある者は500万円を限度に無担保無保証人での申し込みが可能
- ・その他 信用保証料の2分の1を市が負担（上限10万円）

最終受付結果は3,211件の208億2,334万3,000円で、そのうちあっせんに至ったのは、3,064件の193億1,913万3,000円であり、12月14日の中小企業資金融資審査委員会に最終案件を提案し、全案件の処理を完了した。

今回の特別融資あっせんの特徴としては、貸家業を営む個人からの申し込みが目立った。例年では、貸家業での申し込みはほとんどなく、あっても数件程度であるが、今回は424件28億2,903万7,000円の申し込みがあり、申し込み全体の13%に上った。そのため、住宅政策を担当する都市局とも連携しながら受付事務にあたった。

既存制度の償還延長制度については、兵庫県信用保証協会から了解の連絡を受けて、3月10日に尼崎

銀行協会と尼崎信用金庫に打診し、3月16日了解の返答を受け、所定の手続きを経て、3月27日から制度を実施した。申請期限は7月31日としていたが、結局利用実績はなかった。

4 被害証明書と特別被害証明書の発行

政府は、1月20日の「平成7年兵庫県南部地震に係る激甚災害指定及び中小企業者等に対する災害融資等に関する特別措置について」の閣議決定の中で、政府系中小企業金融機関が行う災害復旧貸付について、一定額を一定期間にわたり、被害の程度に応じて貸付利率を軽減する特別措置を講じることとした。

その際、特別措置の対象者の判定にあたっては、市町村長の発行する被害証明書または特別被害証明書が必要であるとし、1月29日には、阪神県民局から証明書の様式が送られてきた。

本市では、これまでこうした証明書を発行した前例はなく、り災証明書は市民局で所管していたが、今回の政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付に伴う被害証明書および特別被害証明書は、中小企業者の事業活動に関する内容が多く含まれていたため、中小企業対策を担当する産業労働局で所管することになった。

そこで、様式とマニュアルを作成し、証明書発行に関する決裁手続きに入ったが、証明にあたっての疑問点が多く、近畿通産局と何度も連絡をとって調整を図った後、2月13日から申請の受け付けを開始した。

証明書の発行は原則として受付日の翌日としていたが、政府系中小企業金融機関の担当者の中には、即時証明を受けることができるような説明をしたり、中小企業者に対して提出期限を設定したりするケースがあったので、窓口の混乱は少なくなかった。

この被害証明書および特別被害証明書の申請受付件数は7月31日現在で612件に上った。

※(2) 被災住宅に係る特別融資あっせん制度

震災で多くの住宅に被害があった。低利な融資あ

せん制度の創設により、被災住宅の復旧・復興を支援する。

1 地震被災住宅補修資金緊急特別融資あっせん制度

1) 目的

被災した個人住宅の補修に要する費用について、所有者に対し、低利の融資あっせんを行うことにより、住宅の復旧を促進し、その再建を支援する。

2) 制度概要

a 対象者

市内に所在する被災住宅の所有者
(法人不可)

b 対象住宅

- ・持家（自己が居住し、かつ所有する住宅）
- ・貸家

c あっせん金額

補修に要する費用で600万円を限度
(貸家は1,000万円を限度)

d あっせん金利

2.5% (10年間)

e 返済期間

10年以内

f 返済方法

元利均等月賦返済方式または半年賦返済併用方式

g 担保

土地、建物に抵当権設定

h 受付期間

平成7年2月13日～平成8年3月31日

i 取扱金融機関

さくら銀行の各支店、尼崎信用金庫の本店と各支店

2 個人住宅復興資金特別融資あっせん制度

1) 目的

震災により自己の居住する住宅に被害を受け本市域内で被災住宅に代わる住宅を建設し、または購入する人に対し、その建設または購入に必要な資金の融資あっせんを行うことにより被災者の住宅再建を支援し、生活の安定に資する。

2) 制度概要

a 対象者

- ・20歳以上70歳未満の人
- ・年間総収入金額（給与所得者以外にあっては、年間所得金額）が150万円以上であること
- ・引き続き2年以上同一事務所もしくは事業所に勤務している人または引き続き2年以上同一事業所を営んでいること

b 受付期間

平成7年7月17日～平成10年3月31日

c 取扱金融機関

- ・さくら銀行の市内の支店
- ・尼崎信用金庫の本店および市内の支店
- ・三和銀行の市内の支店
- ・住友銀行の市内の支店
- ・大和銀行の市内の支店

制度の詳細については下表のとおりである。

3 各融資あっせん実績

地震被災住宅補修資金緊急特別融資あっせん制度実績
(平成8年3月31日現在)

種 別	融資あっせん 限 度 額	あっせん決定実績	
		件 数	金 額
持 家	600万円	1,176	45億6,440万円
借 家	1,000万円	101	5億1,870万円
合 計	1,600万円	1,277	50億8,310万円

個人住宅復興資金特別融資あっせん制度実績
(平成8年3月31日現在)

種 別	融 資 あ っ せ ん 限 度 額	あ っ せ ん 決 定 実 績	
		件 数	金 額
住 宅 建 設 資 金	100万円 ～ 1,200万円	18	1億8,270万円
既 存 住 宅 購 入 資 金	100万円 ～ 1,000万円	0	—
合 計		18	1億8,270万円

6 被災児童・生徒の受け入れ

地震による被害が明らかになるに従い、神戸市・芦屋市・西宮市等、住宅に大きな被害を受けた地域から避難してくる学齢児童・生徒が多数いるものと予想された。そのため、平成7年1月18日に兵庫県教育長の指示として「各学校における兵庫県南部地震の当面の緊急対策について」がファクスで送られてきた。その中で、「今後、転学又は仮入学等を希望する児童生徒がある場合、通常の手続きによらない転学等の措置を講じること」という指示が出された。また、翌日の19日には「平成7年兵庫県南部地震における被災地域の児童生徒等の転入学等について」が兵庫県教育長から送付され、被災地域の児童生徒が転入学を希望してきた場合、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れると同時に、手続き面でも簡便・迅速に行うよう指示が出された。

この指示を受け、各学校に直接入学希望で来た場

尼崎市個人住宅復興資金特別融資あっせん制度

(平成8年3月31日現在)

区 分	限 度 額	割 増 融 資	年 利 率	返 済 期 間	返 済 方 法	担 保 等
住 宅 建 設 資 金	100万円 ～ 1,200万円	200万円 ～ 600万円	3.0%	25年以内 (75歳の前日 までに完済)	元利均等月賦 方式またはポー ナス併用方式	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン保証保険 ・土地、建物に抵当権設定 ・火災保険 ・団体信用生命保険等
既 存 住 宅 購 入 資 金	100万円 ～ 1,000万円 マンション 800万円	200万円 ～ 600万円	建設・既存住宅購入資金とも10年間適用。それ以降は実行時の金融機関の固定金利	20年以内 (75歳の前日 までに完済)		

合、児童・生徒を即日受け入れるとともに、保護者に対し後日許可入学の手続きをすればよい旨伝えてもらうよう連絡した。

1月20日になると許可入学の申し込みが殺到し、その日以降、土曜・日曜日も含めその対応に追われた。

また、尼崎市に居住している児童・生徒も大きな被害を受け、やむをえず避難生活を余儀なくされた。そのため、校区から離れて居住する例も多く、各学校から校区外通学についての問い合わせが殺到した。これについても許可入学と同様弾力的に取り扱うこととし、それぞれの児童・生徒の実情にあった学校への就学に努めることとした。

○ 他市からの児童の受け入れ

保育所では、震災による影響で、各市から本市へ避難してきたケース、また、反対に他市へ避難していったケースがあり、震災による自宅の片付けや就労活動などで、他市の児童が本市の施設に入所するケースが多くなり、国・県の指導のもと、本市でも積極的に公立保育所を主として、受け入れ準備を開始した。

他市からの児童の受け入れ状況
(平成7年1月31日現在)

公立保育所	33人	西宮市	17人
法人保育園	10人	神戸市	21人
計	43人	宝塚市	1人
		芦屋市	4人

7 市民施設への避難所経費助成

市内では、広範囲にわたり家屋被害が発生し、多くの住民が学校などの避難所へ避難。一部の避難所では、避難者が集中し、混乱をきたしたため、地区会館や共同利用施設、地域の福祉会館等の市民施設を急ぎょ避難所として開放し、被災者を受け入れた。

地域集会所は、地域住民によって管理されているため、財政基盤も弱く、避難所として使用された期間の光熱水費等の経費は、避難所閉鎖後、後日、予算措置を講じて地域に支払われた。

○地域集会所への避難所経費

16福祉協会分 1,722,553円

算定基準

- (1)光熱水費の避難所として使用期間中の全額。1か月に満たない使用期間については、下記の算式による
その月の費用実績
 $(30-X)+1.5X$
- (2)管理人経費の管理人を置く施設。期間中の手当ての全額
- (3)消耗品費等の現物支給。現物が無い場合は、その経費の全額

市民施設避難所設置および収容状況1

市民施設	期 間	実人員	延人員
地区会館	本 庁	1月17日 ～3月31日	325人 24,081人
	小 田	1月17日 ～3月31日	34人 2,480人
	大 庄	1月17日 ～3月31日	54人 4,014人
	立 花	1月17日 ～3月31日	51人 3,802人
	武 庫	1月17日 ～3月31日	18人 1,300人
	園 田	1月17日 ～3月31日	31人 2,308人

市民施設避難所設置および収容状況 2

市民施設	期 間	実人員	延人員
市立福祉会館	中難波	1月17日 ～3月18日	37人 2,731人
	潮江	1月17日 ～3月31日	14人 1,041人
	額田	1月17日 ～3月31日	11人 823人
	立花	1月17日 ～3月31日	12人 884人
	尾浜	1月17日 ～2月15日	9人 269人
大物第9福祉会館	1月17日 ～2月21日	14人 510人	
常光寺福祉会館	1月17日 ～1月24日	22人 173人	
長州福祉会館	1月17日 ～3月15日	1人 52人	
今福福祉会館	1月17日 ～2月4日	6人 116人	
道意福祉会館	1月17日 ～3月7日	30人 1,513人	
芋若葉福祉会館	1月17日 ～1月18日	33人 65人	

市民施設避難所設置および収容状況 3

市民施設	期 間	実人員	延人員
塚口西福祉会館	1月17日 ～3月18日	17人 1,223人	
戸ノ内浜西団地集会所	1月17日 ～2月20日	59人 2,049人	
戸ノ内社宅集会所	1月17日 ～3月31日	9人 689人	
東園田8丁目文化集会所	1月17日 ～2月28日	7人 320人	
島開集会所	1月17日 ～3月31日	4人 311人	

8 被災動物の救護

兵庫県の指導のもと、平成7年1月21日に兵庫県獣医師会・神戸市獣医師会・日本動物福祉協会阪神支部により、放浪動物の保護・被災動物への餌の配付などを目的とした対策本部が設置された。その支部が尼崎市でも前記団体によって設置され、行政もこれを全面的に協力することとなった。

※(1) 救援物資の受け払い

兵庫県の東端という地理的条件から、ペットフードの救援物資の東部受払基地としての活動を下図の形態で平成7年6月7日まで行った。

活動結果は下表のとおりである。

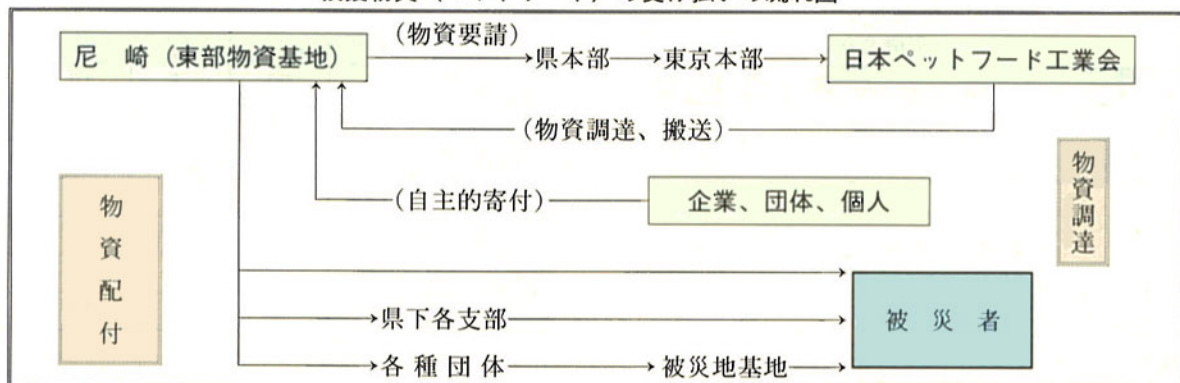
ペットフード受け入れ状況
(平成7年6月8日現在・単位 kg)

ペットフードメーカー13社	動物関係団体	個人(1人)	計
30,252	15,335	120	45,707

ペットフード払い出し状況
(平成7年6月8日現在・単位 kg)

被災地各支部	動物関係団体	個人(1人)	計
11,641	25,193	8,873	45,707

救援物資(ペットフード)の受け払いの流れ図



❖(2) 被災動物の保護・引き取り・里親探し

1 活動内容

- ・放浪動物の保護、飼い主探しならびに里親探し
- ・飼育継続不能となった動物の引き取り、里親探し
- ・一時的に飼育困難となった動物の一時預かり
- ・負傷している動物の収容、治療、保管、飼い主探しならびに里親探し
- ・里親希望者への里親情報の提供
- ・収容動物の本部救護センター（三田）への搬送

2 活動期間

平成8年4月26日まで

3 活動経過

市動物管理事務所ならびに開業獣医師のもとに収容された動物は、またたく間に飽和状態となり、本部救護センターへ一度は搬送するものの、同センターもすぐ飽和状態となり、市の被災動物を受け入れてもらえる状態ではなくなった。そのため、市独自の里親活動の必要に迫られることとなった。

しかし、全国的な情報網を持たないため、里親探しには限界があり、活動は停滞してしまった。

平成7年6月8日、里親探し活動のボランティア2人が参加することとなり、彼らが持つ他都市へのネットワークを活用し、里親がスムーズに見つかるようになった。

里親活動が順調に進むことにより、救護活動全体が円滑に進むこととなった。

4 活動結果

下表のとおりである。

動物の一時預かり
(平成8年5月1日現在)

区分	預かり数	返還数	引取数
犬	8	6	2
ねこ	15	13	2

里親情報の提供状況

里親になります	54
里親を探しています	32
成立	17

反省

1 収容施設について

本来ならば、尼崎市で保護されたり、引き取られた動物は本部救護センターに搬入することになっていた。しかし、同センターが満杯状態に陥ると、たちまち市の救護活動に支障をきたしてしまった。

動物管理事務所を有する自治体として、市民から犬やねこの引き取りを依頼されると拒めない立場にあり、最終的には殺処分を了解してもらい、引き取らざるをえない時期があった。

このような反省から、動物行政を行う自治体は大規模災害時に備え、臨時収容施設が建設可能な用地を確保しておくべきである。

2 里親探し活動について

市の里親探し活動が停滞したのは全国的な情報網を持たないことによる。

里親探しのボランティアの参加により他都市へと活動がひろがり、活動は順調に推移した。このように、多数の動物の里親探しを行うためには、県対策本部もそうであったように、信頼できる動物愛護団体（個人）の協力と彼らの持つネットワークが重要なものとなる。

そのためにも、日常からそういった団体と一定の関係は構築しておく必要がある。

9 仮工場・事務所情報の提供

震災により工場や事務所、研究所等が使用不能と

収容動物の移動状況

(平成8年5月1日現在)

区分	収容	里親譲渡	死亡	本部送致	返還
犬	保護	43	5	12	6
	引取	34	2	1	—
ねこ	保護	3	1	—	—
	引取	12	—	—	—
その他	保護	1	—	—	—
	引取	—	—	—	—
合計	93	66	8	13	6

※注：その他の1件はニワトリである。

なった企業に対し、空き工場や空き事務所の情報の収集提供を、1月下旬から開始した。

事務所、研究所として尼崎リサーチ・インキュベーションセンターの1,750㎡（延床面積）、工場、倉庫等として尼崎コスモ工業団地の2棟3,082㎡（延床面積）をはじめ、市内の空き民間貸し工場等の情報も含め、合計10件2万3,672㎡（延床面積）の情報が集められ、被災企業の相談に役立てた。また、尼崎市中小企業センター1階への掲示や尼崎産業情報ネットワークを通じてパソコン通信による情報提供のほか、国、県へもこれらの情報を提供した。

尼崎リサーチ・インキュベーションセンターへの入居については、被災企業に対し賃貸料を2～3月間免除するなどの特別措置を2月13日から実施した。平成7年7月20日までに15社から問い合わせがあり、6社が特別措置の適用を受けて入居した。

●第2節 避難所の運営

1 第1次避難所から第2次避難所へ

3月24日、尼崎市内での避難所と避難者数は、65か所で1,563人となった。

尼崎市災害対策本部では、①避難者数が減少し、10人以下の避難所が多くなっていること②長期化する中で避難者に対する生活条件整備等の必要が生じてきたこと③学校の教育機能を早期に回復する必要があること——などの状況から4月末日を目標に第1次避難所の集約化を図る方針が決定された。

❖(1) 避難者数の減少

尼崎市内では、震災以後、電気、ガス、水道などのライフラインが比較的早く復旧したため、避難者も、昼間は自宅に戻り、家屋の補修や室内の整理または会社等へ勤務に出かける姿が見られるようになった。

各避難所では、昼間と夜間の人数で大きく差異があり、ある学校の広い体育館では、夜間に100人程度の方がそれぞれのスペースに布団、寝袋などで寝ていたが、昼間は、全くゼロという状況も見られた。また、仮設住宅への入居が始まるとともに、家屋やマンションなどの補修が徐々に進み、避難所から転居する世帯も増えていった。

しかしながら、家屋を失い新しい転居先が見つからない世帯、家主が補修してくれず、取り壊しを申請しているなどの理由で元の家屋に戻れない人たちは、避難所生活を続けなければならなかった。

❖(2) 生活条件整備等

避難所となった学校では、避難者の居住場所は、体育館、特別教室等が主であった。

震災直後は、多数の避難者が殺到し、スペースは

狭小であったが、自立による転出や仮設住宅への入居が進むにつれて居住空間にも余裕が生まれてきた。

一方、避難所生活の長期化に伴い、各世帯のプライバシー保護対策、保健対策の充実といった生活条件の向上に向けた施策に早急に対応していく必要が生じてきた。

❖(3) 学校の教育機能の回復

尼崎市では、普通教室まで避難者を収容することなく、体育館、特別教室等に対応することができた。

しかし、校舎等が被災した学校では、運動場に仮設プレハブ教室が建設されているため、体育館と運動場の両方が使用できず、体育活動面等で支障があった。

子どもたちの運動不足も心配されるとともに卒業式や入学式に体育館を使用できない状況が続くなかで、一日も早く学校現場での教育機能を回復することが、保護者や学校関係者からも強く望まれた。

❖(4) 集約化に向けた意向調査

避難所の集約化に向けた意向調査では、第2次避

施設別の集計結果

施設別	4月8日 避難者数	意向調査による 世帯数(人数)	
小学校	628人	282	623人
・4月末までに転出可		169	386人
・" 転出不可		113	237人
中学校	202人	92	185人
・4月末までに転出可		62	118人
・" 転出不可		30	67人
公共施設等	276人	115	236人
・4月末までに転出可		64	139人
・" 転出不可		51	97人
民間施設等	91人	42	80人
・4月末までに転出可		24	54人
・" 転出不可		18	26人
合計	1,197人	531	1,124人
・4月末までに転出可		319	697人
・" 転出不可		212	427人

避難所・避難者数の推移

月日	学 校		その他の施設		第2次避難所		合 計		備 考
	箇所	人 数	箇所	人 数	箇所	人 数	箇所	人 数	
1/17	54	4,875	34	2,980			88	7,855	23時現在
1/18	53	7,050	38	2,444			91	9,494	避難者ピーク（20時現在）
1/19	51	5,448	43	2,313			94	7,761	仮設住宅の建設開始
1/20	52	5,304	39	1,842			91	7,146	
1/21	53	6,111	38	2,513			91	8,624	
1/22	53	5,047	39	2,382			92	7,429	
1/23	55	5,553	36	1,540			91	7,093	
1/24	54	4,679	33	1,417			87	6,096	
1/25	56	4,288	32	1,411			88	5,699	
1/26	54	4,594	33	1,579			87	6,173	仮設住宅入居第1次募集開始
〃	〃	〃	〃	〃			〃	〃	
1/31	54	3,785	31	1,441			85	5,226	水道が全市域で復旧
2/10	53	3,225	28	1,263			81	4,488	
2/20	51	2,426	26	1,101			77	3,527	
2/28	50	1,963	25	868			75	2,831	
3/10	48	1,514	24	680			72	2,194	
3/20	44	1,179	22	456			66	1,635	
3/31	43	1,077	22	419			65	1,496	
4/10	39	731	19	315			58	2,169	
4/20	36	578	17	227			53	1,680	
4/28	29	349	8	58	12	142	49	1,013	第2次避難所への移動開始
4/30	4	106	3	21	12	267	19	543	
5/10	0	0	0	0	12	274	12	274	第1次避難所閉鎖
5/20					11	235	11	235	
5/31					10	176	10	176	
6/10					9	135	9	135	
6/15					0	0	0	0	第2次避難所閉鎖

難所を設置するための基礎データ、避難者の今後の生活設計、第2次避難所に対する要望などを把握するため調査を行った。

意向調査については、4月6日に各避難所へ調査担当者が出向き、調査票について説明し、配付を行い、4月8日、9日の両日に調査票を回収し、未記入部分については聞き取りを行った。

① 意向調査分析

意向調査結果については、各施設ごとに集約した。調査回収した世帯数（人数）は、531世帯1,124人であった。

そのうち319世帯697人は、4月末日までに避難所から転出できる見込みのある世帯であった。

しかしながら、212世帯427人については、4月末までに避難所から転出できるめどが立たず、引き続き、避難所に残る世帯である。

② 第2次避難所の選定

避難所の集約化を図るため、212世帯427人を受け入れることができる施設を選定した。

とくに、選定にあたっては、避難者の負担を少しでも軽減できるように第2次避難所までの距離、収容可能スペースの確保などに配慮するとともに空調設備が完備し、職員が常駐している公共施設（市民利用施設）の12か所を選定した。

また、洗濯機、掃除機、冷蔵庫等の電化製品の搬送、電源工事、プライバシー保護用の間仕切り板

(パーティション) 設置などを行った。

第2次避難所

- 本庁地区……本庁地区会館、労働福祉会館、総合老人福祉センター
- 小田地区……小田地区会館、高田幼稚園
- 大庄地区……大庄地区会館、稲葉荘分館
- 立花地区……立花地区会館、女性センタートレピエ
- 武庫地区……武庫公民館、武庫地区会館
- 園田地区……鶴の巣園

❖(5) 第2次避難所への移動のために

4月17日、第2次避難所への移動日を4月28日と29日にすることが災害対策本部員会議で決定された。

一方、避難所の集約化は、避難者の意向を無視したものであり「撤回」すべきとの抗議が尼崎被災者連絡会からあった。

4月20日と21日には市長部局からの応援職員(20人)の協力を得て、夜間に二人一組で58か所の避難所に出向き、移動対象世帯の187世帯392人に「第2次避難所への移動」についての説明を行った。

説明内容としては、①学校等の避難所は、4月末で閉鎖になること②第2次避難所への移動は、4月28日、29日の両日にしていただくこと、また、病弱者等で独自に荷物が運べない方については、申し出てもらえば、避難部で対応すること③第2次避難所での世帯ごとの間取りについては、希望を聞きながら公平に抽せんを実施すること④第2次避難所では、生活条件整備として、電化製品およびプライバシー保護対策としてパーティションを設置していること——などであった。

一部の避難所では、学校長や関係職員の説得にも難色を示していたが、粘り強く説得した結果、特別な事情(5月初旬に仮設住宅の鍵渡しを受ける世帯など)のある世帯を除いて順次、移動が行われた。

5月に入り、第2次避難所への移動や仮設住宅への入居等により大半の避難所は閉鎖することになっ

た。最終的に学校等の指定避難場所は、5月10日をもって閉鎖することとなった。

2 第2次避難所の運営

❖(1) 第2次避難所の運営

4月28日以降、順次、第2次避難所への移動が始まり、5月1日現在257人、10日には274人が第2次避難所で生活するようになった。

当初に調査把握した人数より減少した理由としては、調査後に仮設住宅に当選および家屋補修の完了などが主な理由であった。

第2次避難所となった施設は、施設機能を一部制限して大会議室、大広間、和室などの各室を間仕切りし、避難者を受け入れた。

施設の管理と避難者への対応は、勤務時間中は当該施設の職員または市からの派遣職員1人が、夜間と休館日については派遣職員1~2人が対応していた。避難部である教育委員会でも夜間待機のため3人の職員が夜勤体制をとり、緊急連絡などに対処した。

※ ただし、休園中の高田幼稚園では、昼勤務(午前9時~午後9時)と夜勤務(午後9時~翌午前9時)の2交代制で派遣職員が従事した。

当初、第2次避難所の運営では長期の避難生活のため、種々のトラブルが各施設で発生し、真夜中でも避難部に連絡が入り、各施設に出向くなどして対応に追われた。

避難者同士の喧嘩、飲酒による迷惑、受け入れ側の職員の態度が悪いと文句を言うなどいろいろな苦情が避難部に寄せられた。

しかしながら、日が経つにつれ、避難者も第2次避難所での生活に慣れ、徐々に落ち着きが見られるようになってきたため、夜間と休館日の管理業務については、5月16日から市の派遣職員から警備会社の警備員による委託業務に切り替えた。

委託後、避難者からの苦情などもなく順調に運営

がなされた。

※(2) 避難者に対する住宅相談等

5月15日現在、254人の方が第2次避難所で避難生活を送っていた。

避難部としては、避難世帯の今後の生活について相談・指導を行うための相談班を編成し、教育委員会の各部の部課長級を中心として、1チーム2人程度で20チームを編成した。

初回の相談・指導として5月22日、23日午後6時以降に各チームが第2次避難所に出向き、世帯単位に相談・指導を行った。

内容としては、アンケート調査票に基づいて①住所地の確認②自宅および借家の損傷具合と修理期間③仮設住宅申し込みの有無④り災証明、義援金の確認（全壊、半壊）⑤世帯として今後どう考えているかなどの確認⑥住宅部が第2次避難所に入所している世帯対象に住宅相談（仮設住宅の申し込み）を予定しており、住宅相談を要する世帯の把握——などであった。

また、避難者の震災時の住所地を現地確認するなど、実態把握に努めた。

5月26日、27日午後6時以降に住宅部と相談班の職員が第2次避難所に出向き、仮設住宅措置の必要な世帯に対して住宅相談・指導を行い、78世帯148人が仮設住宅に申し込むこととなった。

※(3) 第2次避難所の閉鎖

6月1日には避難者数が103世帯179人となった。また、6月5日には、78世帯148人が仮設住宅への入居が決定され、6月7日に仮設住宅の鍵渡しが行われ、14日までに第2次避難所から移転することとなった。

6月13日には、第2次避難所は7か所となり、避難者数は71人となった。そのうち57人が仮設住宅への移転予定者であり、そのほかの人も補修を終えた

自宅や新居などへ移るめどが立ったため、「避難所の閉鎖について」のお知らせの掲示を行い、15日の正午までに移転していただくよう伝えた。

6月15日には避難者数がゼロとなり、第2次避難所を閉鎖することとなり、5か月近くにわたる避難所の開設が「終焉」することとなった。

○ 避難所での保健活動

震災当日に避難所ができ、地域担当の保健婦が複数制で被災者の健康チェック、健康相談を実施することとした。

避難者はピーク時で91か所、9,494人でその後少しずつ減少したが、5月初めまで保健婦の訪問活動は続いた。

各避難所とも、一歩足を踏み入れると、厳寒期であるうえ、余震も続いたため、避難者の不安を助長させ、ショックと恐怖で緊張し硬い表情の人や、ふさぎ込んだ人もあり、避難所内は静まり返った状態であった。

その中を保健婦が一人ひとりに声をかけ、訴えに耳を傾け健康状態の把握をしていった。

1月末には支援物資の医薬品、衛生資材が届き、健康調査にあわせてこれらを配付しながら、巡回活動を続けていった。

具体的には、うがい薬やマスク、トローチ、カイロ、栄養剤や風邪薬などを持って全避難所を毎日訪問し、健康相談に限らずさまざまな要望や苦情を受けて回り、それぞれの担当部署との連絡調整なども積極的に行った。

避難所での避難者の健康状態については、厳寒期にもかかわらず十分な暖房も確保できず、そのうえ冷たい食事や老人や障害者にとっては過酷な状態であった。大勢での慣れない共同生活による体力の消耗や疲労、睡眠不足などで風邪が蔓延し始め、インフルエンザ流行の兆しがみられたため、厚生省が編成した医療班による予防接種が実施され、市としても協力した。

環境衛生面としては、換気の方法、ペットの飼育、トイレの清掃、うがいの励行、手指の消毒場所の確

保、保温、室内清掃、食品の衛生などについてビラ配付やポスター掲示を行い、全体に行き渡るよう配慮した。

また、避難所生活が長引くにつれ、避難者の中から血圧の上昇する人が目立ち始め、血圧測定を希望する人が多くなった。同時に今後の不安を訴えたり、相談する人が増え、相談を受けるとともにそれらの解決のための連絡調整が保健婦の役割としてさらに大きなものとなった。

さらに、要援護者の中には症状の悪化から緊急入院し、一命を取り留めた事例もあり、これらの人に対しては医療機関や老人施設への入所を施設に頼むなど個別に対応していった。

老人保健施設や特別養護老人ホームへの入所については、緊急時の国の対策とともに福祉事務所や当該施設の協力が得られ、スムーズに行うことができた。

しかし、日増しに慢性疾患を持つ避難者の症状の悪化やアルコールの問題が浮上したり、震災のショックと長期化した集団生活でのストレスからこころのケアの必要性も高まり、精神保健福祉相談員との連携により対応していった。

避難所での巡回相談の結果は、各保健所内でまとめ、健康状態や事例記録について、保健予防課で全市の集約をし、同時に保健所間では相互に避難所の地域による違いなどについて情報交換し、問題点や対策について検討しながら対応していった。

その結果、巡回開始当初は個々の健康問題の対応を中心に活動していたものから、必然的に避難所全体へと視点を移すこととなり、公衆衛生の視点に立った活動を行っていくこととなった。

1月末には尼崎市医師会により休日に避難所の健康相談が行われるようになり、地域の開業医との連携がより深まっていった。

5月初めには避難者の減少で避難所が集約化され、保健活動としては第2次避難所の開設にあわせて、この避難所訪問も実施することとし、6月中旬の避難所閉鎖まで毎日巡回健康相談を実施し、多くの市

民の心身の健康を支えていくことができた。

これらの活動については、保健婦以外にも避難所の諸問題への対応のために、24時間体制で別途職員を配置していたため、全体の日夜の健康に関することや環境の調整、被災者間のトラブルの解決について連携によりスムーズに対応することができたことも避難所の健康管理を考えるうえで重要な点である。

また、これらの活動は保健婦の日ごろの地域活動としてのネットワークづくりが非常時にも役立ち、結果として幅広い調整役としての機能が十分生かされたといえる。

なお、保健婦による避難所での保健活動は、第1次避難所については、延べ5,297避難所で3万3,749件の面接を、第2次避難所では延べ332避難所で1,847件の面接を行った。

○ ケア付き避難所

震災発生直後には、社会的弱者や病弱者についても、他の被災者と同様に避難所で生活することを余儀なくされており、本市としても保健婦などが医療機関や老人施設の入所を施設に頼むなど、個別に対応する程度の対応が限界であった。

しかし、被災者の避難所での生活が長期化すると、個別対応ではフォローしきれない病弱者への対応が見逃せない状況となり、平成7年3月1日から総合老人福祉センターにケア付き避難所が設置された。

設置の結果、難病患者2人、歩行困難者1人、脳卒中後遺症および心臓病の患者1人とその家族1人の計5人が入所した。入所者への対応としては、要援護者であるため保健所職員が輪番で24時間常駐した。さらに中央保健所から毎日2回巡回訪問を行い、病状の把握と相談を実施した。食事は長安寮で調理された。

このケア付き避難所は、3月27日以後、入所者が順次公営住宅や仮設住宅へ転居したことにより、5月27日をもって閉鎖（終了）となった。

●第3節 住宅対策

1 建物の解体撤去と災害廃棄物の処理

❖(1) 尼崎市地域防災計画と災害廃棄物の処理

① 障害物除去計画および環境整備計画

尼崎市地域防災計画（地震災害対策編を含む）では災害廃棄物処理について、障害物除去計画および環境整備計画として次のとおりその処理方針等が定められている。

1) 障害物除去計画

この計画では、災害によって発生した倒壊家屋や落下物等の障害物を自らの資力で除去できない場合などに、必要最小限度の日常生活を可能とするため、市長がその障害物の除去を行うこととなっている。あくまでも原則は個人負担であり、行政が積極的に倒壊家屋の解体まで行うような計画とはなっていない。

2) 環境整備計画

この計画では、災害時の環境衛生の万全を期するため、市長が避難場所等に発生したごみやし尿を迅速かつ確実に収集処理することとなっている。

② 阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理

災害時における廃棄物処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、市町村が行う災害廃棄物の処理に要する費用の一部を国が補助できることが規定されている。さらに「災害廃棄物処理事業費補助金交付要綱」では、その交付方針の中で補助対象事業の範囲を廃棄物の収集、運搬および処分と仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬および処分に限定していた。

しかしながら、今回の阪神・淡路大震災では、大都市直下型地震として過去に例をみない大規模かつ広域にわたる被害が発生し、倒壊家屋の解体をこれまでどおり所有者負担のままとした場合、被災地域復興の大きなネックとなるとともに被災者の経済的



解体申し込み受付の様子

負担の軽減の必要性などからも、これらの処理が重要な課題となっていた。

これらの課題に対応するかたちで、平成7年1月28日に国をはじめとする関係行政機関で構成する「兵庫県南部地震非常対策本部」は、個人住宅等の倒壊家屋の解体費用も全額公費負担とすることとあわせて自衛隊の積極的な協力を得る方針を決定・発表し、厚生省所管の災害廃棄物処理事業の一環で対応することとなった。

これにより、阪神・淡路大震災による建物の解体撤去および災害廃棄物の処理は、尼崎市地域防災計画の個別計画の枠組みを大きく超えた前例のない対応をすることになった。

③ 災害廃棄物処理における行政対応

1) 国の方針がでる前の対応

地震発生直後から国の方針がでた平成7年1月28日までの間の災害廃棄物処理については、主として尼崎市災害対策本部の建設部（土木局）が避難道路の確保や災害復旧作業の円滑化を図ることを目的として、落下した屋根瓦や崩れ落ちたブロック塀などの道路上のガレキの除去作業を業務委託により開始した。

2) 国の方針がでた後の対応

国が平成7年1月28日に個人家屋の解体などを含め、公費による災害廃棄物処理を方針決定した後、当時の保健環境局環境対策部が中心となり、公費解体に係る申し込みの受け付け準備を行い、1月30日

から倒壊家屋等解体・処理申し込み受け付け事務を市役所南館1階市民ロビーで始めた。

2月3日には、兵庫県南部地震に伴う迅速な災害復旧と被災地域の復興計画を策定するため、尼崎市長を本部長とする尼崎市災害復興本部が設置された。その事務局体制の中に建物の解体撤去を行う「災害廃棄物担当」が置かれ、各局室からの事務従事命令により部長以下31人の体制が整備された。その後、他都市の応援職員を含め、事務量の増加に伴う増員がなされ、最終的には8月7日に動態的組織として災害廃棄物対策室が設置され、室長以下37人体制で事務処理が進められることになった。なお、ガレキ等の処理処分を行う体制は、定常組織である当時の環境事業部が所管することとなった。

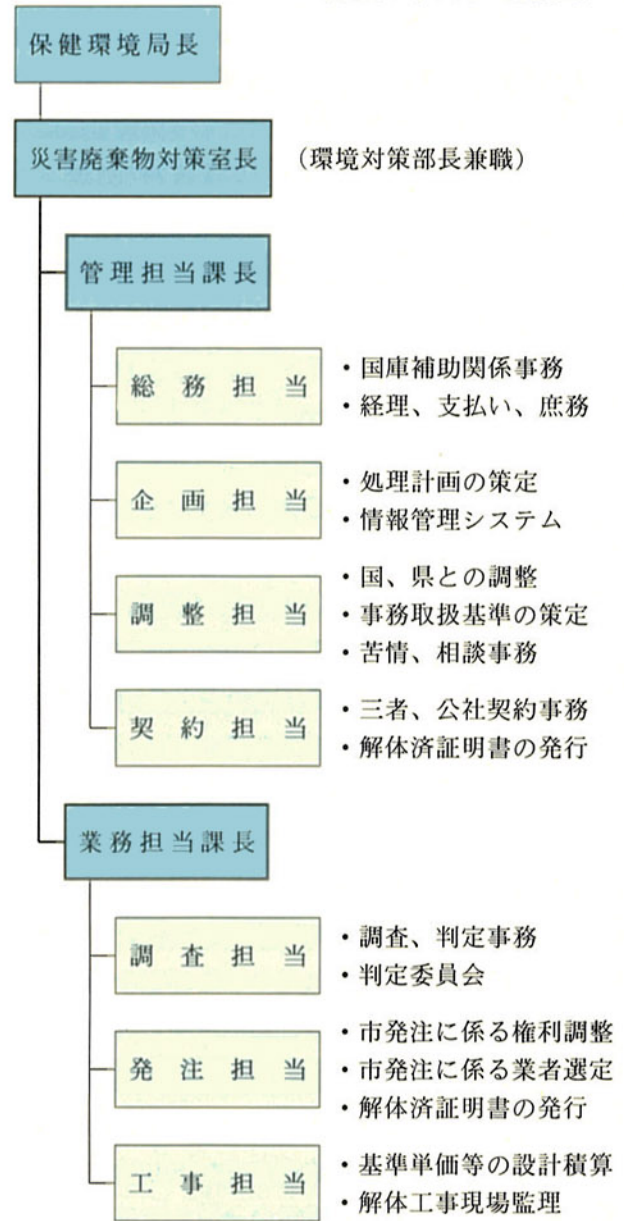
一方、震災で発生した災害廃棄物の処理状況を把握し、搬送ルート、仮置場および最終処分場を確保し、これを適切に処分することを目的として、国、県、関係市町および鉄道事業者等の関係機関で構成する「災害廃棄物処理推進協議会」が2月3日に発足し、定例的な協議が進められることとなった。これを契機として徐々に災害廃棄物処理についての取扱基準等が明確になり始め、解体処理が進められた。

④ 尼崎市における災害廃棄物処理スケジュール

倒壊家屋等の解体予定件数やガレキ等の発生量については、被害状況の調査や解体申し込みなどが進むにつれ増加傾向へと変化したため、その都度、総量把握に努め、月別の解体処理計画を策定してきた。また、処理スケジュールについては、平成7年度当初計画では、平成8年3月末までに建物の解体およびガレキ等を仮置場である武庫川ファミリーパークへ搬入し、平成8年度中に選別および最終処分地への搬出を終えることとしていたが、最終的には建物の解体は平成8年12月20日まで継続し、最終処分地への搬出および仮置場の復旧工事については平成9年3月末までとなった。

災害廃棄物対策室組織図

(平成7年8月7日現在)



※ガレキ等の処理処分については、定常組織である環境事業部の体制の中で対応した。

❖(2) 建物の解体撤去 (公費解体)

① 解体撤去の方針と対応

1) 国の方針 (厚生省)

前述のとおり、国は今回の大震災による被害の甚大さによる社会的経済的影響にかんがみ、早期復旧・復興と被災者の経済的負担軽減の観点から、平成7年1月28日に、これまで国庫補助対象外としていた

建物の解体費を含め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく災害廃棄物処理事業として位置づける方針を発表した。2月3日には倒壊家屋等解体・処理計画策定マニュアルが示され、2月28日には災害廃棄物処理事業費補助金交付要綱の一部改正、同日付けで阪神・淡路大震災にかかる災害廃棄物処理事業実施要領が実施された。具体的な国の基準等は次のとおりである。

▷ 事業の実施主体

災害廃棄物処理事業を行う市町

▷ 事業内容（建物の解体撤去関係のみ）

- ・大震災により生じた災害廃棄物の収集、運搬および処分を行う処理事業（一定条件のもとで大企業を含む）
- ・大震災発生後に、市町が解体の必要があると判断した家屋、事業所等であって廃棄物として処理することが適当と認められるもので、所有者の承諾のもとに市町が行う解体、収集、運搬および処分を行う処理事業。

なお、上記解体処理事業については、災害救助法第2条に規定する市町が行う事業に限るものとし、個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション（中小事業者のものに限る）、事業所等（中小事業者のものに限る）を対象とする。

▷ 事業費の財源

- ・必要とする事業費の2分の1を国が補助する。
- ・残りの2分の1は市町の起債（政府資金）により措置し、元金利子の償還時に95%の特別交付税措置がされる制度となっている。

2) 市の対応

国の方針を受け、当面、解体・運搬申し込みの受付準備および体制を整え、平成7年1月30日から市役所本庁舎南館1階市民ロビーで倒壊家屋相談窓口を設置し、受け付けを開始するとともにプレス発表を行い、本庁、各支所、避難所へ受け付け開始を知らせるポスターとピラを張り、広報に努めた。また、2月2日の市報あまがさき臨時号で、初めて受付要領を掲載した。受付期限は、当初2月末までとして



家屋の解体



自衛隊による解体

いたが、3月以降にも解体申請に訪れる市民が相次いだため、当分の間受け付けることとし、最終的には6月末まで解体申し込みの受け付けを継続した。

受け付けは、建物所有者等から解体・運搬申込書と固定資産評価額証明書を提出してもらい、その場で住宅地図への落とし込みを行うことにより、二重申請を防止した。また、当日受け付けた申請内容はすべて災害廃棄物情報管理システム（R:BASE4.5）に即日入力していった。この結果、解体済証明書の発行をはじめ、その後の市民要望に即応できると

自衛隊の応援状況

連 隊 名	応 援 期 間	延日数	重機等 延台数	延作業 人 員
陸 上 自 衛 隊 第 3 師 団	2 / 10)	82 日	1,244 台	3,908 人
第36普通科連隊	4 / 15			

作業実績：家屋解体 43件、ガレキ運搬 2件

もに、国による災害査定など、あらゆる面で事務処理の迅速化と効率化が図られた。この成果は今後の大災害発生時の良き前例として記録すべき事柄と考えるものである。

受付事務と並行して倒壊家屋等解体処理フローを作成し、実際の解体処理の準備を行うとともに、2月2日からは当面、危険性の高い倒壊家屋を自衛隊の協力により解体処理すべく建物の損壊度調査を自衛隊と共同で行った。2月7日には陸上自衛隊第3師団との間で「兵庫県南部地震に係る瓦礫等の処理に関する協定書」を締結し、2月10日から武庫地区を中心に自衛隊による解体処理を開始した。4月15日までの間に43件の家屋解体と2件のガレキ収集処理を行い、4月16日に作業終了式を行い自衛隊の協力による解体処理を終えた。

2月3日には災害復興本部体制の中に「災害廃棄物担当」を設置し、2月14日からは建物損壊度調査要領に基づき、解体申し込み建物の損壊度調査を開始した。調査体制は本市職員のほか堺市から常時3人、社団法人建設業協会から常時2人、さらに桶川市（埼玉県）から常時4人の応援を3月末まで受けた。4月から7月末までの4か月間は、佐賀市、延岡市、鹿児島市、那覇市からそれぞれ常時1人ずつ計4人の応援職員により対応した。

2月15日には、倒壊家屋等の解体単価を決定し、順次市内業者と解体工事にかかる単価契約を締結し、2月20日からは市との単価契約締結業者による解体処理工事が開始された。解体にあたっては、危険度

の高い建物から優先的に着手していった。

3月30日からは市と解体申込者と解体業者の三者で解体契約を締結し解体処理する方法（自己解体）が開始され、解体処理が本格化し始めた。

平成7年4月1日以降は新たな体制の中で、数々の課題や問題をクリアーしながら解体処理を継続し、最終的には平成8年12月20日をもって公費による解体処理を終了した。



応援職員による損壊度調査

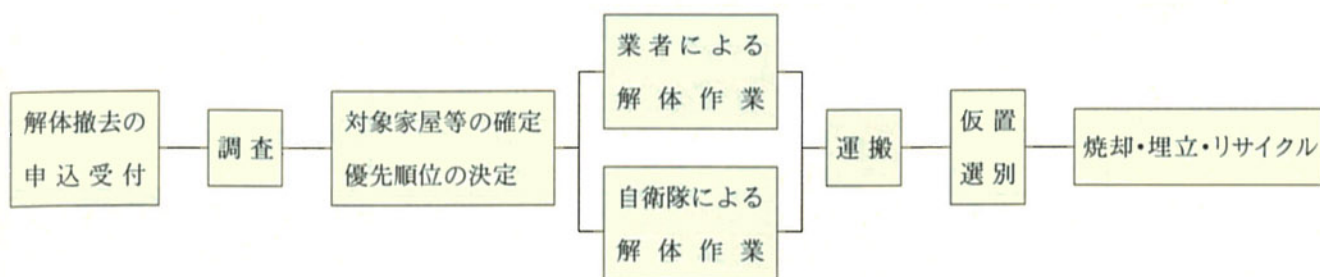


宮田市長が家屋解体終了式で自衛隊に感謝状を贈呈

他都市等の応援状況

都市名等	応援期間	延日数 (日)	延人員 (人)	1日 最大人員
大阪府 堺市	2/10~3/17	36	108	3人
埼玉県 桶川市	2/16~3/30	43	172	4人
佐賀県 佐賀市	4/1~7/31	122	122	1人
宮崎県 延岡市		122	122	1人
鹿児島県 鹿児島市		122	122	1人
沖縄県 那覇市		122	122	1人
(社)建設業協会	2/15~3/31	45	90	2人
計	2/10~7/31	612	858	9人

解体処理フロー



2 解体撤去の実施方法

1) 倒壊家屋等解体処理フロー

尼崎市では、倒壊家屋等を早期かつ安全に解体処理するため、倒壊家屋等解体処理フローを作成した。その概要は上図のとおりである。

2) 解体処理事業の対象

a 解体処理事業の対象は、国の実施要領等により、次のとおり定められた。

- (a) 個人住宅
- (b) 分譲マンション
- (c) 賃貸マンション（中小企業者のものに限る）
- (d) 事業所等（中小企業者のものに限る）
- (e) 中小企業に準ずる非営利法人等の家屋、事業所等
- (f) その他市が必要と認めるもの

※ なお、中小企業とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業の範囲とされた。

中小企業の範囲

業種	従業員規模・資本金規模
工業、鉱業 運送業等	300人以下または1億円以下
卸売業	100人以下または3千万円以下
小売業 サービス業	50人以下または1千万円以下

b 解体撤去の方法

尼崎市では、解体申し込みのあった建物等で、建物損壊度調査の結果、公費解体が可能と判断したものの解体撤去は、次ページ表の4つの方法により行った。

倒壊家屋等の解体撤去実施フローは次ページ図

のとおり。

c 解体撤去の単価

解体処理件数が膨大な数になる見込みであったため、建物の構造ごとに1㎡当たりの解体処理単価を設定した。設定した単価は、市発注においては、設定した単価で市内業者と単価契約を締結し、三者契約と清算処理においてはこれを公費負担の限度額とした。なお、構造上特殊なものや解体条件が著しく悪いもの等については、個別に設計し解体処理した。

解体撤去の単価は、下表のとおりであり、時期により単価が異なるのは、市内道路の復旧によるダンプトラックの運行条件の向上などにより、適宜、解体単価を改正したものである。

d 大企業等の取り扱い

大企業等の解体事業については、「阪神・淡路大震災にかかる災害廃棄物処理事業実施要領」で、適用除外とされており、その後、厚生省による取り扱い通知の中で一定条件を満たす大企業等について、

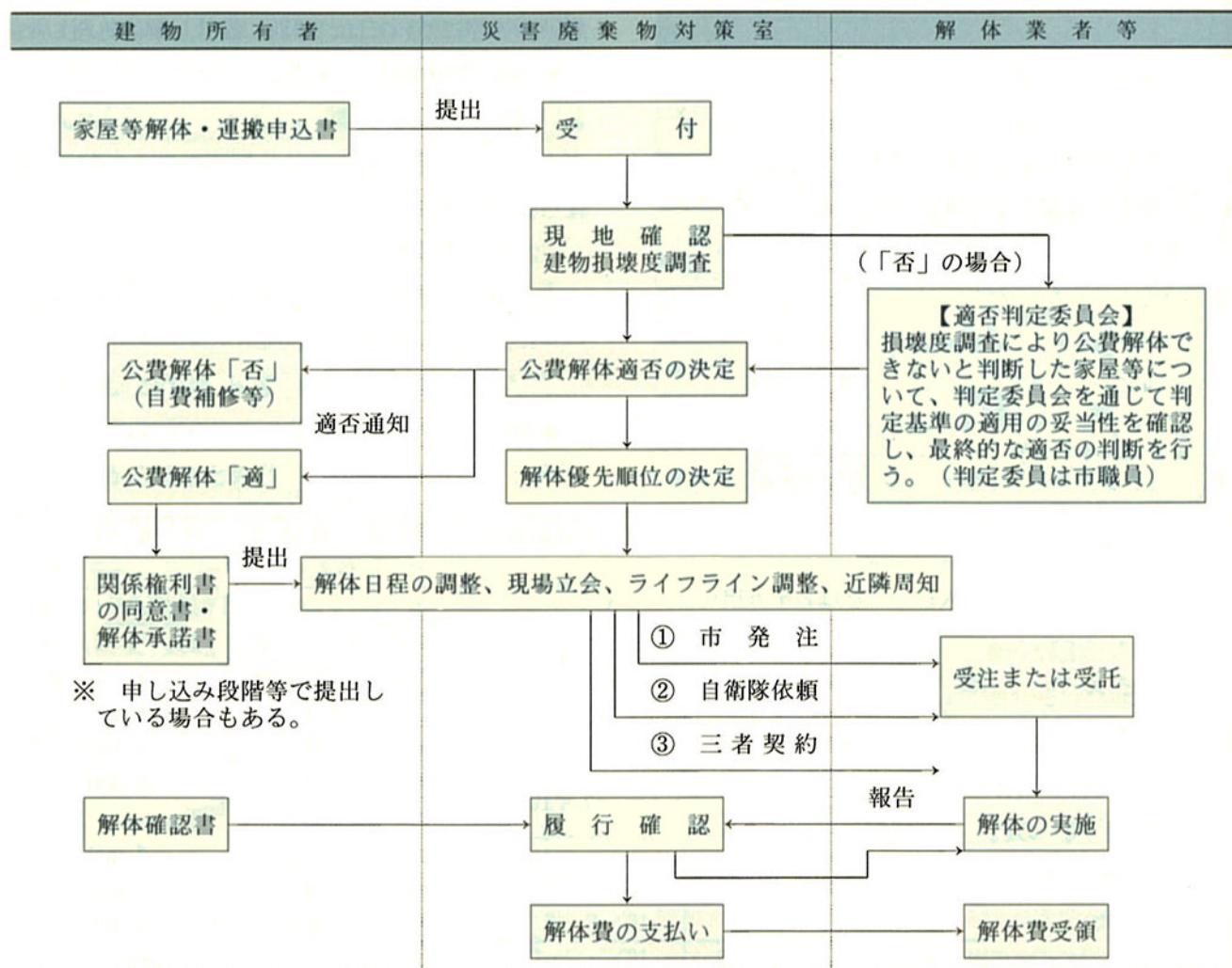
解体撤去の単価

単価適用期間	建物の構造等	単価(円/㎡)
7年1月17日	木造(半壊)	10,000~11,000
	木造(全壊)	9,000~10,000
7年6月4日	鉄筋・鉄骨(半壊)	14,500~15,500
	鉄筋・鉄骨(全壊)	12,000~13,000
7年6月5日	木造(半壊)	8,400
	木造(全壊)	5,100
7年10月31日	鉄骨(半壊)	10,000
	鉄筋(全壊)	(個別設計)
7年11月1日	木造(半壊)	7,800
	木造(全壊)	3,600
8年12月20日	鉄骨(半壊)	8,400
	鉄筋(全壊)	(個別設計)

解体撤去の方法

方法	窓口	内 容 等
① 市発注 (市解体)	災害廃棄物 対策室	・被災した建物所有者が解体の申し出をし、損壊度調査結果に基づき市が単価契約業者に工事発注し、解体処理を行う。
② 自衛隊	災害廃棄物 対策室	・被災した建物所有者が解体の申し出をし、損壊度調査結果に基づき市が自衛隊に依頼し、解体処理を行う。
③ 三者契約 (自己解体)	災害廃棄物 対策室	・①および②による方法が原則であったが、解体を要する倒壊家屋が膨大であり処理に日時を要するため、実態的に緊急性、必要性から市による解体等を待たず自己処理を行いたいとの要望が強かったため、市発注による解体を補完する解体方法として、三者契約による自己解体も採用した。 ・被災した建物の所有者が業者を選定し、当該家屋所有者、業者、市の三者で契約を締結し解体処理を行う。
④ 清算	外郭団体	・緊急性、必要性から、震災直後上記の解体事業に係る制度が整備されるまでに、自己処理したもの等について当該建物所有者からの申し出に基づき市が設定した解体単価を限度として解体費用の支払手続きを行う。 ・具体的処理については、(財)尼崎市環境整備事業公社に委託した。

倒壊家屋等の解体撤去実施フロー



受付件数・解体処理件数等状況

区 分	件数等	摘 要																
① 要解体処理件数	5,397件	(解体期限までに解体できなかった75件除く。)																
② 解体処理発注・完了件数	5,397件	<table border="0"> <tr> <td>○家屋</td> <td>4,878件</td> <td>○工作物・ガレキ</td> <td>519件</td> </tr> <tr> <td>・木造</td> <td>4,744件</td> <td>・工作物</td> <td>177件</td> </tr> <tr> <td>・鉄骨造</td> <td>119件</td> <td>・ガレキ</td> <td>342件</td> </tr> <tr> <td>・鉄筋造</td> <td>15件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	○家屋	4,878件	○工作物・ガレキ	519件	・木造	4,744件	・工作物	177件	・鉄骨造	119件	・ガレキ	342件	・鉄筋造	15件		
○家屋	4,878件	○工作物・ガレキ	519件															
・木造	4,744件	・工作物	177件															
・鉄骨造	119件	・ガレキ	342件															
・鉄筋造	15件																	
③ 解体処理進捗率	100.0%	(②/①)																

ガレキの収集・運搬および処分について（解体を除く）国庫補助対象とすることが明らかにされた。

一定条件とは、災害救助法の適用地域内に事業所を有する大企業等であって、次の要件のいずれかを満たすものとされた。

- (a) 地震発生後2か月の売上額もしくは受注額が前年同期に比べて20%以上減少したもの。
- (b) 被災事業者と災害救助法の適用区域内に事業所を有する事業者との取引依存度が20%以上のもの。
- (c) 災害救助法の適用区域内にある企業の事務所の従業員数の割合が20%以上のもの。

③ 解体運搬の受付および解体処理の状況

平成7年1月30日から公費解体にかかる解体運搬申し込みの受け付けを開始し、最終的に平成8年12月20日までに解体処理を行った件数は上表のとおり。

❖(3) 災害廃棄物の処理

1 倒壊家屋等解体に伴う災害廃棄物の処分

1) 震災直後

未曾有の大震災により、市内の多くの家屋が倒壊し、当初は災害廃棄物の発生量は、どの程度の量になるのか全く想像もつかない状況であった。

少なくとも、地震の規模からみて、かなりの量になるであろうということは察知できたことから、迅速かつ効率的に町中からガレキを撤去するための方策として、災害廃棄物の仮置場の確保が急務であった。

仮置場については、倒壊家屋解体に伴うものは1月26日に武庫川ファミリーパーク跡地に、一方、災害大型ごみは園田競馬場の第5駐車場と下水道局東部第1浄化センターに、また、災害可燃ごみは環境事業部第1工場南隣の(株)ダイソーグラウンドに、それぞれ決定した。

なお、ここでは、倒壊家屋等解体に伴う災害廃棄物の処分に触れることにして、災害可燃ごみと災害大型ごみについては、第2部第2章第2節7（88ページ）を参照。

組織体制づくりおよび震災当時の処理計画方針については、所掌事務としては、倒壊家屋解体から仮置場までの運搬は、環境対策部災害廃棄物対策室が対応し、仮置場以降の選別、運搬、処分は、環境事業部が担当することになった。その中で仮置場での選別、処分は、(財)尼崎市環境整備事業公社へ委託し、重機やダンプを借り上げて処理していくことになった。

さらに、市公社へは、不燃物の埋め立て処分先で

ある大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス尼崎基地）までの運搬業務も委託することになった。

また、木材を中心とした可燃物は、緊急避難的に、2月10日から野焼きすることで進めていた。

2) 武庫川ファミリーパークの受付業務

震災直後は混乱した中、1月26日に武庫川ファミリーパーク仮置場に災害廃棄物の受け入れを開始し、2月8日に武庫川ファミリーパークへのガレキ等の災害廃棄物の搬入受け付けを市役所本庁舎で開始した。

当初は倒壊家屋解体に伴う廃棄物をり災証明書によって受け付けていたが、便乗投棄もあり、このままでは経費的にも膨大になると判断し、受入許可の基準を次のとおり改定して実施した。許可の基準としては、り災証明書、固定資産評価額証明書を提出してもらい、当該証明書に基づき建物の面積を確認し、この面積に一定の係数を乗じたものを災害廃棄物の量と認定のうえ、さらにこれを車両積載容量で割戻した数値を許可台数として搬入許可証を発行した。また、混合物については1件に対し、原則1台のみ許可した。

感想

受け付けが始まると、毎日押し寄せてくる多数の市民の相談や手続きの対応に追われた。

その内容によっては県の指示・指導を必要とするものもあったが、運用の考えが確定しない部分もあり、現場サイドでは毎日答えを求められる立場上、たびたび窓口対応要領の追加、変更をする事態もあった。

受け付けと同時に市内だけでなく遠くに避難している市民からも電話による問い合わせが毎日多数あり、限られた職員と電話回線では対応しきれず、ある日突然に災害を受けた市民が歯がゆく感じられたことも多々あったと思う。

とくに当該事業が市民の財産を市が廃棄物として処理しなければならないとの制約上、後々の調査・契約・支払いの事務処理の過程で多くの困難を生じた。

そして、本許可書を武庫川ファミリーパークへ持参しないと、受け入れできないようなシステムを確立した。

3) 仮置場付近の地元調整

地元に対しては、当初、今回の大震災ということで、本市の意向についてはスムーズに進めることができたが、解体業者を中心とする災害廃棄物の仮置場への搬入車両の大渋滞により、付近の企業等から業務上の影響が非常に大きいとの苦情が多発していた。

さらに、野焼きによる周辺環境への影響についても苦情が寄せられた。

4) 災害廃棄物処理事業にかかる国の方針

国・政府では、厚生省所轄の下、平成7年1月28日に、従前の国庫補助事業における災害廃棄物処理事業に加え、倒壊家屋解体工事費についても新たに補助対象とする旨の発表があった。補助率は2分の1、残りは全額起債となり、起債の95%は交付税算入されるため、実質上の市の負担は、国庫補助対象額の2.5%となるというものであった。

この要綱等が文書通知されたのが、1か月後の2月末日ごろであり、平成6年度国庫補助内示がすでに県を通じ厚生省へ提出された災害報告に基づき通知され、内示額に整合した平成6年度分の国庫補助申請に基づき査定するというものであった。

また、予期していなかったことは、事業費の積算で、仮置場までの運搬費も含む解体工事費だけでなく、これに係る選別や運搬・処分、さらには、災害大型・可燃ごみも含め、単なる業者見積だけではなく、比較設計を含めた公共単価、歩掛等、いわゆる詳細設計書を作成することが要綱上の制約条件となっており、膨大な事務量になることは必至であるということであった。

そこで、厚生省所轄の国庫補助の実務経験者も含めた職員数名の応援体制を、3月1日から組み、最も基礎となる廃棄物の発生量の予測を行ったうえで解体から処理処分までの一連の設計業務に連日徹夜が続いた。

また、このとき平成7年度当初国家予算は未措置のため、国家補正予算が成立する6月までは、災害廃棄物処理事業を継続して進めることができるよう、市の予算でも平成6年度の繰越でつなぐようにとの指示も新たに聞き、市予算も所定の手続きを行っている。

5) 平成6年度災害廃棄物処理事業の国庫補助査定

平成7年3月14日、神戸市内の会場で、厚生省査定を大蔵省近畿財務局（当時は近畿財務局の応援のため東海財務局立会官）の立ち会いの下、兵庫県環境整備課職員も加わり受検した。

査定内容は非常に細かく、厳しい指摘が多くあり、査定当日の2日後、徹夜の査定の結果、国庫補助金を満額確保した。

また、平成7年度国家予算要求のための設計書も4月7日に提出している。

このとき、災害廃棄物処理計画もあわせて提出しているが、その中でも、廃棄物発生原単位の根拠（建物構造別で延床面積1㎡に対し、可燃物、不燃物別の発生T数および比重の根拠）も算出のうえ、建物構造別解体面積に基づき、災害廃棄物の発生見込み量とその処理方法などについて検討した。その結果、全体計画として、約60万8,000tになった。

このときの処理の方法としては、不燃物についてはフェニックスへ埋め立て、木材を中心とした可燃物については、他都市や民間処理業者での処分、さらには、野焼きの代替措置になると予測していた後述する仮設焼却炉の処理も計画した。

6) 災害廃棄物処理計画の本格的な策定

平成7年度国家補正予算要求のための処理計画の提出後5月からは、本格的に処理処分のほうの実施計画を確立していく必要があるとして、60万8,000tの全体基本計画量に基づき、県環境整備課からの情報、指導も受けながら、個々の処分先の配分と他都市や民間処理業者の確保および契約事務の作業が本格的になったのはこのころからである。

このときの処理計画の考え方は次のとおりであっ

た。

可燃物の処理については、

- 野焼きについては、5月末で中止のうえ、仮設炉で焼却、焼却灰はフェニックスで埋立処分する。
- 金属等不純物が多くフェニックスで受け入れ拒否となった大量の野焼灰については仮設炉建設スペース確保のため、短期に大容量の受け入れができる処分場へ依頼する。
- 木材の中でも柱等の良質のものは、民間業者で再生してもらう。
- 仮設炉が本格的に稼働するまでは、破碎機の導入により木材をチップ化のうえ、大阪府下都市の焼却炉で処理を県の指導の下、依頼する。
- さらに、チップ化されたものは、市内民間業者で焼却する。

不燃物の処理については、

- コンクリートガラで比較的大きいものは、再生利用として民間業者に依頼する。
 - その他については、フェニックスで埋立処分する。
- また、民間処理や他都市での処分依頼について労力を要したところは、
- 相手側の受け入れ条件（1日当たりの搬入量、時間帯、搬入経路等）に相当な制約条件が加わること。
 - とくに、他都市の処分については、その費用が無償と考えていたものが、相手側の条例や規則等に基づく処理料金が必要となったこと。

などであった。

そして、6月ごろから仮置場の搬出、運搬処分が本格的に稼働しだしたが、不慣れな点もあり、相手市からクレーム（登録された車両で搬入されていない。交通渋滞のため搬入時間帯に遅れ、閉まっている投入扉の前にごみをダンピングしたことなど）があった。

また、運搬業者からは渋滞がひどく、これでは仕事にならないといったクレームも寄せられた。

いずれにせよ、非常事態であったこと、不慣れな面が多々あったため、軌道に乗せるには相当時間を要したのは事実である。

7) 仮置場の処理状況

廃棄物の受け入れは、可燃、不燃、混合の3種類であり、解体現場であらかじめ3種分別を行い、置場に搬入された。

搬入される時、あらかじめ市役所本庁舎で発行した許可書を確認、指定された山（可燃、不燃、混合）に投棄される。仮置場の面積が狭いので、重機により上へ上へ積み上げていった。

一方、貯留された「可燃」については、完全に分別はできていないため、「混合」と同様、主に重機（スケルトンパケットとクラップルパケットを使用）により木材ごみ、畳、金属等に選別し、これらのものを新たに貯留し搬出した。

木材の中でも柱など再生可能なものはあらかじめ別に貯留のうえ、搬出し、また、大阪府下都市等へ搬出する木材は破砕機によりチップ化した。

そして、仮置場に設置された仮設焼却炉へも木材を運搬した。

残ったものは、土類がほとんどであるが、小さな木切れ等がかなり残っており、このままでは、フェニックスで処分してもらうことはできないので、さらに、水選別を行った。

また、平成8年3月ごろからは、選別作業効率を上げるため、選別機も導入した。

一方、不燃物については、フェニックスの受け入れ条件でもあるコンクリート破片の大きさ300mm以下にする必要があったため、重機（ブレーカー）により破砕して対応した。この際、鉄筋等は金属としてクラップルでつまみ出し選別した。

8) 7年度国庫補助査定前の厚生省事前ヒアリング

厚生省から平成7年度国庫補助査定前の事前ヒアリングを東京で行うため、処理計画とあわせて設計書と様式約40枚に数値を記入、さらに廃棄物発生原単位の積算根拠を提出せよという指示があり、この作業に日夜追われた。

ヒアリングは7月17日に行われた。数々の質疑応答があった中、厚生省から指導されたことは、今後

予定される7年度査定は平成6年度より厳しい状況になり、場合によっては多額の市単独事業費が発生することも懸念されるため、事業費圧縮を図ることであった。

すでに、国家予算は赤字国債で賄われており、平成6年度よりさらに厳しいという情報は、5月ごろ本市が入手していたため、5月2日に阪神間被災各市による事業費確保の緊急要望は行っていたものの、厚生省ヒアリング後さらに阪神広域行政圏都市協議会を通じ、上京陳情も行っている。

9) 災害廃棄物処理計画の見直しと平成7年度国庫補助査定

いよいよ平成7年11月7日から8日にかけて2日間、厚生・大蔵査定が実施されることが決まり、平成7年度の査定設計書の作業に着手したのは10月ごろであった。

また、設計に係る基礎となる災害廃棄物処理計画の見直しもあわせて行われた。

作業中、すでに査定が行われている淡路島など他都市の情報が県から流れるたびに、作業が後戻りの繰返しであった。

処理については、新たに、「混合」や畳、さらにはごみの処分費等新たな設計項目も加わった。

そして、査定当日、予想どおり平成6年度にもましてより厳しく、一部カットされたものがあったが、無事通過した。

10) 処理が進ちょくするに伴って

査定も終了、平成8年1月に内示があり、補助申請も無事終了した年度末にかけて、処理は順調に進んでいった。

処理が進むにつれて新たに判明したことは、

- 仮置場の木材の山が減るにつれて、分別が徹底されていなかった震災直後の廃棄物であったためか土砂まじりのものが目立つようになってきたこと。
- 下のほうは相当圧縮されてきており、搬出重量がかさむ割に、仮置場の山の容積が減らないこと。
- 木材についても良質のものが減少、木切れ等が多くなり、選別効率が大幅に悪化していったこと。

これらが問題になり、重量も査定量を超えるのではないかと心配された。

また、仮設炉が本格的に稼働したころから、他都市への処分委託は取り止め、一部木材再生の運搬量を落としながら経費節減に向けた努力も行った。

11) 再度の災害廃棄物処理計画変更

平成8年度になって4月に搬出量が67万4,000tを超え、災害廃棄物処理計画を再度見直す必要が生じ、その結果、比重等も見直し、全体計画量として86万3,000tを算出した。

査定量より大幅に増え、事業費が国庫補助の枠内にはまるかどうか懸念された中、不燃物の処分はさらに単価の安い扇町の神戸製鋼跡地に変更して経費節減を図ったが、ついには事業費がはまらず、しかも実績がかさむにつれ、補助清算の必要性が生じ、補助単価も見直したところ、単価差として対応すべき点も見受けられたため、補正予算措置を平成8年度にあわせて行った。

このとき、全体計画量について約3割の狂いが生じたことで痛感したことは、仮置場の受け入れ時に計量器を設置していなかったことであり、正確な廃棄物量の重量を計測できなかった点である。

12) 最終段階となった処理の状況

仮置場への災害廃棄物受け入れの受付業務も平成8年12月20日に締め切り、災害廃棄物の処理も最終段階をむかえていた。

しかし、補正予算措置時までに見込んでいた可燃ごみ、不燃ごみの量に誤差が生じ、処理費が高い可燃ごみが増え、処理費が安い不燃ごみが減ったため、処理費に不足が生じる恐れが出てきた。

そこで、限られた予算のなかで災害廃棄物の処理と仮置場の原状復旧を行うため、今まで選別業務と処分業務を分けて業者委託していたのを、一括して(財)尼崎市環境整備事業公社に委託し、予算の枠内で執行できるように処理方法を変更した。

仮置場に計量器と大型選別機を導入しなかったことが、災害廃棄物の全体量の確定を遅らせ、何回も処理計画が変更となった原因であったと思われる。

❖(4) 仮設焼却炉の設置

災害廃棄物となる倒壊家屋解体等に伴い発生したガレキのうち、木材等の可燃物については、本市の保有している焼却炉の能力に余力が全くないことから、震災発生後、野焼きに頼って処理していた。

この処理は、震災という異常事態に対する緊急措置としてなされていたものであった。

しかし、いつまでもこれに頼って処理すること自体、推計処理量からみても不可能なことが明らかであった。

そこで、木材等の可燃物の処理は、他都市が保有している焼却炉での焼却、民間企業での木材再生または焼却処理等を依頼する方策で検討したが、依頼先の受け入れ可能量に限界もあることから、本市で仮設焼却炉を設け、あわせて処理していかないと仮置場での貯留量がオーバーしてしまうことになる。

また、国庫補助要綱でも、仮設焼却炉が新たに補助対象となる旨の通知があったことから、平成7年4月ごろからその計画に着手した。

まず、基本的な仕様条件としては、バッチ燃焼式焼却炉（以下「バッチ炉」という）とするのか、連続式機械炉（以下「機械炉」という）にするのかの選定であった。

これについては、大手メーカーが推奨していた機械炉方式が最もよい方式であることで、まずは提案した。

しかし、経費等から最終的には機械炉とバッチ炉を含めて入札に至り、価格競争を行った。

次に、契約方法、予算措置については、当時厚生省は、仮設焼却炉は工事請負契約として契約のうえ、市の財産として取り扱うようにとの指導があり、処理の委託となれば国庫補助対象外になるとのことであった。

しかし、工事請負として契約すると、法定耐用年数が7年であるために、災害廃棄物の処理が完了したとしても減価償却しきれず、残存価値が残ったまま撤去することになることから、国庫補助金の返還

が生じることになり、国や県に対し、あくまでも処理の委託として契約したい旨を伝えた。しかし、国からは民間の処理施設の中で廃止される予定のところでもさがして、中古品で代用するようにとの指導があった。現実、時間的な制約の中で中古品を探すことは至難の技でありとてもできなかった。

このような状況の中で本市としては、国の方針に反し、最悪、単独事業費覚悟で処理の委託で契約した。その後、厚生省と大蔵省との協議の中で、仮設焼却炉は処理の委託でも国庫補助対象となるとの結論になり、担当者は胸をなでおろした。

また、予算措置の問題は、7年度当初予算には計上されておらず、野焼きの中止時期と仮設炉への切り替え時期がポイントとなり、しかも予算措置の時期も問題となった。

当時、野焼きは他都市でも4月から5月にかけて中止のうえ、仮設炉へ切り替えていた。それに加え、県からも野焼きを中止するよう指導文書も届いた。本市もついに5月末で中止するに至った。

この時期は、倒壊家屋の解体工事が全盛期になり、民間処理や他都市での処理を行ったとしても能力に限りがあることから、たちまち仮置場がパンクすることになった。一刻も早く仮設炉の契約締結が必要なことから、6月補正予算に計上することになった。

そして、契約の方法については、補正予算とあわせて、仮設炉による処理について、参画の意思がある業者12社を相手に、事前見積、設計図書の審査と技術ヒアリングを実施のうえ、該当する業者の他都市や民間処理施設の視察を行った。その結果、12社は本市にとって問題がないとの結論に達し、補正予算可決後、災害廃棄物の焼却処理業務委託は、業者側に1基当たりの標準能力があることから基数は指定せず、(その1)は120T/日、(その2)は80T/日の2つに分割発注して入札に至った。その結果、2社ともパッチ式焼却炉となったものである。

(その1)は、40t/日×2基と20t/日×2基の計4基で日量120t、また(その2)は、40t/日×2基で日量80tを処理することになった。



仮設焼却炉(その1)の作業



仮設焼却炉(その2)の作業

❖(5) 仮設焼却炉の稼働

災害廃棄物焼却処理業務委託に係る仮設焼却炉は、(その1)は、平成7年8月23日に稼働した。また、(その2)は、平成7年8月29日に稼働した。

【処理体制】

仮設焼却炉に係る処理体制は、廃木材の置場からの廃木材の選別、搬入、および焼却灰の積み込みから搬送処分は、(財)尼崎市環境整備事業公社が担当し、廃木材の計量から焼却までは本委託業務内とした。

仮設焼却炉の担当課としては、通常の業務に加えて当該業務における業者への連絡調整や現場監理、(財)尼崎市環境整備事業公社との搬入廃木材等に関する連絡事項、さらに国庫補助申請事務、また施設復旧に係る国庫補助申請事務や工事監理などが新たな業務となり、膨大な事務量になった。その結果、事

務がふくそうする中で仮設焼却炉に係る業務以外の通常業務まで、なかなか手が回らない状況に陥ったが、なんとか無事完了できたことは幸いであった。

ただ、現場の常駐監視業務は、局の係長以上の管理職員の応援で対処した。

【処理上の問題点】

焼却業務を開始後、廃木材に混入する土砂が多く、バッチ燃焼式焼却炉の宿命から、炉内に土砂分が堆積していくため、クリンカーの発生や燃焼効率の低下など、焼却炉運転において支障となった。

そこで、(財)尼崎市環境整備事業公社側に搬入廃木材の土砂選別をより細かくするよう申し入れ、クラップル（重機）による選別・積み込み作業をスケールトン（重機）による作業に変更するようにした。

また、スケールトンで選別できない廃木材等は、プールでの水選別を施して搬入することにした。

災害廃棄物の処理については、誰もが初めての経験であり、種々の情報の中で震災廃棄物を受け入れるにあたり、当時の混乱した中で十分検討することなく、受け入れてしまったのが後の処理業務を困難なものにした。



搬入廃木材の状況

反省

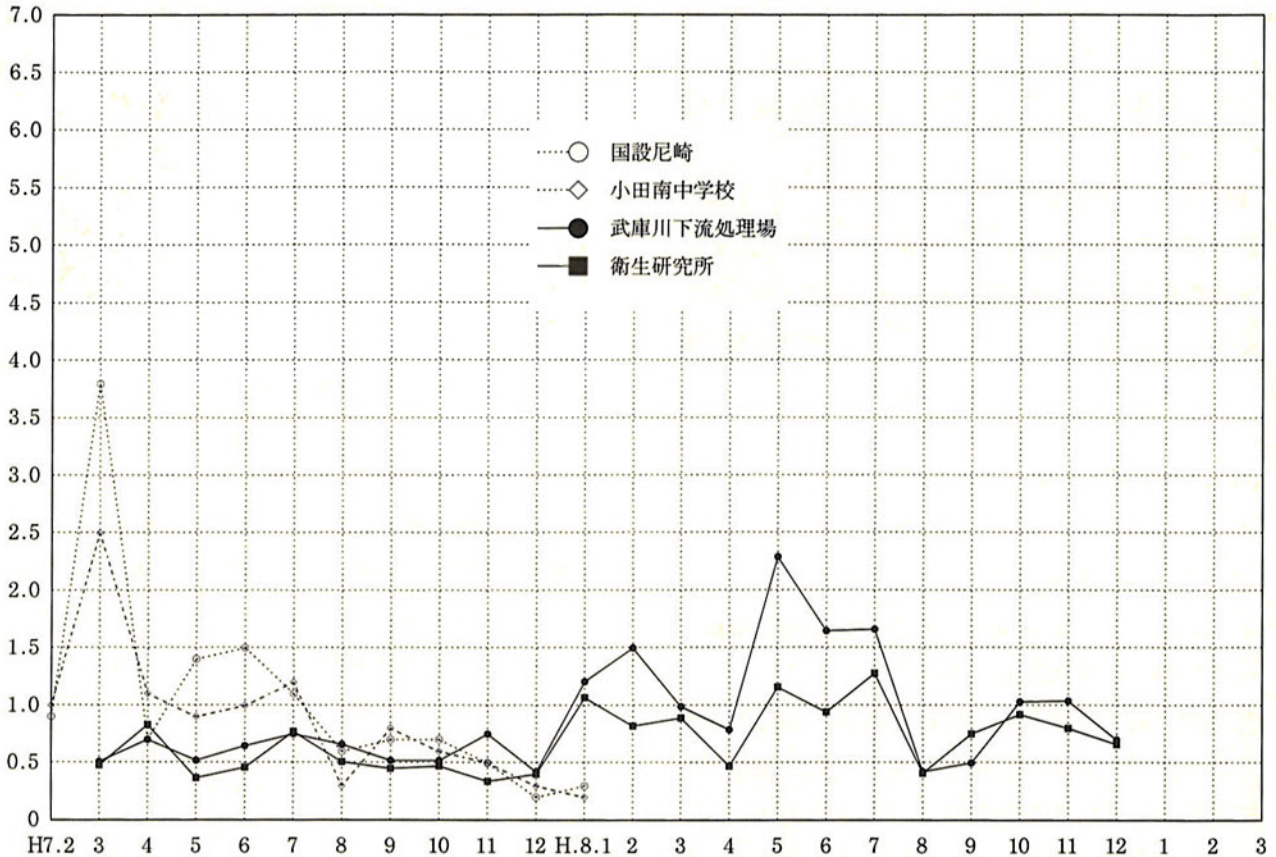
今回の未曾有の大震災に伴う災害廃棄物の処理は、誰もが初めての経験であり、混乱した中で処理をしていかなければならない状況であったが、振り返ってみた場合、災害廃棄物の受け入れに際しては、分別（土砂・ガラ・廃木材・その他などに）を徹底して搬入するようすべきであり、その監視体制の強化も必要である。また、解体業者等をはじめ、関係業界に理解してもらうことも重要である。

今回のような災害時も考慮して木材等の可燃物処理は、本市の処理施設で処理できるようゆとりを持った施設整備を行っておくことが基本であるが、やむをえずできない場合は、仮設焼却炉および他都市や民間処理施設での処理が必要であり、日ごろからそのルートの確保等について検討しておく必要がある。

また、仮設焼却炉を設置する場合は、効率的な処理および公害防止の面も十分考慮した機械炉を採用することが望ましいと考える。

さらには、災害廃棄物の処理全体のことであるが、解体だけではなく処理も含めた一体的な専属組織を震災発生後ただちに発足させ、災害廃棄物処理基本計画の策定、設計業務等を行い、業務に専念できるような体制が不可欠である。

市内のアスベスト濃度の推移



アスベストの一般大気環境濃度レベル

地 域	昭和60年度			平成3年度			平成5年度		
	検体数	検出範囲	幾何平均	検体数	検出範囲	幾何平均	検体数	検出範囲	幾何平均
幹線道路周辺地域	140	ND~10	1.0	38	0.2~2.3	0.61	60	ND~3.7	0.43
住 宅 地 域	110	0.26~6.2	1.2	30	0.09~2.9	0.34	59	ND~1.2	0.14
商 工 業 地 域	84	0.30~6.1	1.2	38	0.2~1.9	0.67	60	ND~1.3	0.17

❖(6) アスベスト対策

① 概要

震災後、倒壊家屋の解体・撤去工事に伴い、発癌性のあるアスベスト粉じんが飛散するおそれが懸念された。

このため、本市では、国・県の支援を得て各種のアスベスト対策を実施した。

② 市内のアスベスト濃度の推移

震災直後の2月から、環境庁の震災に伴う緊急環

境モニタリング調査が実施され、本市でも2地点が調査対象となった。

また、これとは別に2地点について本市独自の調査を3月から開始した。

その結果は上図のとおりであり、一時期高濃度がみられたが、おおむねわが国の都市地域の環境濃度の変動の範囲内であった。

また、大気汚染防止法の工場の敷地境界線での規制基準である10本/lは大きく下回っている。

3 アスベスト粉じん対策に係る業者指導等

1) 業者指導

本市では、公費解体申請窓口等でパンフレットを配付し、市外業者を含めアスベストの飛散等に対する指導を行うとともに、市報を通じて注意を呼びかけた。

2) 倒壊家屋の吹き付けアスベスト調査

平成7年3月19日から8月16日までの間に、解体申請のあった建物のうち、鉄骨・鉄筋構造のもの188施設すべてについて吹き付けアスベストの実態調査を行った。

その結果、アスベストの使用を確認したものが4施設あり、内訳は公費解体の判定が否のもの1施設、申請を取り下げ修理したもの3施設であった。

したがって、吹き付けアスベストを使用した建物の解体は行われなかった。

3) アスベスト対策に係る基本方針の策定

平成7年5月、「震災による損壊建築物の解体・撤去工事に伴うアスベスト飛散防止対策基本方針」を策定し、昭和50年以前に建築された鉄骨・鉄筋構造の建築物を解体・撤去する場合に、事前調査を行い「解体・撤去を行う建築物における吹き付けアスベストに関する調査報告書」を提出することを義務づけた。アスベストの使用が確認された場合には「吹き付けアスベスト使用建築物に係る解体・撤去工事完了報告書」を提出するものとした。

4) 防塵マスクの配付

市報あまがさきで、マスクの着用を呼びかけるとともに、県・労働基準局の協力を得て、保健所等で防塵マスクを配付した。

2 応急仮設住宅の建設

震災直後から、家屋の倒壊や焼失により住宅を失った被災者に対する早急かつ大量の応急仮設住宅の供給が本市の当面する最大の課題となった。

そこで、都市局は、公営住宅供給所管局として、また住宅建設のノウハウを有する部局として、地域防災計画地震災害対策編で定められている事務分掌にとらわれず応急仮設住宅の建設に取りかかっていった。以下、震災当日から応急仮設住宅2,218戸の発注経過を記述する。（発注元は県であり、戸数・用地選定は市で行っている）

場所別建設戸数は、次ページ表のとおり。

1月17日午後8時過ぎ

市有地を中心に建設候補地の選定に着手

1月20日～2月17日

〈第1次発注分〉	計	250戸
小田南公園内	A地区	150戸
	B地区	100戸

※小田南公園は本市地域防災計画地震災害対策編で応急仮設住宅建設予定地として指定されている。

1月25日～3月8日

〈第2次発注分〉	計	200戸
東園田野球場・庭球場		

2月1日～3月28日

〈第3次発注分〉	計	184戸	
椀田公園	42戸	道意公園	70戸
高田公園	40戸	大庄公園	32戸

2月9日～3月26日

〈第4次発注分〉	計	466戸	
小田南野球場	170戸		
神崎町Ⅰ期（市有地）	32戸		
神崎町Ⅱ期（株トヨタ自動車所有地）			264戸

2月25日～4月30日

〈第5次発注分〉	計	360戸	
二本松公園	32戸	蓬川公園	50戸
北難波公園	20戸	名月西公園	16戸

名和公園 16戸 次屋国有地 20戸
 友行公園 16戸
 猪名川公園野球場 104戸
 東難波町（旭硝子(株)所有地） 46戸
 北城内（歴史博物館建設予定地） 40戸

4月4日～5月12日

〈第7次発注分〉 計 726戸

記念公園サブグラウンド 80戸
 橘公園野球場 144戸 今福公園 12戸
 富松北公園 12戸
 南城内（金井重要工業(株)所有地） 14戸
 久々知3丁目（麒麟麦酒(株)所有地） 32戸
 食満1丁目 24戸 大西新町公園 36戸
 下稲葉公園 12戸 川辺公園 12戸
 昭和公園 8戸 名月公園 12戸

向田公園 12戸 武庫庄公園 12戸
 大物川緑地 14戸 友行西公園 12戸
 田能西公園 40戸 浜田公園 16戸
 潮江公園 76戸 長洲公園 8戸
 南台公園 8戸
 二十公園 8戸 福住公園 8戸
 名神町1丁目 24戸 菜切山町 12戸
 大西町1丁目 12戸 潮江1丁目 18戸
 小田南公園（高齢者・障害者向） 24戸
 三反田1丁目（高齢者・障害者向） 24戸

6月23日～7月20日

〈第9次発注分〉 計 32戸

額田町（関西ペイント(株)所有地） 24戸
 小田南公園A 8戸

7月20日 すべて完成 総計 2,218戸

応急仮設住宅場所別建設戸数

（平成7年7月20日現在）

区分	公園	スポーツ施設	民有地等	学校	公団社公	その他公共用地	合計
箇所数	31	5	8	0	0	6	50
建設戸数	934	698	434	0	0	152	2,218

反省

1 建設用地について

① 建設不可能地の発生

地域防災計画地震災害対策編で応急仮設住宅建設予定地として指定されている場所の中に、地盤沈下や液状化現象により事実上住宅を建設できない場所があったこと。

② 用地（公園等）の配置計画

今回のような大災害時には大量かつ早急な応急仮設住宅の建設が必要となるが、大量の住宅を建設しえる公園等の大規模な公共用地は、市域の周辺部に存在するのが実情であり、今後の公園配置計画等において検討の余地がある。というのは、被災者の便利な場所、あるいは従前居住地に近いところで入居したいという実情があったからである。

③ 建設面積の狭小化

発注を重ねるにつれ建設用地の面積が狭小化してきて、目標建設戸数になかなか到達しなかった。

2 建設戸数の決定について

被災者数の把握については、マニュアルがなく、非常に困難であった。したがって、倒壊家屋や避難所における実態調査等から概数を把握し応急仮設住宅の申し込み状況等をにらみ、建設戸数を決定していった。

3 建設、入居後において

① 大量・短期間建設による弊害

今回の震災においては、未曾有の被害からの復旧という観点から、大量の応急仮設住宅を短期間で建設することが至上命令であった。そのため、均一な性能および規格の応急仮設住宅の確保に重点がおかれ、高齢者・障害者向け等の応急仮設住宅建設が後回しとなり、所帯数に応じた規模の住宅も最後まで供給されなかった。

また、建設用地を次々と確保していく中で、整備済の宅地もあれば、敷地整備や排水対策を大至急行

うべき用地もあり、結果として基盤整備が不十分なところでは入居者から多くの指摘があった。

② ライフライン整備等の対応

道路、下水、水道、電気、ガス等の整備は、住宅建設に伴い不可欠であり、関係部局や隣接市との柔軟かつ素早い相互連携による早期対応が必要であった。

③ 付属設備設置について

底やスロープの整備、エアコンの設置、台風対策等について入居者から多くの指摘がなされたにもかかわらず7年度以降の対応となってしまった。

4 今後の課題、提案等

① 住宅被災者の救済方法の選択肢

被災直後は自宅に住めなくても、資力的に余裕があり比較的早期に自宅の再建や修理が可能なり災者向け住宅として、避難所と応急仮設住宅との中間的な形態としての集団的な生活を送りつつ、個々のプライバシーが一定確保できる簡易な設備を装備した中間施設の建設も提案したい。

住宅の被災内容を早期に十分把握でき、被災状況に応じた種々の方策や対策を講じるという前提条件はあるが、今後の大震災に備え、被災者救済において今少し幅広い選択肢を準備しておくことも一考されたい。

② ケア付きコレクティブ住宅

第7次発注として建設された地域型応急仮設住宅（高齢者・障害者等向け応急仮設住宅）後の恒久住宅として、都市局ではケア付きコレクティブ住宅を計画し、福祉局の協力も得て、同住宅の建設に取り組もうとしたが、最終的に日の目を見ずに終わったことも、大震災から復興を図るためのモニュメントとして、また、始まりつつある高齢化社会での今後の住宅のあるべき方向といった観点からもそのさきがけとなりうるものであり、残念でならない。

3 災害復興公営住宅の建設

※(1) 災害復興公営住宅の供給戸数

震災復興計画のうち住宅復興計画は、震災で失われた住宅の復旧・復興を早期に図り、災害に強く、高齢者等にやさしい安全で快適な恒久的住宅を供給することを目的とするものである。その緊急性にかんがみ、平成7年度から9年度までの3か年計画とされた。

その基本的な考え方は、恒久的住宅の供給を市・県・公団・公社等公的事業主体が積極的に行うことを柱に、まちづくりと一体となった住宅供給を行い、あわせて、民間住宅の復旧・復興促進のため、積極的な再建支援策を講じようとするものである。

この計画による住宅供給戸数は、下表のとおりであり、災害復興公営住宅の建設戸数の内訳は、当初尼崎市が730戸、県が670戸の合計1,400戸であった。

しかしながら、平成8年3月にいたり、応急仮設住宅の実態調査等から、圧倒的に1DKが不足することが判明したため、今福団地、道意町団地および

住宅供給戸数
(平成9年3月31日現在)

住宅種別	上段：供給戸数 下段：割合	
	当初	最終
災害復興公営住宅 (尼崎市+県)	1,400戸 (10.0%)	1,567戸 (10.7%)
公営住宅空家	0戸 (0.0%)	434戸 (2.9%)
災害復興準公営住宅	1,300戸 (9.3%)	1,469戸 (10.0%)
再開発系住宅	400戸 (2.9%)	301戸 (2.0%)
公団・公社住宅	1,000戸 (7.1%)	1,053戸 (7.2%)
公的住宅計	4,100戸 (29.3%)	4,824戸 (32.8%)
民間住宅計	9,900戸 (70.7%)	9,900戸 (67.2%)
総合計	14,000戸 (100.0%)	14,724戸 (100.0%)

潮江団地で予定していた3DK住戸をすべて1DK住戸にするため設計変更し、結果的に災害復興公営住宅総供給戸数の半数以上が1DK住戸となり、最終的には、尼崎市1,032戸、県535戸の合計1,567戸の災害復興公営住宅を供給することとなった。

※(2) 建設用地の確保

都市局では、地震直後の1月23日から既存市営木造住宅の建て替えと新規用地の購入による二本立て方式により災害復興公営住宅を供給すべく建設用地の検討を開始した。

建設用地の選定、用地交渉にあたっては、大震災に伴う災害復興公営住宅の建設であることから、平成9年3月までの着工が義務づけられるという急施を要する状況下にあったため、他の部局や各種経済団体に協力を仰ぐことなく都市局独自に用地や企業の動向に関する情報を基に行った。

その結果、最終的には、40か所の建設候補地について、移転時期、売買可能面積、希望売買価格、売買契約締結時期等について調査、確認を行い、5か所(道意町6丁目、今福1丁目、潮江5丁目、久々知3丁目および潮江1丁目)で建設用地を買収ないし定期借地権方式により確保することとなった。用地買収場所および面積等は下表のとおり。

用地買収場所および面積等
(平成9年3月31日現在)

場所	面積	契約年月	方式
道意町6丁目	4,900m ²	8年3月	定期借地権
今福1丁目	4,600m ²	8年10月	買収
潮江5丁目	8,500m ²	9年3月	買収
久々知3丁目	2,700m ²	8年3月	買収
潮江1丁目	4,300m ²	9年3月	買収

結果的に、災害復興公営住宅建設用地は、当初都市局で予定していた場所とは異なった場所にはなったが、当初計画予定箇所数を確保することができた。この過程で、直面した問題点や評価してよい点は、

次のとおりである。

- ① 住宅の損壊状況等から、恒久的住宅の建設が必須の状況のなかで、用地の取得については、都市局を挙げて取り組んだものであること。
- ② 市内北部には、まとまった規模の土地（おおむね4,000㎡以上）が少なく、あった場合でもその大部分が生産緑地等であり、当初6行政区に均等に災害復興公営住宅を建設しようとしたが、結果的には南部地域での建設が多く、とくに新規に用地を求めたところはすべて南部地域となったこと。
- ③ ②とも関連するが、住居系地域での用地取得が難しく、工業系地域での建設となったこと。しかしながら、このことは、まとまった規模の土地は、事業所用地しかなく、大量の復興住宅を早急に建設するという観点からすればやむをえない要素もある中で、工業系地域であっても可能な限り住環境に配慮し、用地を選定したものであること。
- ④ 定期借地権方式による建設用地の確保は、一般論としてはイニシャルコストの削減面等から評価する向きもあるが、50年経過後には用地を返還しなければならず、その評価については難しい点も

反省

① 応募戸数の見込

震災後、ただちに全庁統一的な住宅損壊の全戸調査を実施していないため、同一住宅についての損壊状況が調査実施担当課により異なり、このことが災害復興公営住宅の申し込みにまで影響した。

② ソフト面での管理対策

災害復興公営住宅の管理については、その供給が1DK型・2DK型を主体としている関係上ファミリー世帯の入居が少なく、逆に高齢者世帯等の入居が多くなることから、コミュニティの育成や団地の活性化にソフト面からの対応が必要となる。

③ 家賃通減化制度の創設

震災で家財等の資産の消滅や所得が減少したことにより、家賃負担能力が著しく低下した被災者が、恒久住宅へ円滑に移行し、生活再建ができることを目的とした家賃通減化制度の創設が必要である。

注：平成8年10月1日から施行

あるが、民間企業がこれまで経験したことのない大震災からの復興のため、社会的責任を果たしたという点については大いに評価してよいものであること。

※(3) 災害復興公営住宅の建設計画等

都市局においては、昭和49年度から木造住宅の建替えに着手し、ようやく同事業の収束を迎えつつあるとき大震災に遭遇した。そこでただちに、新たに用地を求め建設する住宅と木造の建替住宅をあわせ、災害復興公営住宅として供給することを決定したが、その団地別・型別最終戸数は下表のとおりである。

尼崎市災害復興公営住宅建設戸数（最終）
（平成9年3月31日現在）

団地名	戸数	型別			
		1DK	2DK	3DK	4DK
大物	29	0	3	23	3
友行西カイチ	15	0	0	15	0
時友長ノ手3期	85	0	42	43	0
神崎北	57	30	20	7	0
西長洲北	70	32	34	4	0
今福	136	112	24	0	0
道意町	150	106	44	0	0
潮江	240	192	48	0	0
(仮称)久々知	52	29	18	5	0
(仮称)潮江北	78	26	24	28	0
(仮称)金楽寺町 (公団借上)	120	20	50	50	0
合計	1,032	547	307	175	3

※(仮称)久々知団地は全住戸LDKである。また、各団地については、高齢者等にやさしい安全で快適な恒久的住居を供給することを目的として、

- ① 災害復興住宅供給協議会が決定した「阪神淡路大震災に係る災害復興住宅の方針」に基づく設計の実施
- ② 全災害復興公営住宅のバリアフリー化
- ③ 神崎北団地30戸、西長洲北団地30戸、今福団地30戸、道意町団地30戸および潮江団地60戸の計180戸（すべて1DK）についてシルバーハ

ウジングの導入

- ④ コミュニティプラザ方式集会所の導入
- ⑤ (仮称)久々知団地22戸について、共同居住型シルバーハウジングの導入

以上の方針の下に設計し、順次議会の議決を得て、建設に着手しているところである。建設工期については下表のとおりである。

尼崎市災害復興公営住宅の建設工期
(平成9年3月31日現在)

団地名	建設工期
大物	平成7年10月～8年12月
友行西カイチ	平成7年10月～8年10月
時友長ノ手3期	平成8年3月～9年8月
神崎北	平成8年10月～9年11月
西長洲北	平成8年10月～10年3月
今福	平成8年10月～10年3月
道意町	平成8年12月～10年5月
潮江	平成9年3月～10年8月
(仮称)久々知	平成9年12月～11年1月
(仮称)潮江北	平成9年10月～10年12月
(仮称)金楽寺町 (公団借上)	平成9年5月～10年8月

用語の説明

バリアフリー：

高齢者や障害者を含むすべての人々が安全、円滑に日常生活を送れるよう、たとえば住居内の風呂、トイレなどの段差をなくし平面化を図る考え方。バリアフリーの普及には、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていくうえで大きな役割を果たすことが期待されている。

感想

今後、ますます高齢社会化が進展するなかでさらなるシルバーハウジングの導入、一般公営住宅の高齢者仕様への改造、老朽化した鉄筋住宅の建替え、コミュニティ公営住宅の導入など、災害復興公営住宅の供給に止まらず、公営住宅が担う役割は今後もまだまだ大きなものがあると思われる。

いずれにしろ、大震災に伴うシルバーハウジングやバリアフリー化住宅の供給により、激甚地区の指定を受けた市町の災害復興公営住宅を中心とする公営住宅群は、高齢化社会に対応しうる住宅を有する先進市町として高い評価を得ることは確実である。

用語の説明

シルバーハウジング：

トイレの浴室に手すりを設置するなど高齢者向けの設備、構造をもち、緊急時に対応する生活援助員を配置した住宅。

4 公営住宅等への入居あっせん

※(1) 災害復興住宅の供給

災害復興住宅の募集方法や申込資格などについて検討する機関として、建設省、兵庫県、神戸市、尼崎市、芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、津名町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、住宅・都市整備公団、兵庫県住宅供給公社および神戸市住宅供給公社により、災害復興住宅供給協議会管理部会が平成7年3月22日に設置された。

同部会で、災害復興住宅の募集については建設省の指導で、県・被災各市町・公団・公社の各事業主体が一元的に募集していくこととなった。

一元募集の実施方法および申込資格などについては、3月22日以降9月13日までの間に建設省・各事業主体による協議・検討を計16回行い、また第1次募集以降の募集に際しても適宜、協議・検討した。

募集期間と募集方法等は次のとおりであり、募集状況は下表のとおりである。

1) 募集期間

▷第1次一元募集

平成7年10月31日～11月15日

第1次一元募集状況
(平成7年11月15日現在)

区分	募集戸数	申込者数	倍率	
災害公営住宅	大物団地	29	620	21.3
	友行西 カイチ団地	15	110	7.3
	計	44	730	16.5
空家住宅	第1種	70	307	4.3
	第2種	30	983	32.7
	計	100	1,290	12.9
特公賃	時友 長ノ手団地	25	29	1.1
合計	169	2,049	12.1	

注) 特公賃……特定公共賃貸住宅

2) 募集単位

募集は、被災地の地域性等を考慮して、次のブロック単位で実施する。

▷神戸ブロック

兵庫県・神戸市・公団・県公社・神戸市公社で構成

▷阪神ブロック

兵庫県・尼崎市・芦屋市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・公団・県公社で構成

▷淡路ブロック

兵庫県・津名町・北淡町・一宮町・五色町・東浦町・公団・県公社で構成

▷東播磨ブロック

兵庫県・明石市・公団・県公社で構成

なお、本市は西宮市とともに阪神ブロックの幹事市となっている。

3) 募集住宅

募集住宅は、県・被災各市町の災害公営住宅、空家住宅、公団・公社住宅（新築・空家）とし、恒久住宅への入居決定を早期に行うことにより被災者に精神的な安心感を与えるために建設が確定した住宅について募集対象としていく。

4) 申込資格

阪神・淡路大震災により、それまで自己の居住していた住宅が、倒壊または焼失するなどして居住できなくなり、全壊（焼）または半壊（焼）で、り災証明書を提出でき、かつ家屋の解体を証明または確認できる人で、現在住宅に困っている人。

ただし、応急仮設住宅と公的賃貸住宅の一時入居者については、家屋解体の要件は問わない。

他の申込資格については、通常の市営住宅等の申込資格に準じる。

5) 入居者の決定

申込者の数が募集戸数を超える場合は、抽せんにより入居者を定めるが、公営住宅と改良住宅の入居資格については、平成7年2月26日に施行された被災市街地復興特別措置法第21条で、「阪神・淡路大震災により滅失した住宅に居住していた被災者につ

いては、当該災害発生の日から起算して3年を経過する日までの間は、『現に住宅に困窮していることが明らかな者であること』の条件を具備する者を公営住宅法第17条各号に掲げる条件を具備する者とみなす」との規定等を踏まえ、抽せんの際に、次の優先措置をとることとなった。

- ▷市営住宅については、本市で被災した被災者を優先する。
- ▷各募集住宅の本来の入居基準に該当する人を優先する。
- ▷高齢者・障害者等の社会的弱者枠として各募集住宅ごとに3割の優先枠を設け、同枠の抽せんで落選した人は、一般枠で再抽せんを行う。

6) PR方法

県で記者発表するとともに市報あまがさきに募集要領を掲載。

応急仮設住宅入居者と公的賃貸住宅入居者に対しては申込案内書を全戸に配付し、また市外の民間住宅への避難者に対しては申し出があれば郵送した。

さらに応急仮設住宅入居者に対しては、申し込みの相談・誘導を行った。

❖(2) 特定優良賃貸住宅(準公営住宅)の供給

1) 制度概要

震災で住宅を失った世帯に対して適正な家賃負担で、優良な賃貸住宅を供給するため、国の「特定優良賃貸住宅制度」を活用して民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅を借り上げて公的な賃貸住宅として供給する。

2) 平成7年度供給実績

特定優良賃貸住宅供給戸数
(平成8年3月31日現在)

事業主体	団地数	戸数
兵庫県	1	15
尼崎市	2	83
合計	3	98

※参考

なお、平成8年度実績(平成9年3月31日現在)は、兵庫県分が6団地・115戸、尼崎市分が5団地・154戸で計11団地・269戸である。

5 民間住宅の再建支援

❖(1) 被災住宅の応急修理

1) 目的

災害によって住家が半焼か半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない人に対し、必要最小限度の補修を行い、被災者を保護するもの。

2) 実施方法

1世帯当たり29万5,000円の範囲の現物給付をもって実施した。

なお、現物給付とは、木材、釘等の修繕に必要な材料を支給するのではなく、本市の指定する業者により、必要な修繕箇所を応急的に修理することである。

3) 修理時期

- 1) 受付期間
平成7年3月6日～16日
(ただし、土・日曜日を除く)

- 2) 修理時期

平成7年3月20日～31日

4) 修理件数

261件(受付件数316件)

❖(2) 総合住宅相談所の開設

住宅復旧センター閉鎖後、被災した住宅の復興を促進するために、財産関係・建築技術・まちづくり等に関する各種相談・指導や公的施策の紹介および住宅に関する情報提供など、総合的な住宅相談に対

応できる総合住宅相談所を県内9か所に開設した。
本市でも分室として1か所設置した。分室の相談件数と相談内容については下表のとおりである。

1 相談所の沿革

▷実施主体

国・兵庫県・被災各市町および(財)阪神・淡路大震災復興基金

▷設置場所

県内 9か所

▷尼崎分室の開設日、設置場所

平成7年4月24日、本庁北館5階会議室

▷相談体制

4人(県職員1人、市職員1人、嘱託1人、女子臨時職員1人)

※週1～2回、税理士および建築士を相談員として配備した。

2 尼崎分室の相談件数と相談内容

尼崎分室の相談件数および相談内容
(平成7年4月24日～平成8年3月31日)

相談件数	4,160	
相談内容の内訳		
内容	件数	比率
賃貸住宅入居情報相談	538	12.93
融資相談	1,151	27.67
補修等の技術相談	883	21.23
借地・借家・不動産取引	567	13.63
解体・仮設住宅・義援金	703	16.90
税理士・建築士・公庫	318	7.64

被災建築物の復旧活動が活発化するに伴い建築確認申請ばかりでなく、その事前相談などが急激に増大している。とりわけ、被災を受けた既存不適格建築物の復旧に対する相談が多い。

代表例としては、

- ▷戸建て住宅等の建て替えの接道規定について
- ▷応急仮設建築物の取り扱いについて
- ▷容積率不適格の分譲マンションの建て替えに伴う震災復興型総合設計制度の運用について

等々

●第4節 応急仮設住宅の運営

❖(1) 「仮設住宅担当」の誕生

平成7年4月1日「仮設住宅担当」の組織が発足し、これまで住宅管理課が担当していた応急仮設住宅の入居・管理事務を引き継ぎ、執り行うことになった。

第2次募集の入居者への鍵渡しから事務を引き継ぎ、今後どうなるのかという不安も混じりながら、完成に合わせて順次鍵渡しを行い平成7年7月20日額田町仮設住宅24戸分で終了することになった。

❖(2) 住宅相談等による応急仮設住宅入居事務

① 第2次避難所住宅相談

平成7年5月26日、27日に第2次避難所に避難している世帯を対象に住宅相談を行い、81世帯を応急仮設住宅にあっせんした。

② 一般住宅相談

平成7年6月8日、9日に応急仮設住宅の第1次、2次募集のいずれにも応募しておらず、全壊の判定（義援金）で住宅困窮者である世帯に対して住宅相談を行った。結果は、216世帯をあっせんした。以後入居あっせんは行わなかったが、相談の窓口は常時開設していた。

③ 住み替え希望相談

応急仮設住宅への入居は、当選順位ごとに完成に合わせて順次されていったが、第2次の鍵渡しからは、供給できる応急仮設住宅の場所数が増加したこともあり、住む仮設住宅の選択を認めてほしいという要望が出てきた。

そこで、仮設住宅相互間で希望のかなった者同士で住み替えができる制度を設立し、「仮設住宅住み替え希望相談」の窓口を開設した。希望人員は200人を越えたが、58人が成立して相互に住み替えを行っ

た。

※応急仮設住宅建設、入居戸数、自治会設立状況
(平成8年3月31日現在)

・ 応急仮設住宅建設戸数	50か所	2,218戸
・ 入居戸数	50か所	2,074戸
・ 自治会の設立数		23か所

❖(3) 入居完了後

① 入居者から市への要望・苦情

仮設住宅の入居は、寒さの厳しい2月から始まり、7月末の暑い盛りまで続いたが、住宅内での生活が軌道に乗ると、生活実態に即した要望が入居者の間から出されるようになった。各団地で自治会が設立されているところでは自治会単位で要望が出されている。

要望・苦情件数は約400件に達し、内訳と経費は下表のとおりである。梅雨の時期を迎え、雨水の排水対策、高齢者や障害者のための手すりやスロープの設置、庇・エアコンの設置、すきま風・害虫対策、草刈りなどにとくに要望・苦情が集中した。

仮設住宅関連維持管理経費

(平成8年3月31日現在)

項 目	金 額 (千円)
雨 水 対 策 費	68,000
高 齢 者 ・ 障 害 者 対 策 費	8,000
エ ア コ ン の 設 置 費	138,492
環 境 整 備 費	74,000
本 体 維 持 管 理 費	31,500
	319,992

平成7年7月から8月までは、上記経費については財源確保がままならず、極めて予算化が難しく、要望・苦情が来ても何もできず、入居者に辛抱をかけるのみの状況であった。しかし、県費補助や復興基金で財源確保ができ、また(社)プレハブ協会応急仮設住宅管理センターの設立により、要望・苦情に対して早急に対応できる体制ができ上がった。

2 入居者同士の輪

自然発生的にコミュニティの輪ができあがりつつあった。住宅内での孤独死という出来事から、高齢者のいる家庭に「元気印」のハンカチを配付して、在宅中は玄関先にそのハンカチを下げておくといった運動や、自治会の発足、時折々の行事（誕生日会、敬老の日、クリスマス会、餅つき大会等々）、保健婦の仮設住宅訪問、巡回相談などが行われ、仮設住宅内でもやっと落ち着いた生活が営まれ出した。

※(4) ふれあいセンターの設置

仮設住宅に住む高齢者等の自立を支援し、心身のケアとコミュニティ形成の場の提供として「ふれあいセンター」を設置するのに伴い、その管理運営経費の一部を補助することとなった。

設置は当初100戸以上の大規模仮設住宅地とされ、尼崎市では平成7年7月に小田南（B）、橋公園、東園田野球場、神崎の4仮設住宅地に「ふれあいセンター」がオープンした。その後、100戸未満50戸以上の中規模仮設住宅地にも拡充設置されることになり、翌年3月に蓬川公園、道意公園、潮江公園、記念公園、小田南（A）地区、小田南（H）地区、猪名川の7仮設住宅地にも「ふれあいセンター」が相次いでオープンし、被災者の自立支援のための活動が行われるようになった。

ふれあいセンターの概要

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 設置主体 | ふれあいセンター推進協議会 |
| 2 | 建設費用 | 復興基金1/2、県1/2 |
| 3 | 管理運営 | ふれあいセンター運営協議会
(構成⇒社協、民協、ボランティア、
仮設自治会等) |
| 4 | 管理運営費 | 復興基金1/2、県1/4、市1/4 |
| 5 | 運営内容 | ①心身の健康増進事業
②生きがいにつながる事業
③ふれあい交流
④生活情報等の事業 |

ふれあいセンター一覧

名称	対象戸数	所在地
小田南・A	158戸	杭瀬南新町3-4-56
小田南・B	100戸	杭瀬南新町3-3-1
小田南・H	170戸	杭瀬南新町3-3-1 (野球場内)
神崎	296戸	神崎町12-28
橋公園	144戸	東七松町1-22-1
東園田	200戸	東園田町2-245
猪名川	104戸	豊中市利倉1-12
潮江公園	76戸	潮江3-2-1
記念公園	80戸	西長洲町1-4-6
蓬川公園	50戸	崇徳院3-1 7棟5号
道意公園	70戸	道意町6-8 7棟1号
東難波	66戸	東難波町2-15-16 2棟2号



ふれあいセンター



ふれあいセンター事業の料理教室

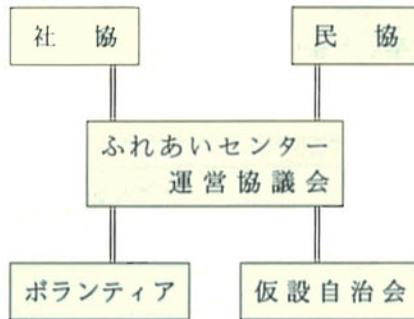
ふれあいセンターの運営は、「ふれあいセンター運営協議会」で行われた。その構成は、社会福祉協

議会、民生児童委員協議会の各地区役員とボランティア、仮設住宅自治会等で構成した。

ふれあいセンター補助金

規 模	形 態	補助金（年額）
100戸以上	新 築	200万円
50戸以上 100戸未満	新 築	140万円
	空 き 室 2 室 利 用	120万円
	空 き 室 1 室 利 用	90万円

ふれあいセンター支援組織



❖(5) 巡回指導・相談活動

① 保健所職員による支援活動

市内6保健所における仮設住宅への訪問活動開始日は、建設時期が違うことから下表のようになっている。

地区別訪問活動開始日

	本 庁	小 田	大 庄	立 花	武 庫	園 田
開始日	5月1日	2月17日	4月21日	5月19日	5月8日	3月22日

活動は、いずれの保健所も保健婦による入居者の状況把握から始めた。たとえば、治療中の病気はあるのか、かかりつけの医院があるのか、仮設から通えるのかといった医療の状況、睡眠や不安について、その他健康状況について、また、どこの地域からの転居であるのかや食事や風呂はどうしているのかといった生活状況についても1軒1軒訪問して聞き取りを行った。また、同時に保健所事業の紹介文など

も配付した。

しかし、昼間は訪問しても留守の家庭が多く、メモを投函しても連絡がないことなどが多かった。そのような時、日を変えて何度も訪問したり、場合によっては休日に訪問したケースもあった。

入居後2週間から1か月の期間では、隣近所で助け合うことがあまり期待できず、地区役員や民生委員の活動や地域の組織による支援が不可欠だったといえる。

「仮設に移り、主治医まで通うには電車、バスを乗り継がなければ行けないが、近くの医療機関がわからないので」と元の医療機関まで通っているという人やユニットバスに慣れず使いにくいという高齢者の話も多く聞かれたが、皆一様に避難所から移り安堵したといった状況であった。

このような訪問活動で面接できた世帯数は、次ページ表のとおり全戸数の66.2%（1,469世帯）に及び、そのうち高齢者や障害者など、継続して何らかの支援が必要な要介護世帯は、31.4%（696世帯）を占めている。

仮設入居者の状況は、各仮設で多少異なっているが、たとえば、援護を必要とする住民が多く入居している東園田仮設、猪名川仮設、小田南A・B仮設の状況を見てみると次のようになっている。

東園田仮設では、全世帯の9割が60歳以上で占められており、健康状況では、世帯主の6割以上が何らかの疾病、不調を訴え、また高齢になるほど不健康を訴える人が増加している。そして、疾病別の状況では、成人病とくに高血圧が最も多く、その他外傷、骨、関節等の疾患となっている。

猪名川仮設では、全世帯の6割が60歳以上で占められており、とくに80歳以上の高齢者が目立つ。また、疾病別の状況では、成人病が約4割と最も多く、次いで身体障害、精神障害の順となっている。

小田南A・B仮設では、全世帯の6割が高齢、独居、身体障害などの要援護世帯であり、また、何らかの疾病を有する人が8割近くを占めている。

入居者各々が住み慣れた場所を離れ、見知らぬ土

保健所職員による仮設住宅入居者への訪問活動の状況

(平成7年7月25日現在)

地区 (保健所)	住宅名	戸数	面接世帯数 (人数)	要援護者世帯数 (人数)	(再掲)要援護者				不明
					独居者	障害者	高齢者	その他	
本庁 (中央)	北難波公園	20	20(61)	10(14)	5		2	7	
	東難波町	46	42(87)	16(19)	6		6	7	4
	北城内	40	37(60)	17(19)	7	2	4	6	3
	南城内	14	14(24)	9(9)	6		3		
	大物川緑地	14	13(40)	5(8)	1		1	6	1
計	5か所	134	126(272)	57(69)	25	2	16	26	8
立花 (北)	梶田公園	42	30(52)	19(21)	10			11	12
	高田公園	40	26(30)	18(23)	5	3		15	14
	名月西公園	16	11(11)	5(5)	1			4	5
	名和公園	16	11(14)	5(6)	1	3		2	5
	橋公園野球場	144	78(94)	55(66)	24	3	20	19	66
	富松北公園	12	5(9)	3(3)	3				7
	大西新町公園	36	28(28)	13(15)	2		1	12	8
	川辺公園	12	6(7)	4(4)	2			2	6
	昭和公園	8	5(5)	5(5)	4			1	3
	名月公園	12	6(6)	3(3)	1			2	6
	福住公園	8	6(11)	5(7)	3		4		2
	名神町1丁目	24	12(13)	7(7)	4	1		2	12
	大西町1丁目	12	3(5)	1(1)				1	9
三反田(高齢・障害者向)	24	20(21)	20(20)	18	1	1		4	
計	14か所	406	247(306)	163(186)	78	11	26	71	159
武庫 (武庫)	二本松公園	32	23(66)	11(11)	2	1	1	7	9
	友行公園	16	10(26)	2(2)				2	6
	武庫庄公園	12	7(13)	6(9)			6	3	5
	友行西公園	12	7(15)	1(1)				1	5
計	4か所	72	47(120)	20(23)	2	1	7	13	25
園田 (園田)	東園田球場・庭球場	200	196(219)	59(62)	31	6	17	8	4
	猪名川公園野球場	104	72(83)	27(35)	12	7	10	6	32
	食満1丁目	24	9(9)	5(5)	3		2		15
	向田公園	12	9(9)	1(2)			2		3
	田能西公園	40	2(2)	1(1)			1		38
	南台公園	8	2(2)	2(2)	2				6
	二十公園	8	8(12)	5(5)	1	2	1	1	
計	7か所	396	298(336)	100(112)	49	15	33	15	98
小田 (東)	小田南公園A	150	114(123)	85(92)	33	30	22	7	36
	小田南公園B	100	97(107)	42(50)	23	4	8	15	3
	小田南球場H	170	124(139)	58(65)	18	4	33	10	46
	神崎1期	32	25(59)	14(20)	3	7	2	8	7
	神崎2期	264	179(347)	44(54)	16	25	3	10	85
	次屋	20	7(9)	4(5)		4		1	13
	記念公園サブグラウンド	80	26(26)	3(3)	1			2	54
	今福公園	12	4(4)	2(2)	2				8
	久々知3丁目	32	12(12)	5(5)	1	1	1	2	20
	潮江公園	76	14(14)	2(2)	1			1	62
	長洲公園	8	2(2)	1(1)	1				6
	潮江1丁目	18	14(14)	2(2)	1			1	4
	小田南(高齢・障害者向)	24	20(22)	20(20)	17	1	2		4
	民有地	24	未入居	—	—	—	—	—	24
小田南公園	8	未入居	—	—	—	—	—	8	
計	14か所	1,018	638(878)	282(321)	117	76	71	57	380
大庄 (西)	道意公園	70	63(122)	37(39)	8	8	12	11	7
	大庄公園	32	10(15)	8(10)	4	3	2	1	22
	蓬川公園	50	18(32)	12(12)	2	5	4	1	32
	下稲葉公園	12	8(14)	6(8)	2		6		4
	浜田公園	16	7(12)	6(8)	2		2	4	9
菜切山町	12	7(23)	5(13)	1	3	4	5	5	
計	6か所	192	113(218)	74(90)	19	19	30	22	79
総計	50か所	2,218	1,469(2,130)	696(801)	290	124	183	204	749
	率(%)		66.2	31.4	36.2	15.5	22.8	25.5	33.8

地で見知らぬ人と生活する不安を抱えており、さらに仮設住宅の建設用地が買い物や通院に不便な場所が多いことも手伝って、今まで住み慣れた地域ではどうにか生活できていた人たちの潜在的な問題が急激に表面化してきた。

また、健康状態の悪化も予想されたため保健婦を中心に訪問活動を継続実施している。

実際に訪問活動をしていると、仮設住宅に移ったことで、食料品を買える場所が遠く食事が偏ってしまったり、今まで通院していたかかりつけの医院が遠くなり、通院回数が減ったり行かなくなって持病が悪化したケースや閉じこもりがちになり心の不安を訴えるケースなど、震災前にはなかった問題に出会うことが多い。隣近所との人間関係から血圧が上昇してしまう人から「周囲に知り合いがないのでおしゃべりができなくて寂しい」と心の内を打ち明けられ、帰りがけに「今日は、ほっとしました」と言われて、励ましの言葉に窮したこともある。

そのほか必要に応じて、保健所の栄養士、歯科衛生士、精神保健相談員等の訪問活動も行っている。

② 巡回保健・栄養相談活動

平成7年5月15日からは、仮設住宅入居者に対する心身両面からの支援活動を行うため、保健所職員による支援活動と並行して、巡回保健栄養相談を開始している。

実施形態としては、医師2人、保健婦1人、栄養士1人、歯科衛生士1人を月6～7回ずつ臨時雇用し、保健所からの要請に応じて巡回訪問を実施し、保健・栄養・歯科等に関する相談業務を行っている。

現在のところ、整形外科と精神科に関することが多く、前述したような治療が必要であるにもかかわらず、かかりつけの医師が遠方であるとか、仮設住宅に近い病院がどこにあるかわからないなどの理由で受診できないと訴える人について、医師の巡回指導を受け現在の症状を判断してもらうことで、適切な治療に結びつき、保健婦の活動に対しても良い情報となっている。

また、7月19日に完成した「東園田ふれあいセン

地区別訪問件数

(平成7年2月～平成8年3月)

本 庁	小 田	大 庄	立 花	武 庫	園 田	計
435	2,189	787	659	129	653	4,852

疾病別保健婦訪問件数

(平成7年2月～平成8年3月)

疾 病 名 等	件 数	割合 (%)
精 神 障 害	516	10.6
心 身 障 害	242	5.0
成 人 病	1,503	31.0
認 定 公 害 病	139	2.9
感 染 症	1	—
結 核	32	0.7
そ の 他 の 疾 病	1,077	22.2
家 族 計 画、妊 産 婦 相 談	39	0.8
乳 幼 児 相 談	59	1.2
そ の 他	1,244	25.6
合 計	4,852	100.0

ふれあいセンターでの活動

(平成7年7月～平成8年3月)

内 容	回 数	延参加者数
健 康 相 談	42	631
健 康 教 育	19	877

巡回保健・栄養相談

(平成7年5月～平成8年3月)

職 種	整 形 外 科 医	精 神 科 医	保 健 婦	栄 養 士	計
訪 問 回 数	74	66	77	74	291
延 件 数	128	120	324	158	730

巡回保健・栄養相談での相談内容

(平成7年2月～平成8年3月)

疾 病 名 等	件 数	割合 (%)
精 神 障 害	124	17.0
心 身 障 害	85	11.6
成 人 病	178	24.4
認 定 公 害 病	46	6.3
結 核	1	0.1
そ の 他 の 疾 病	252	34.5
そ の 他	44	6.1
合 計	730	100.0

ター」等13か所で所管保健所の職員とともに月1回程度集団形式による健康教育や健康相談を実施し仮設住宅入居者の不安の解消や助言、また要介護者の把握や情報交換、さらにはコミュニティの醸成に努めながら活動を行っている。

※(6) ケア付き仮設住宅

高齢者・障害者向けのケア付き仮設住宅が、三反田町と小田南公園に各24戸建設され、5月16日に入居が始まった。入居者は、外出することも少なく1日中部屋で過ごすことが多いが、一般の仮設住宅と違ってこの住宅には、1棟ごとに介護人が24時間常駐していることと共同炊事場や浴室でのふれあいもあり、安心感につながっている。

保健所の関わりは、保健婦が各部屋を訪問し、医療についての相談を受けたり、リハビリテーションの指導を行っているほか、話し相手となっており、このことが心のケアになっている。

◎ ケア付き仮設の運営に携わって（高齢者等避難者援護担当：ライフサポートチーム）

チームの主な業務になったケア付き仮設は、心身に障害のある被災者向け仮設住宅であり、小田南公園に2棟24室（小田南ケア付き仮設）、教育総合センター敷地内に2棟24室（三反田ケア付き仮設）の建設が始まろうとしていた。

しかし、運営主体が決まっていなかった、予算が全くないなどチームにとっては白紙の状態であった。とはいっても、5月の入居を控え緊急に対応を要するものであった。

運営について、社会福祉事業団に持ちかけたところ、24時間施設運営のノウハウがない、従事者の確保の見通しが無いとの理由で受け入れてもらえず、急ぎ局内で検討した結果、特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人に委託を内定した。

<ケア付き仮設住宅の概要>

○小田南ケア付き仮設住宅

運営主体：社会福祉法人 尼崎老人福祉会

特別養護老人ホーム「喜楽苑」

設置場所：小田南公園

設置数：1棟14室、1棟10室

○三反田ケア付き仮設住宅

運営主体：社会福祉法人 阪神共同福祉会

特別養護老人ホーム「園田苑」

設置場所：教育総合センター敷地内

設置数：1棟12室×2棟

○入居資格

・65歳以上の高齢者

・身体障害者手帳1級～3級所持者

上記の人であって、日常生活上軽度の介助が必要な人

○特徴：コミュニティルーム（共同食堂）
配置

○介護機能：介護員1人24時間常駐

○介護内容：入浴、洗濯、調理、買物の介助

○居室：6畳一間、流し台、トイレ付き

○共同使用：風呂、洗濯機、調理機器

○入居開始：平成7年5月16日

その他チームの活動内容

(1) 仮設住宅環境整備対策事業の実施

住宅建設課と連携し、段差の解消や手すりの設置、車椅子用スロープの設置などを行った。

① 申請件数：31団地109件

② 決定方法：全世帯訪問による

③ 施工箇所：360件

④ 施工者：プレハブ協会の会員事業所

(2) 社会福祉協議会と連携した安心プザーの全世帯供与

(3) 関係部局に対する県の復興対策事業の情報提供

(4) 日本ユニシスの協力を得て、パソコンを利用した仮設住宅入居者支援システムの開発研究

(5) 市民相談課が主催する被災者生活支援調整チームへの参画

(6) ボランティアとの連携

引越しボランティアや大工ボランティアと

連携し、ケア付き仮設住宅の入居支援や棚の取り付けを行う。

(7) 都市局が行った避難所での住宅相談や仮設住宅入居説明会に参画

(8) その他 ふれあいセンターの方向づけ等必要に応じて関係部局との連絡調整を行った。

※(7) その他の保健活動

各保健所ごとに仮設住宅入居者を対象に、「ふれあいセンター」等で市民健診として血液検査、尿検査、胸部X線撮影等の検査を実施し、成人病予防や健康状態の把握に努めると同時に、福祉事務所や社会福祉協議会・ボランティア組織等の関連団体と協力のもと、「健康まつり」を開催し、活気づくりの場を設けている。とくに他の入居者との交流もなく、閉鎖的生活をしている被災者とのふれあいと励ましの機会になるよう努めている。